

佐野市立地適正化計画



令和 3 (2021) 年 3 月
佐野市



さのまる©佐野市



はじめに

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中、本市においても、ほぼ全域にわたり人口密度が低下し、このままでは中心市街地の空き家や空き地の増加による都市のスポンジ化、地域コミュニティの機能低下、公共交通サービスの縮小やスーパー・銀行などの撤退等による市民の生活利便性の低下が危惧されています。また、近年、全国で頻発し、本市でも甚大な被害を被った自然災害へ対応するため、ソフトとハードを組み合わせた一体的な防災・減災対策の推進が求められています。



このような社会情勢の変化に対応しつつ、将来にわたって安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、都市計画区域を対象とした「佐野市立地適正化計画」を策定しました。

本計画は、持続可能な都市の形成に向けて、中山間地域の暮らしに必要な生活環境の維持も考慮しつつ、拠点等への居住や医療・福祉、商業等の多様な都市機能の適正な立地を促進し、公共交通ネットワークとの連携を図ることにより、一定の区域内の人口密度を維持しながら、高齢者や子育て世帯など幅広い世代の誰もが住み続けたいと思える、コンパクトなまちづくりを目指すものです。

今後、市民の皆様と、本市の目指す持続可能なまちづくりの理念や必要性を常に共有し、ご理解とご協力をいただきながら、実効性のある誘導施策・事業を推進し、便利で快適、安全・安心なまち、佐野に住んで良かったと実感できるまちづくりに積極的に取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました佐野市立地適正化計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年3月

佐野市長 岡部正英

－ 目 次 －

1.	立地適正化計画の策定にあたって	1
1.1	立地適正化計画とは	1
1.2	立地適正化計画制度の背景と目的	2
1.3	立地適正化計画で定める事項	3
(1)	計画で定める事項	3
(2)	計画の構成	4
1.4	計画の位置づけ	5
1.5	計画期間	6
1.6	計画の対象区域	6
2.	上位・関連計画	7
2.1	上位・関連計画の整理	7
(1)	国土グランドデザイン 2050	7
(2)	足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	8
(3)	第2次佐野市総合計画基本構想・前期基本計画	9
(4)	第2次国土利用計画佐野市計画	10
(5)	佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略	11
(6)	佐野市コンパクトシティ構想	12
(7)	第2次佐野市都市計画マスタープラン	13
(8)	佐野市総合交通マスタープラン	14
(9)	佐野市地域公共交通網形成計画	15
(10)	佐野市市有施設適正配置計画	16
3.	本市の現況・課題について	17
3.1	本市の現状について	17
(1)	人口	17
(2)	市街地形成の状況	20
(3)	公共交通	27
(4)	公共施設と財政	30
(5)	災害	33
(6)	都市構造評価	34
3.2	本市の都市構造上の課題の整理	40
4.	立地の適正化に関する基本的な方針	42
4.1	まちづくりの方針	42
4.2	目指すべき都市の骨格構造	43
4.3	課題解決のための誘導方針	44
5.	都市機能誘導区域及び誘導施設	45
5.1	都市機能誘導区域とは	45
5.2	本市における都市機能誘導区域設定の考え方	46
(1)	都市機能誘導区域の設定の考え方	46
(2)	都市機能誘導区域の設定ステップ	47
5.3	都市機能誘導区域の設定	51
(1)	都市機能誘導区域（市全体）	51
(2)	都市機能誘導区域（佐野エリア・佐野新都市エリア）	52
(3)	都市機能誘導区域（田沼エリア）	52
(4)	都市機能誘導区域（葛生エリア）	53
5.4	誘導施設とは	54
(1)	誘導施設とは	54

5.5	本市における誘導施設設定の考え方	55
(1)	誘導施設の設定の考え方	55
(2)	設定ステップ	55
5.6	誘導施設の設定	56
(1)	拠点周辺における都市機能の立地状況の評価	56
(2)	拠点別の維持・誘導すべき機能	59
(3)	誘導施設の設定	60
6.	居住誘導区域	64
6.1	居住誘導区域とは	64
6.2	本市における居住誘導区域設定の考え方	65
(1)	居住誘導区域設定の考え方	65
(2)	居住誘導区域の設定ステップ	65
6.3	居住誘導区域の設定	73
(1)	居住誘導区域（市全体）	73
(2)	居住誘導区域（佐野エリア・佐野新都市エリア）	74
(3)	居住誘導区域（田沼エリア）	74
(4)	居住誘導区域（葛生エリア）	75
7.	誘導施策	76
7.1	誘導施策の体系	76
7.2	都市機能の誘導に係る施策	77
(1)	国等による施策	77
(2)	国の支援を受けながら取り組む施策	78
(3)	市独自で取り組む施策	79
7.3	居住の誘導に係る施策	80
(1)	国の支援を受けながら取り組む施策	80
(2)	市独自で取り組む施策	80
7.4	公共交通に係る施策	83
(1)	市独自で取り組む施策	83
8.	計画の推進と進捗評価	84
8.1	評価指標及び目標値	84
8.2	計画の進行管理	85
	巻末資料	

1. 立地適正化計画の策定にあたって

1.1 立地適正化計画とは

立地適正化計画制度は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業といった都市機能の立地を適正に誘導し、公共交通ネットワークと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるための包括的なマスタープランとして、平成26年の都市再生特別措置法の改正に伴い創設された制度です。

立地適正化計画では、おおむね20年後の都市の姿を展望し、都市機能や居住を誘導するための基本的な考え方や、具体的な区域を設定するとともに、それらを誘導するための施策等を定めます。

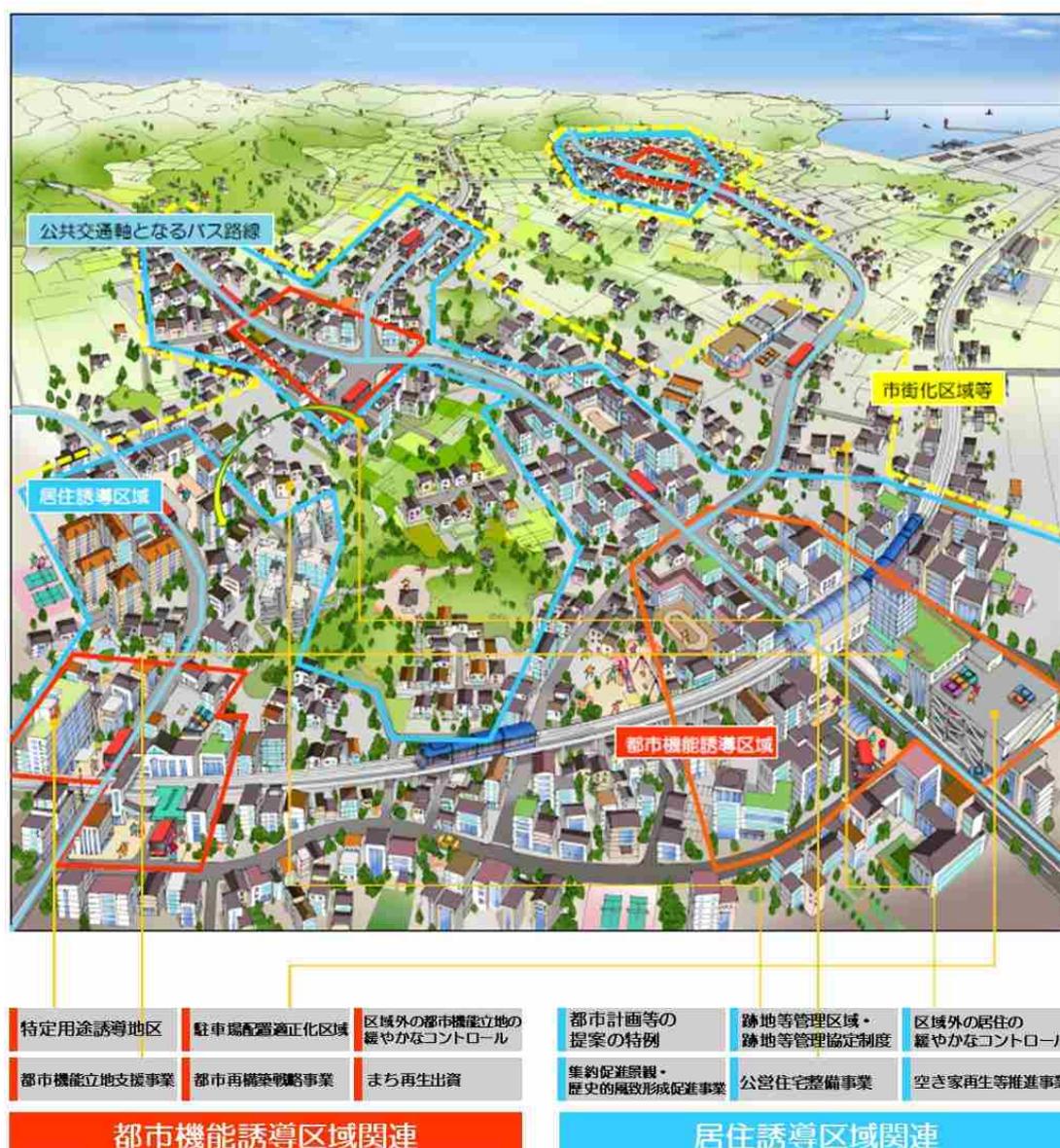


図 1-1 立地適正化計画のイメージ

出典：「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット（国土交通省） 一部改変

1.2 立地適正化計画制度の背景と目的

急速な人口減少と超高齢社会の到来に伴い、人口密度が低下し、地域の活力の低下や都市機能の衰退による生活利便性の低下など、都市経営に関する問題は全国的に大きな課題となっています。

人口減少下においては、拡散した都市機能や居住地を集約することで、各種サービスを効率的に提供するとともに、公共交通を核としたネットワーク化により人・モノ・情報の交流を促進することで、持続可能なまちづくりに取り組むことが必要となっています。

また、これまでの土地利用規制等に加え、都市住民や民間企業の活動にも着目した、量だけではなく質の向上を図るための都市経営が求められています。

このような背景のもと、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、今後都市が目指すべきまちづくりの方向である、都市機能や居住機能を集約した複数の拠点をつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進するための「立地適正化計画制度」が創設されました。

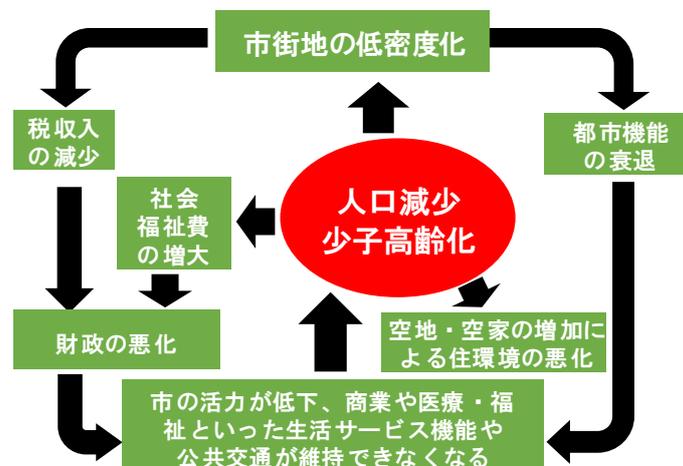


図 1-2 人口減少・少子高齢化に伴う影響

本市の人口は、平成 2（1990）年の 128,276 人を境に減少傾向となっており、令和 22（2040）年には 10 万人を下回る予測となっています。また、高齢化率も上昇を続け、令和 27（2045）年には、本市の人口の 37%に達します。一方で、生産年齢を中心とした人口の減少に伴う歳入の減少、高齢化の進行等を背景とした社会保障費の増大等を要因に歳出の増大が見込まれています。

厳しい財政状況において、持続可能な都市・社会を実現していくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取組みを強力に推進する必要があります。

そこで本市では、持続可能な都市構造への転換を目指し、中心市街地活性化や公共施設再編と合わせた地域の集約化・複合化などの各種取組と誘導施策を、より効率的に整合を図りながら進めることを目的として「佐野市立地適正化計画」を策定します。

1.3 立地適正化計画で定める事項

(1) 計画で定める事項

本計画では、主に以下の事項について定めます。

■立地適正化計画での記載事項

【立地適正化計画の区域】

- ・計画の対象区域は、都市計画区域全域となります。ただし、計画で定める誘導区域は、市街化区域内に定めるものとします。

【立地の適正化に関する基本的な方針】

- ・計画により実現を目指すべき将来の都市像を示します。

【都市機能誘導区域】

- ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

【居住誘導区域】

- ・人口減少の中にあっても、生活サービスや地域のコミュニティが持続的に確保されるよう一定の人口密度を維持すべき区域です。

【誘導施設】

- ・都市機能誘導区域ごとに、地域の特性等に応じ、立地を誘導すべき都市機能増進施設*を定めます。

※都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であり、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

【誘導施策】

- ・都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を整理します。

【目標値の設定・評価方法】

- ・施策等の達成状況を評価・分析するための目標値と方法について整理します。

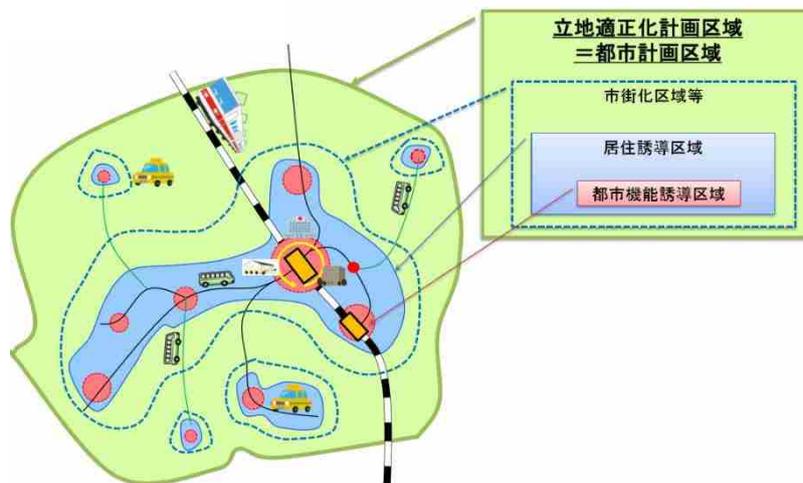
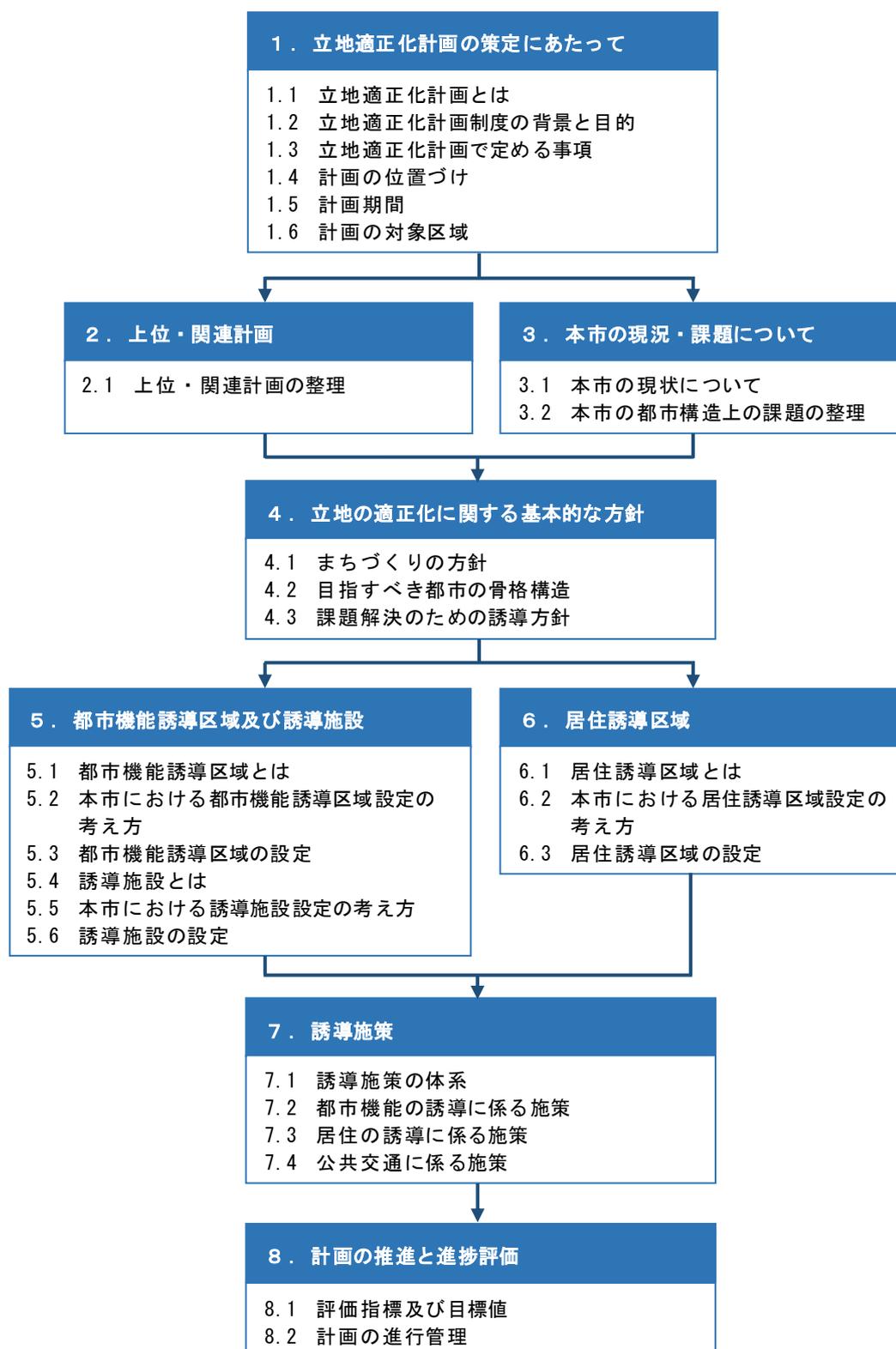


図 1-3 立地適正化計画の区域

出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）

(2) 計画の構成



1.4 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である『第2次佐野市総合計画』や『第2次国土利用計画佐野市計画』、『佐野市コンパクトシティ構想』との整合を図りながら、平成30(2018)年度策定の『第2次佐野市都市計画マスタープラン』の高度化版として、主に市街化区域を対象として策定します。マスタープランの基本理念や将来都市構造、まちづくりの方針に準拠するとともに、交通、医療、福祉、教育文化等の関連する分野との整合を図ります。

なお、本計画は、都市再生特別措置法第82条により、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

■佐野市立地適正化計画の位置づけ

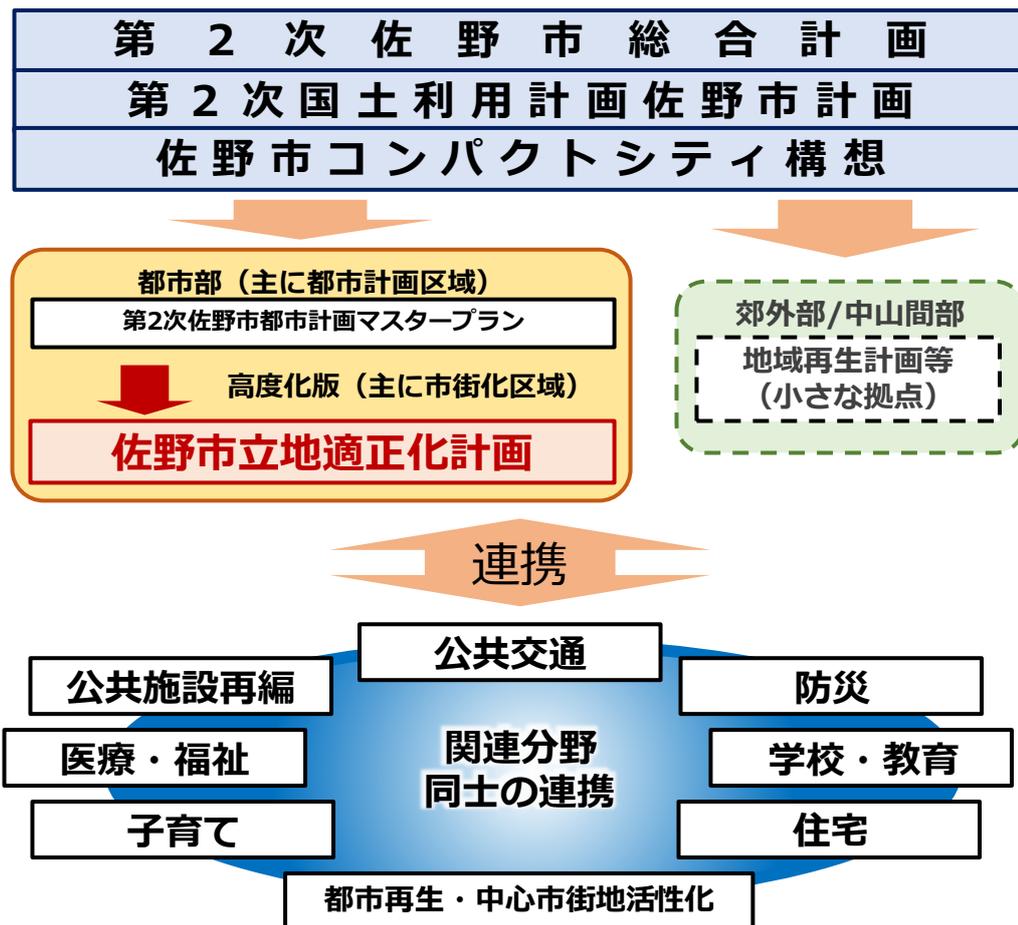


図 1-4 立地適正化計画の位置づけ

1.5 計画期間

本計画の目標年次については、概ね20年後とし、人口減少・超高齢社会に対応した長期的な取組をもとに将来の本市の姿を展望することとします。また、本計画は、社会情勢の変化や施策の進捗状況、上位・関連計画の見直し等を踏まえて、概ね5年ごとに見直しを行うものとしてします。

佐野市立地適正化計画の目標年次

令和 20(2038)年度（概ね5年ごとに見直しを行う）

1.6 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域全域とします。ただし、計画で定める誘導区域は、市街化区域内に定めるものとします。

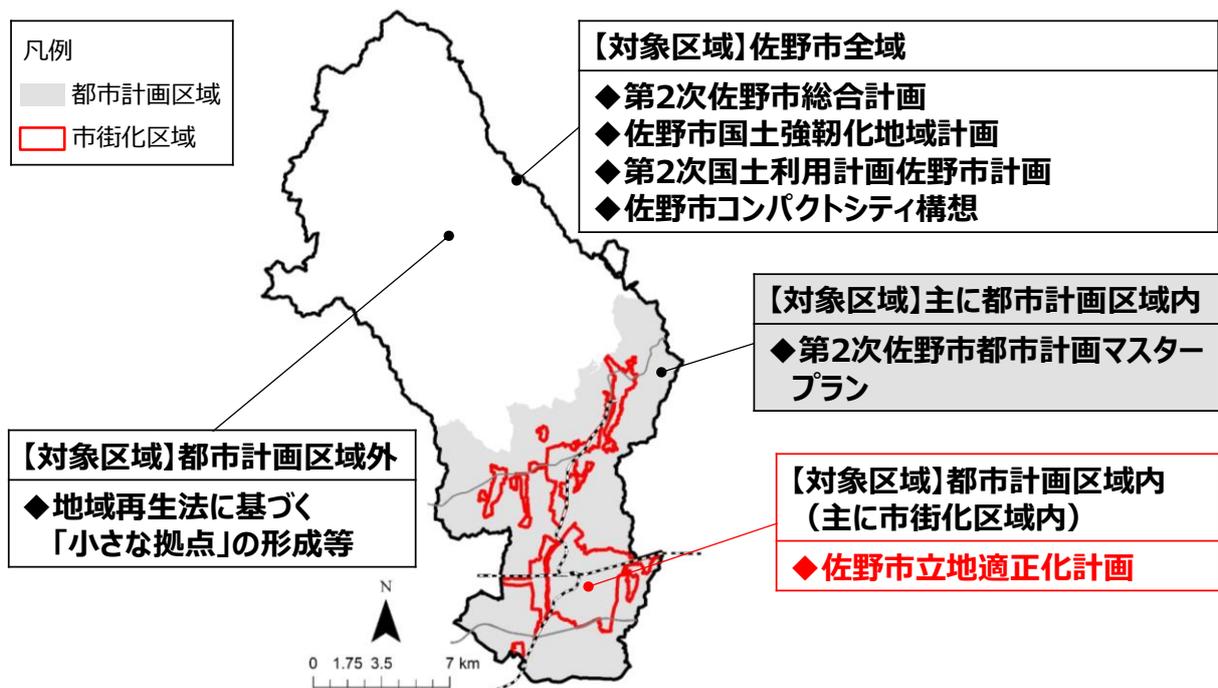


図 1-5 計画の対象区域

2. 上位・関連計画

2.1 上位・関連計画の整理

上位・関連計画について、立地適正化計画と関連する内容を整理します。

(1) 国土グランドデザイン 2050

■基本的考え方

- (1) コンパクト+ネットワーク
 - ① 質の高いサービスを効率的に提供する
 - ② 新たな価値を創造する
- (2) 多様性と連携による国土・地域づくり
- (3) 人と国土の新たなかかわり
- (4) 世界の中の日本
- (5) 災害への粘り強くしなやかな対応
- (6) 国土づくりの理念

■基本戦略（一部）

- (1) 国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築
中山間地域から大都市に至るまで、コンパクト+ネットワークにより新たな活力の集積を図り、それらが重層的に重なる国土を形成する
- (2) 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり
新しい集積の下、人・モノ・情報が活発に行き交う中で新たな価値の創造・イノベーションにつなげる「攻めのコンパクト」を実現する

コンパクト+ネットワークの意義・必要性

① 質の高いサービスを効率的に提供

- 人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためにはコンパクト化が不可欠
- しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小
- このため、ネットワーク化により都市機能に応じた圏域人口を確保

② 新たな価値創造

- 人・モノ・情報の高密度な交流が実現し、イノベーションを創出
→コンパクト+ネットワークにより、**国全体の「生産性」を高める国土構造**

多様性と連携による国土・地域づくり

- ① 各地域が「**多様性**」を再構築し、自らの資源に磨きをかける
- ② 複数の地域間の「**連携**」により、人・モノ・情報の交流を促進

- ▶ 「多様性と連携」を支えるのがコンパクト+ネットワーク
- ▶ コンパクト+ネットワークは、**交通革命、新情報革命**を取り込み、距離の制約を克服するとともに、**実物空間と知識・情報空間を融合させる**
- ▶ 交流は、それぞれの地域が多様であるほど活発化(→**対流**)
- ▶ **対流のエンジンは多様性(温度差(地域間の差異)がなければ対流は起こり得ない)**
→常に多様性を生み出していく必要

▲国土のグランドデザイン 2050 の考え方

(2) 足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン)

■都市づくりの基本理念

- (1) 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- (2) 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- (3) 持続可能で効率的な都市づくり
- (4) 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- (5) とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

■地域ごとの市街地像

①拠点地区

市街地の規模や役割に応じて、必要な都市機能を集積した拠点地区(広域拠点、地域拠点、生活拠点、産業拠点、観光レクリエーション拠点)づくりを進めるとともに、拠点地区間や周辺都市との連携により、都市機能の効率化を図る。

②基盤構造

必要な都市機能を集積した拠点地区を形成するとともに、拠点地区間や両毛圏などの周辺都市、さらには県内外の主要都市との連携を広域連携軸、都市間連携軸、都市内連携軸によって強化し、多核ネットワーク型の都市を構築する。



▲将来市街地像図

■土地利用の考え方

- ・既存ストックの有効活用による都市のスポンジ化への対応、計画的な土地利用
- ・広域・地域拠点地区における、商業・業務・居住機能などが調和し複合化された土地利用
- ・土地区画整理事業などの面的整備や用途地域の見直し、地区計画等の活用
- ・大規模集客施設については、郊外部への立地を抑制し市街化区域内へ誘導

■交通施設の都市計画の決定の方針—鉄道・バス等

本区域においては、JR両毛線、東武伊勢崎線及び東武佐野線の利便性の向上を図るため、路線バスを含めた交通機関相互の連携や機能の充実・強化、駅前広場の機能の充実・強化などにより、交通結節点の機能強化を図る。

(3) 第2次佐野市総合計画基本構想・前期基本計画

■基本構想

【将来像】水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市

【推進テーマ】定住促進

【将来像の実現に向けた行政経営方針】効率的な行政経営、持続可能な財政運営、職員の能力向上、市民との協働

【基本目標】

- ① 魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり
- ② 新たな流れの創造による賑わうまちづくり
- ③ 健やかで元気に暮らせるまちづくり
- ④ 豊かな心を育み、学び合うまちづくり
- ⑤ 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり
- ⑥ 美しい自然、環境と調和するまちづくり
- ⑦ 市民参加による自立したまちづくり

【土地利用の基本方針】

- ① 地域の特性を活かした土地利用を推進
- ② 新たな産業基盤の整備
- ③ 賑わいと魅力のある中心市街地及び周辺地域のコミュニティ拠点の整備
- ④ 貴重な歴史資源・景観を大切に、それらを活用して文化的風土を高め育てる
- ⑤ 定住と子育てのできる基盤の整備・確保
- ⑥ うるおいのある住環境・生活空間を確保
- ⑦ コンパクトシティ構想による全市・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立
- ⑧ 山や河川の豊かな自然を大切に、緑と水に親しむ空間を確保

■前期基本計画

【基本目標ごとの施策の基本方針】

基本目標	政策
魅力ある産業で賑わう 活力あるまちづくり	①産業振興で活力あるまちづくり ②地域資源を活かしたまちづくり
新たな流れの創造による 賑わうまちづくり	①観光とコンベンションによる賑わいと活力あるまちづくり ②スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり ③歴史・文化を守り育てるまちづくり ④誰もが住みたいと思う魅力あるまちづくり
健やかで元気に暮らせる まちづくり	①健康で安心して暮らせるまちづくり ②安心して子育てのできるまちづくり ③助け合い生きがいを実感できるまちづくり
豊かな心を育み、学び 合うまちづくり	①豊かな心と確かな学力を育むまちづくり ②地域とともに学び育てるまちづくり
快適により安全で安心 して暮らせるまちづく り	①安全で安心して暮らせるまちづくり ②住みやすい快適なまちづくり ③都市機能の充実したまちづくり
美しい自然、環境と調 和するまちづくり	①環境にやさしいまちづくり ②地球環境に配慮したまちづくり
市民参加による自立し たまちづくり	①人権を尊重した市民参加によるまちづくり ②多彩な交流と情報共有によるまちづくり

(4) 第2次国土利用計画佐野市計画

■市土の利用に関する基本構想

【市土の有効利用】

- ・ 都市的土地利用については、低未利用地の有効利用を促進することにより、良好な市街地の形成と再生
- ・ 自然的土地利用については、環境面に配慮して、農業の生産活動の場や自然環境を享受する場として、適切な保全と、耕作放棄地等の適切な利用の促進

【土地利用転換の適正化】

- ・ 本市においては将来にわたり土地需要の拡大が予想されるため、土地利用の転換後は元に戻すことは容易ではないこと等を考慮し、慎重な配慮の元に計画的に行う。

【安全で安心できる市土の利用】

- ・ 災害に強い市土づくりのため、減災の考え方を踏まえ、諸機能の分散や防災拠点の整備につとめ、被害拡大の防止、復旧復興の備えとしてオープンスペースを配置
- ・ 循環と共生を重視した市土の利用
- ・ 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会への転換の観点から、環境負荷の低減や都市的土地利用において自然環境へ配慮

【ゆとりある市土の利用】

- ・ ゆとりある市街地環境の形成、豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存の推進

【地域的視点を踏まえた市土の利用】

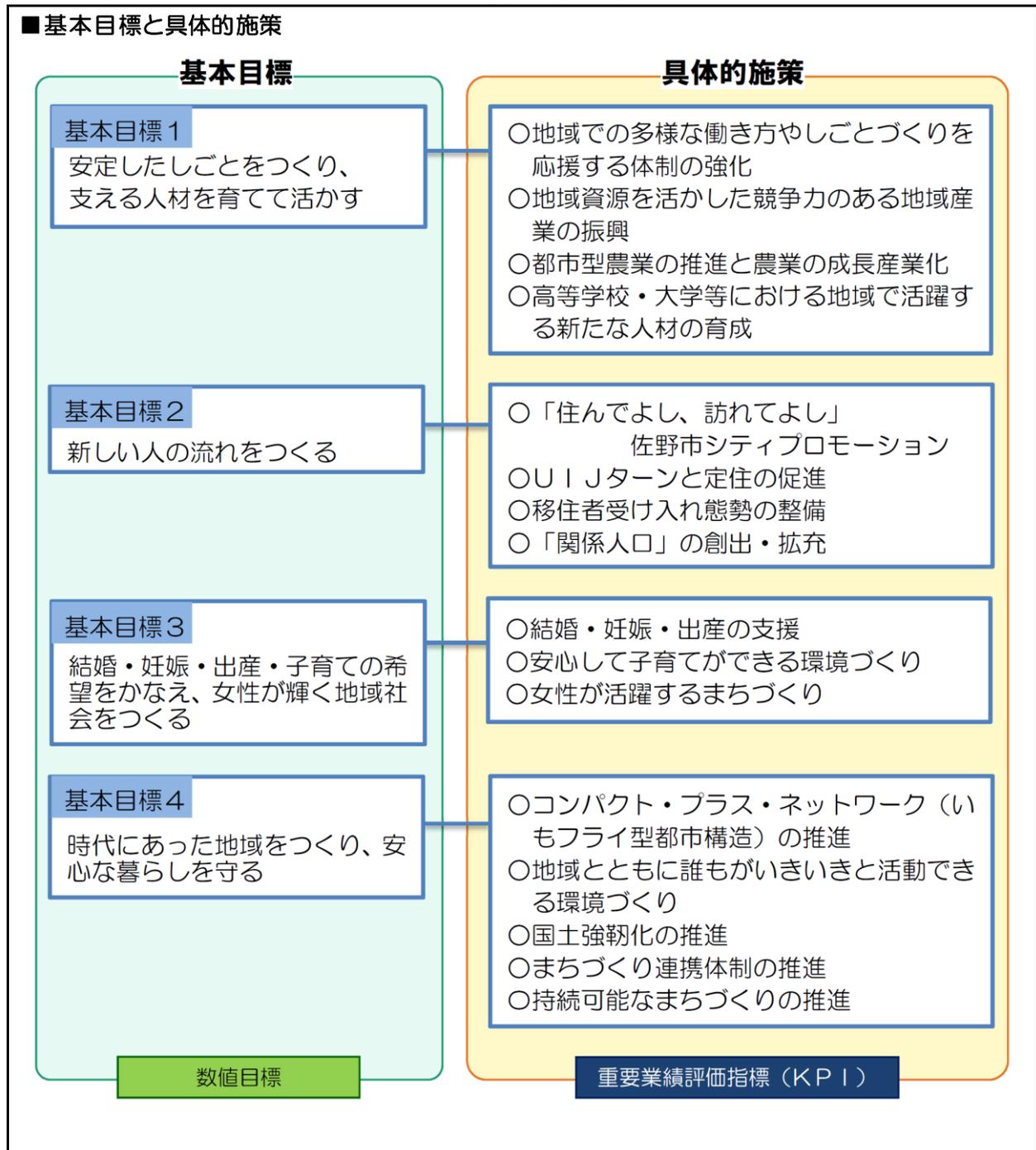
- ・ 地域の主体的な取り組みの推進とともに、コンパクトシティ構想や市土の質的向上の視点を踏まえた、地域特性を生かした土地利用の推進



▲土地利用構想図

(5) 佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

■基本目標と具体的施策



(6) 佐野市コンパクトシティ構想

■目指す都市像（コンパクト・プラス・ネットワーク）

拠点・ゾーンの考え方

地域の特性を踏まえ、2種類の拠点、2種類のゾーンを位置付ける

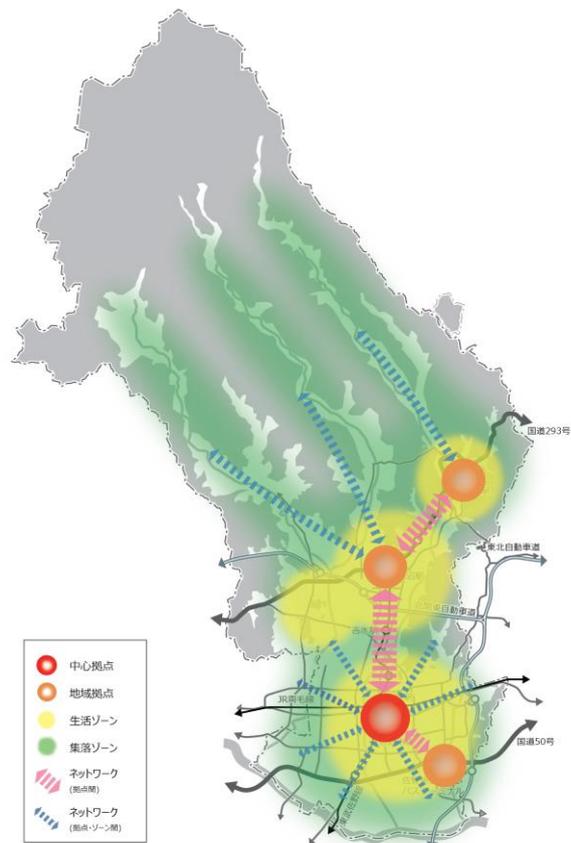
- ・ **中心拠点**：都市機能が集積し、幹線道路網が構築され、かつ鉄道駅が存在するなど、各機能が有機的に連携した利便性の高い市街地
- ・ **地域拠点**：都市機能が比較的集積し、公共交通により中心拠点と連携可能な利便性のある市街地
- ・ **生活ゾーン**：公共交通により中心・地域拠点の都市機能が比較的容易に活用できるエリア
- ・ **集落ゾーン**：生活支援機能の集約・確保を図り、一定の生活環境を維持すべきと考えられるエリア

ネットワークの考え方

- ・ 拠点の形成とともに、自動車（自家用）以外の交通手段でも拠点への移動ができるように、鉄道やバス、タクシー等の公共交通を軸としたネットワークの形成によって、人々の利便性を確保する
- ・ 拠点間では、鉄道を中心に容易にアクセスできるネットワークの形成を図る
- ・ 地域の状況に応じて買い物や通院、通勤・通学に必要なバスやタクシー、デマンド交通など様々な交通手段の可能性を考慮する
- ・ 市有施設間等の移動においても市全体でネットワークの形成を図る

まちづくりの基本方針

- ① 利便性が高く魅力ある都市の拠点を形成
- ② 暮らしやすいまちなかの居住環境を形成
- ③ 公共交通を中心としたまちづくりを促進
- ④ 中山間地域の暮らしに必要な生活環境を維持
- ⑤ 効率的な都市経営の実現



▲コンパクト・プラス・ネットワークの骨格

(7) 第2次佐野市都市計画マスタープラン

■ 将来都市像とまちづくりの方向性

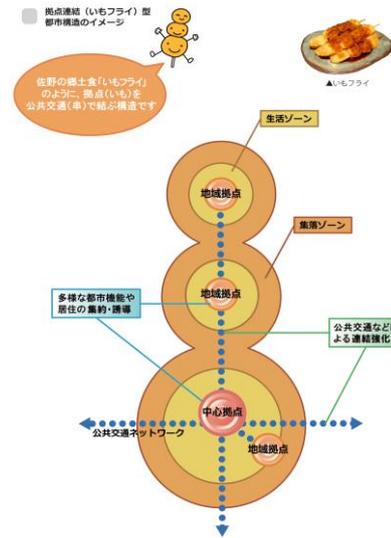
将来都市像

「豊かな資源と人が育む 交流都市 佐野」

都市計画の基本目標

- ① 『拠点連結（いもフライ）型都市構造*』の構築
- ② 魅力と活力にあふれた広域交流拠点づくり
- ③ 安全・安心で都市活力を支えるまちづくり
- ④ 水と緑が薫る快適な居住環境の創出
- ⑤ 豊かな自然や歴史・文化を活かした景観形成

※郷土料理「いもフライ」のように、多様な都市機能（公共施設、医療・福祉、教育・文化、商業・業務など）が集約、集積した各「拠点」（いも）を公共交通等（串）により連結する都市構造。



▲ 『拠点連結（いもフライ）型都市構造』のイメージ

将来都市構造の基本的な考え方

第2次佐野市都市計画マスタープランでは、コンパクトシティ構想の拠点の考え方を受けて、都市の発展を支える4つの「中心拠点」「地域拠点」、良好な居住環境を創出する「生活拠点」を位置付ける



▲ 土地利用の方針図

拠点	該当箇所	内容
中心拠点	中心市街地	都市機能が集積し、利便性の高い交通環境を有する拠点
地域拠点	田沼市街地 葛生市街地 佐野新都市	都市機能が比較的集積し、公共交通により中心拠点と連携可能な利便性のある拠点
生活拠点	堀米駅周辺 吉水駅周辺	公共交通により中心・地域拠点の都市機能を利用できる、良好な居住環境を創出する拠点

(8) 佐野市総合交通マスタープラン

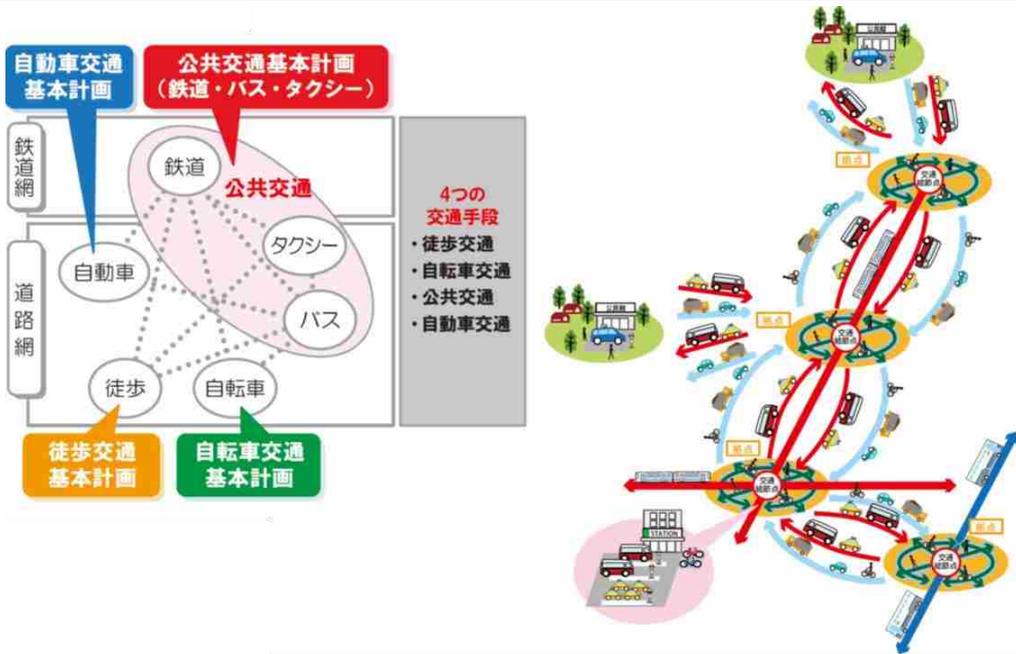
■テーマと全体方針

テーマ 交通手段の役割分担と連携による持続可能な交通体系の確立

- 全体方針
- ①交通手段の確保
 - ②交通手段の役割分担の整理
 - ③既存ストックを活用した交通環境整備

■分野別基本計画

	基本方針	基本目標
徒歩交通	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩交通の安全性・快適性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかゾーンの回遊性や健康増進に寄与するネットワークの構築 ・多様な交通手段が共存可能な道路空間の確保 ・学校教育施設周辺等の安全な歩行空間の確保 ・観光地へ誘導する利用しやすい歩行空間の確保
自転車交通	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車交通の安全性・快適性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点内ネットワークの構築 ・拠点間ネットワークの確立 ・拠点外の学校教育施設や観光施設へのネットワークの確立 ・多様な交通手段が共存可能な道路空間の確保
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な自動車依存から公共交通への転換 ・利用者ニーズに対応した公共交通ネットワークの確保・維持 ・各公共交通の役割の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外における公共交通の連携強化 ・交通結節点における快適な移動空間の確保 ・公共交通空白地域や中山間地域における柔軟なシステムの検討 ・公共交通サービスと他施策との連携強化 ・ソフト対策による公共交通の利用促進
自動車交通	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点間及び都市間の移動の円滑化 ・路線による役割分担の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な交通手段が共存可能な道路空間の確保 ・既存ストックを有効活用するための交通環境の改善 ・交通の分散や迂回が可能となる道路ネットワークの構築 ・安全・安心なまちづくりの観点から、災害に強い道路ネットワークの構築 ・拠点間ネットワークの確立 ・集落地とのネットワークの確立



▲ 交通手段の役割分担の全体方針イメージ

(9) 佐野市地域公共交通網形成計画

■計画の基本方針と取り組み

課題1 市民の足となる公共交通サービスの確保、改善

基本方針① 地域の移動に対応した総合的な公共交通網の形成

- (1) 路線バスやデマンド交通などの様々な運行形態を組み合わせ、今後の人口動態等に対応した公共交通ネットワークを形成します。
- (2) 公共交通の確保・維持に向けた、利用促進の取組を実施します。

課題2 安定的かつ効率的な公共交通網、公共交通サービスの実現

基本方針② 採算性等を考慮した効率的な公共交通サービスの展開

- (1) 公共交通の効率的な運行を行うための体制を構築します。
- (2) 市の交通サービスの関連施策に要する行政支出を考慮し、重複のない効率的な公共交通サービスの提供を図ります。

課題3 定住人口・交流人口の確保を支える、鉄道や高速バスの利便性向上

基本方針③ 交通結節機能やサービスの強化による広域交通の利便性向上

- (1) 通勤・通学を担う鉄道網の利便性向上に向けた方策を検討します。
- (2) 東京方面への移動手段を担う高速バスの利便性向上に向けた方策を実施します。
- (3) 市域の拠点形成に対応した、鉄道駅及び佐野新都市バスターミナルの周辺整備や機能強化に向けた方策を検討します。

課題4 公共交通を活用した来訪者の周遊支援

基本方針④ 既存の公共交通等の活用による、観光振興の支援

- (1) 観光振興の取組と連携し、市内の移動手段となる公共交通の活用方策を検討します。

課題5 コンパクトシティ構想に対応した公共交通網の形成

基本方針⑤ 拠点間、拠点内の移動を支える公共交通サービスの提供

- (1) 拠点形成や市有施設適正配置計画の取組等を受け、地域の実情を考慮した多様な公共交通網のあり方について、施設配置の見直しと併せて検討します。

(10)佐野市市有施設適正配置計画

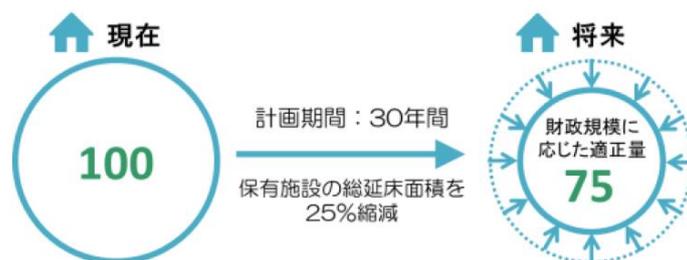
■計画の位置づけ

- ①施設の老朽化の状況を踏まえ、統廃合や複合化、長寿命化などの見直しの方向性を示し、適正な施設配置に取り組むための計画
- ②佐野市総合計画を踏まえた各施策分野における施設面に関する横断的な計画

■前提条件と基本方針

前提条件①	施設保有総量、維持管理・運営コストの縮減
前提条件②	官民協働による適正な施設配置の実現
基本方針①	地区の特性を踏まえた適正な施設配置の実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各地区の人口推移や施設の老朽化状況などを踏まえた保有量や配置を検討する。また、コンパクトシティ構想などとの調整も図る。
基本方針②	量から質への施設のあり方の転換 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設の統廃合や複合化に当たり、利便性の高い施設整備を目指す。また、民間活力を活用し、維持管理・運営コストの縮減を図る。
基本方針③	計画的な予防保全による建物の長寿命化の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ライフサイクルコストを意識した計画的な予防保全を実施するとともに、将来を見据えて柔軟な対応ができる施設などを検討する。

■目標値



3. 本市の現況・課題について

3.1 本市の現状について

(1) 人口

■本市の人口及び高齢化率の推移

- 総人口は、平成 2（1990）年の 128,276 人を境に減少傾向となっており、令和 22（2040）年には 10 万人を下回る予測となっています。
- また、高齢化率も上昇を続け、平成 27（2015）年の 27.8%から令和 27（2045）年には 37%に達します。
- さらに、生産年齢人口（15-64 歳）は、平成 27（2015）年に 71,219 人となっていますが、令和 27（2045）年には 48,735 人の予測となっており、減少が顕著です。
- 市全体の人口動向、将来の推移からみる傾向としては、人口減少と高齢化の進行や生産年齢人口の減少が顕著であるといえます。

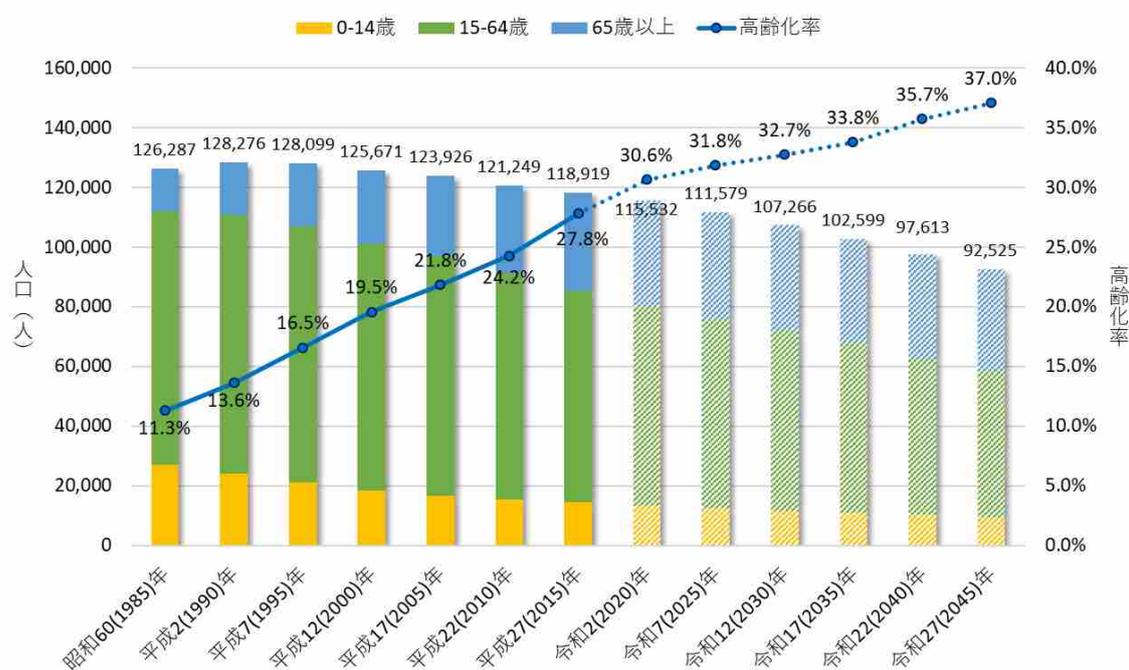


図 3-1 本市の年齢（3区分）別人口および高齢化率の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口

※高齢化率は年齢「不詳」を除いた総人口を分母とする。

■人口密度

○ 地域別の将来人口予測では、葛生地区や赤見地区、吉水地区などで人口減少が進むほか、佐野駅周辺の中心市街地でも人口密度が低下する予測となっています（図 3-2、図 3-3）。

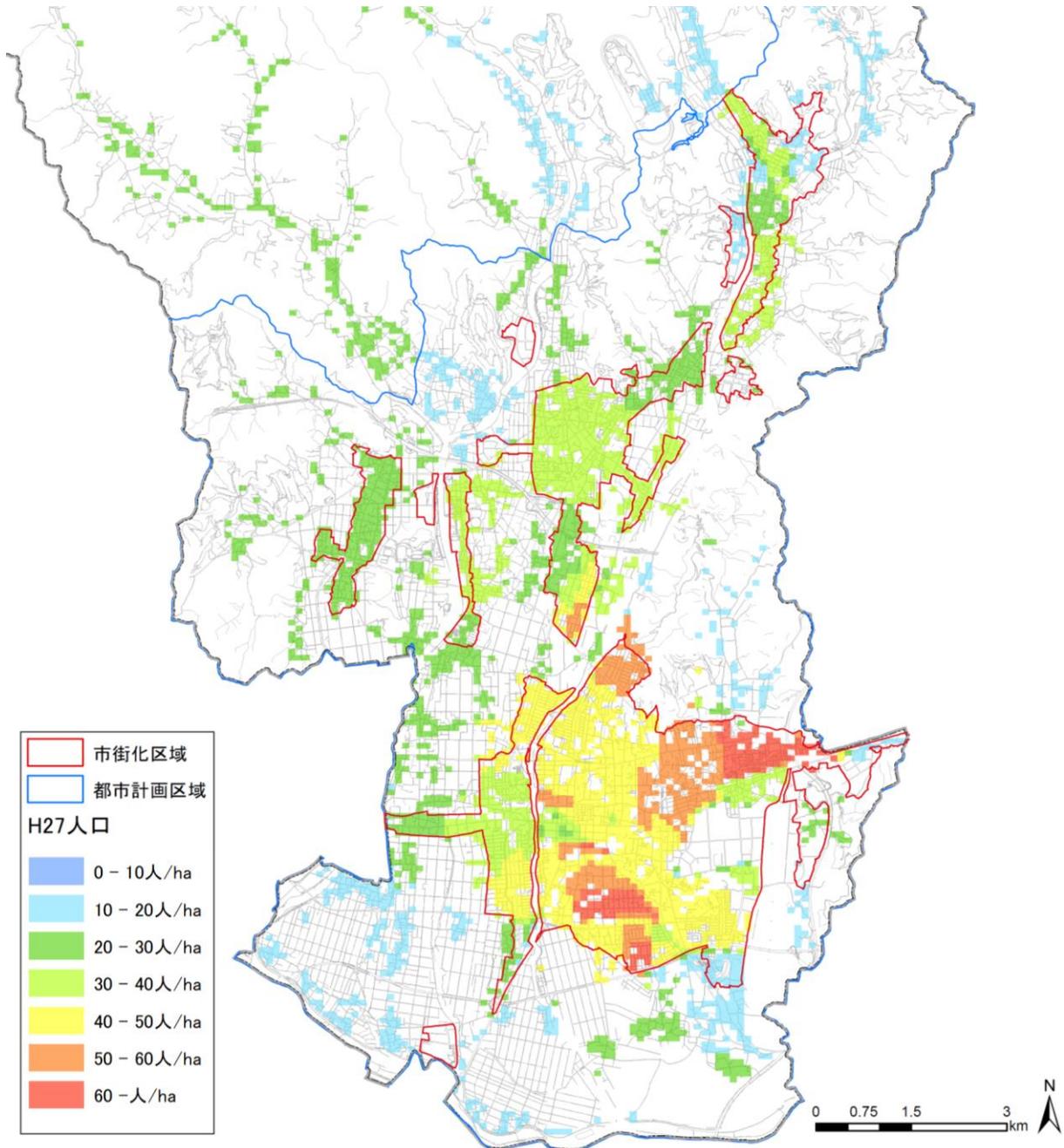


図 3-2 人口密度（平成 27(2015 年)）

資料：国勢調査

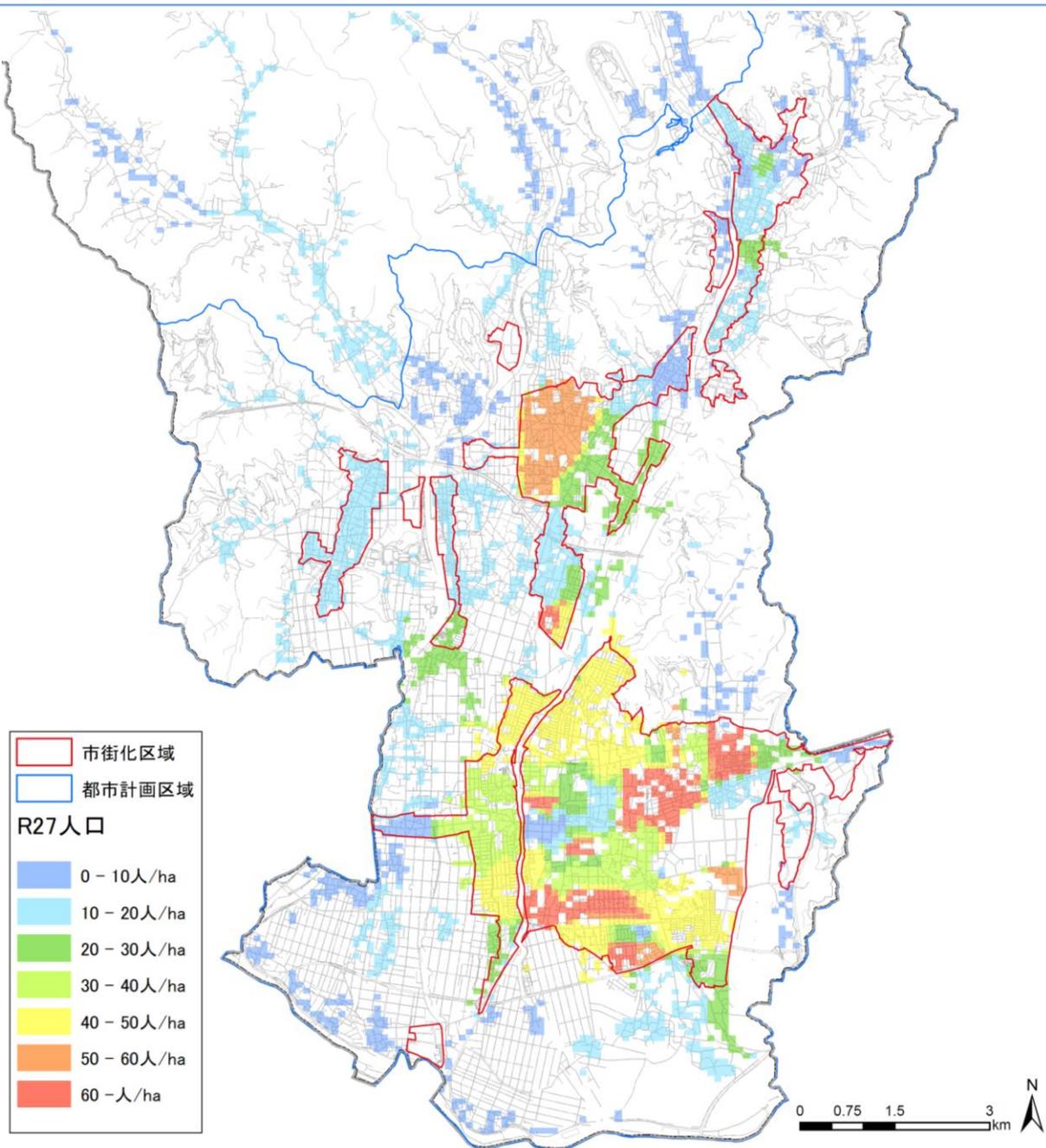


図 3-3 人口密度 (令和 27 (2045 年))

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口
国土交通省 国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール

(2) 市街地形成の状況

■DID（人口集中地区）※の変遷

- DID面積は、昭和55（1980）年に大きく増加しましたが、人口密度は低下傾向にあります（図3-4）。
- 拠点となる佐野駅の周辺でも人口減少がみられます（図3-5）。

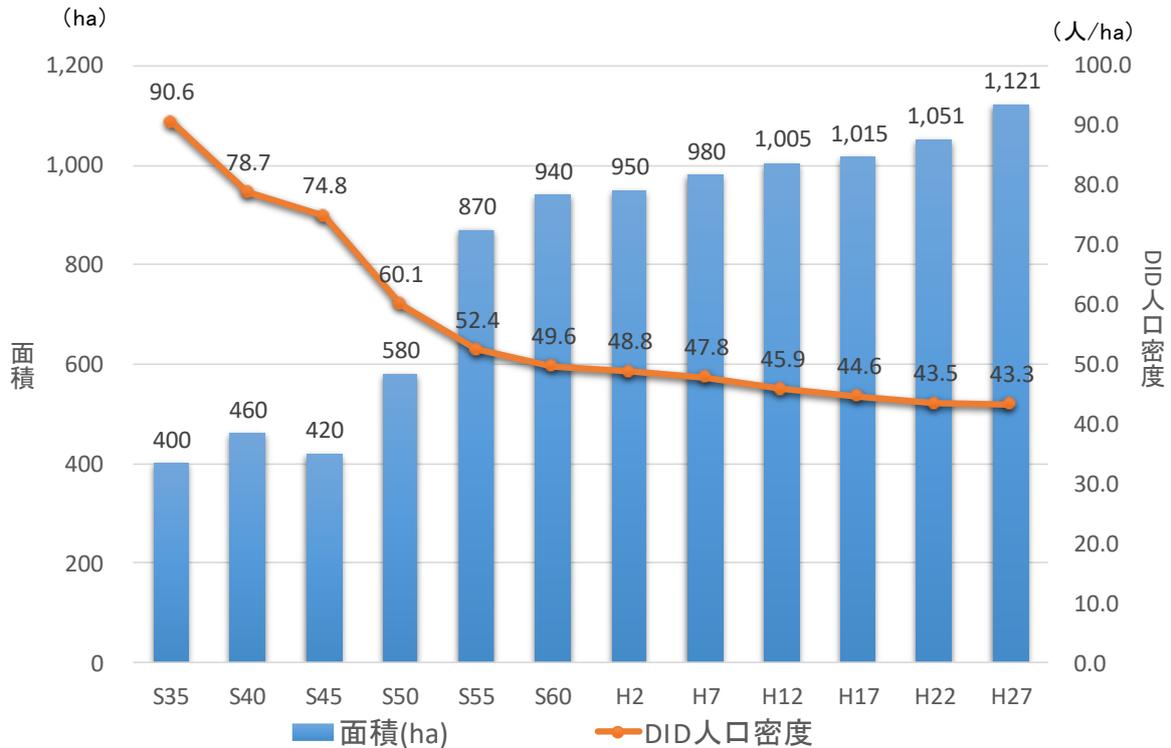


図 3-4 DID人口と人口密度の推移

資料：国勢調査

※DID（人口集中地区）とは、市町村の区域内で人口密度が1km²当たり4千人以上の基本単位区等が互いに隣接し、それらの地域の人口が国勢調査時に5千人以上を有する地域を示します。

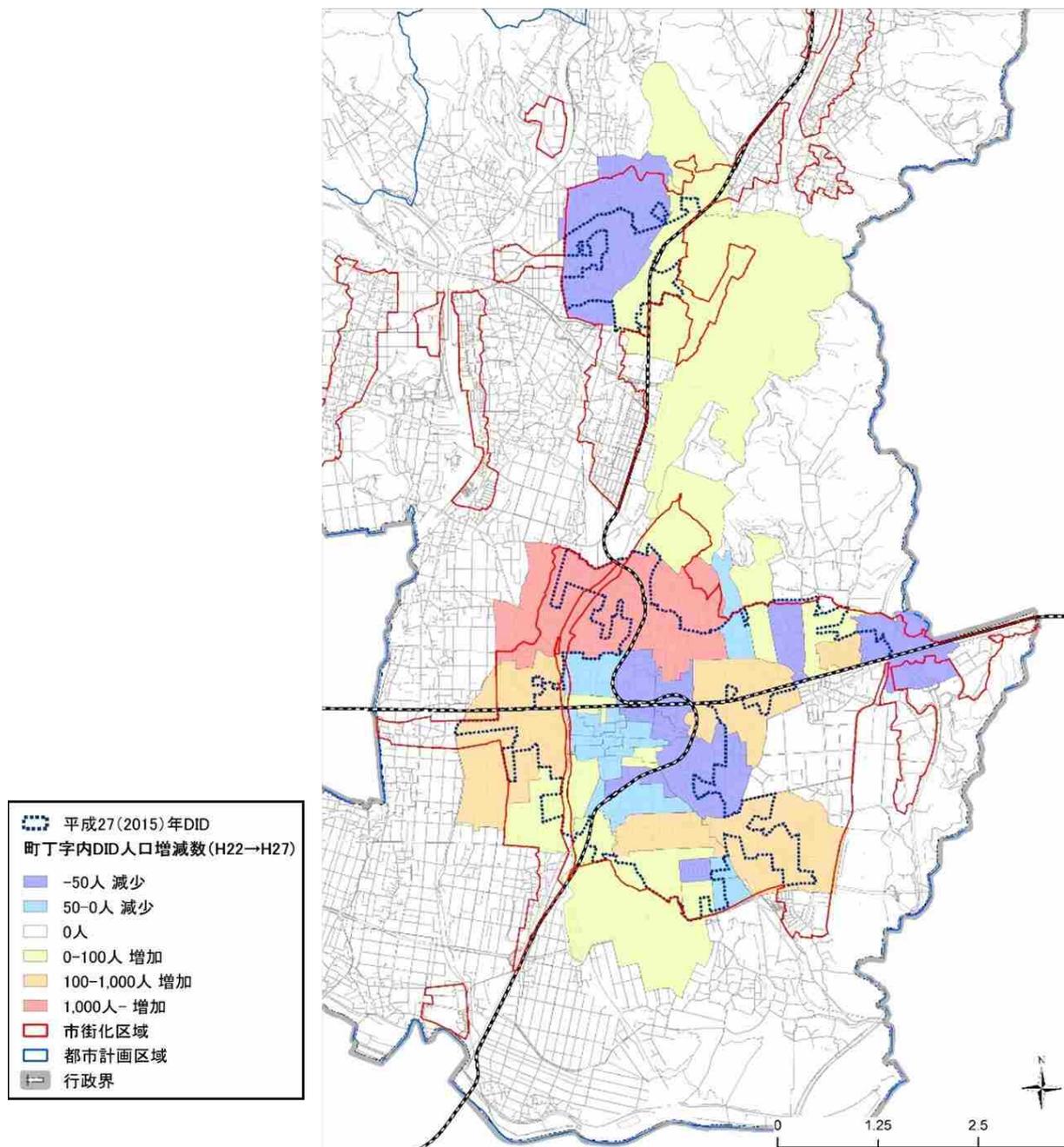


図 3-5 町丁字内 DID 人口増減数（平成 22(2010)年～平成 27(2015)年）

資料：国勢調査

※H22 国勢調査、H27 国勢調査データのうち、DID とされる基本単位区の人口を、町丁字で集計して表示したもの

※基本単位区：学校区、町丁・字など、市区町村を細分した地域についての結果を利用できるようにするために、平成 2 年国勢調査の際に導入された地域単位

■建物新築状況

○ 中心市街地よりも外側で建物新築件数が多くなっています。

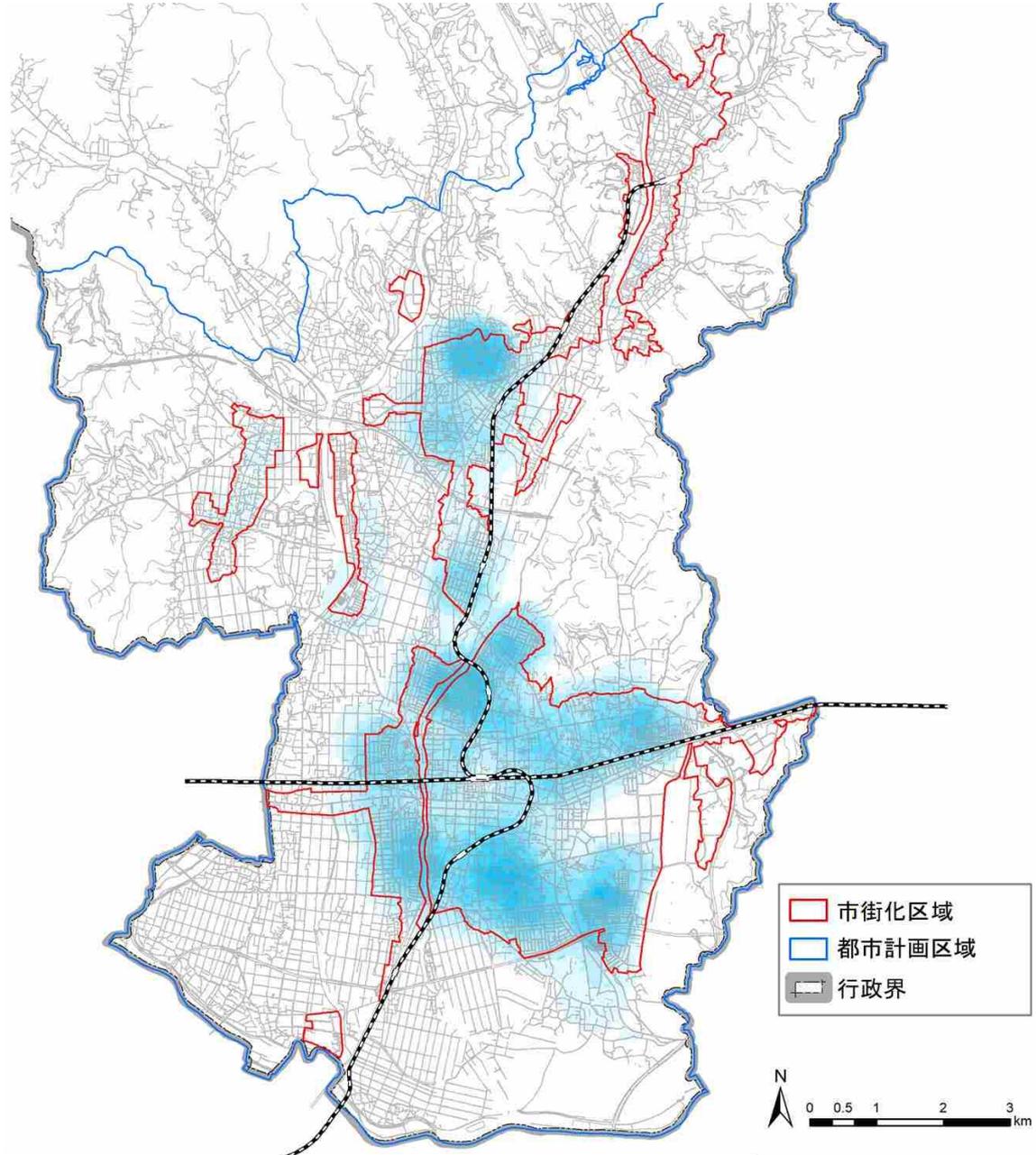


図 3-6 建物新築状況（平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）

資料：都市計画基礎調査をもとに作成

※建物新築ポイントをGISで密度解析（単位面積当たりの密度を推計、ポイントが集中している場所を示している。）

■空き家の状況

- 近年の空き家の動向をみると、空き家数及び空き家率ともに増加傾向にあり、今後も人口減少等に伴い空き家の増加が予想されます（図 3-7）。
- 全体に空き家が分布しており、佐野駅、田沼駅の周辺では空き家がまとまって発生しています（図 3-8）。

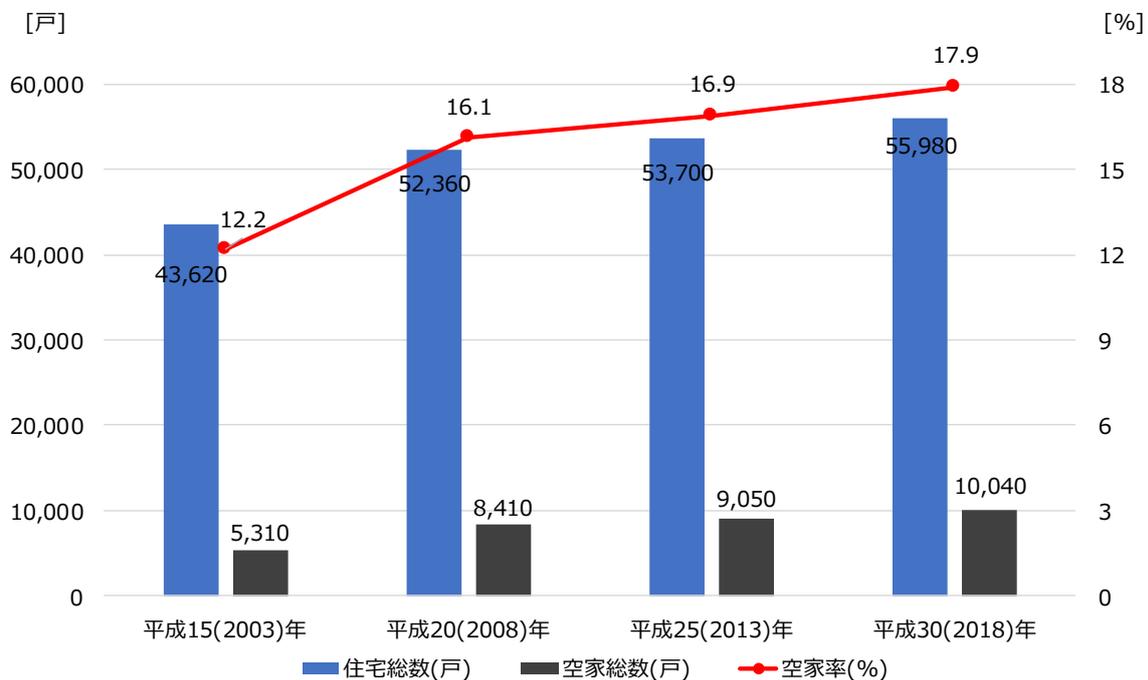
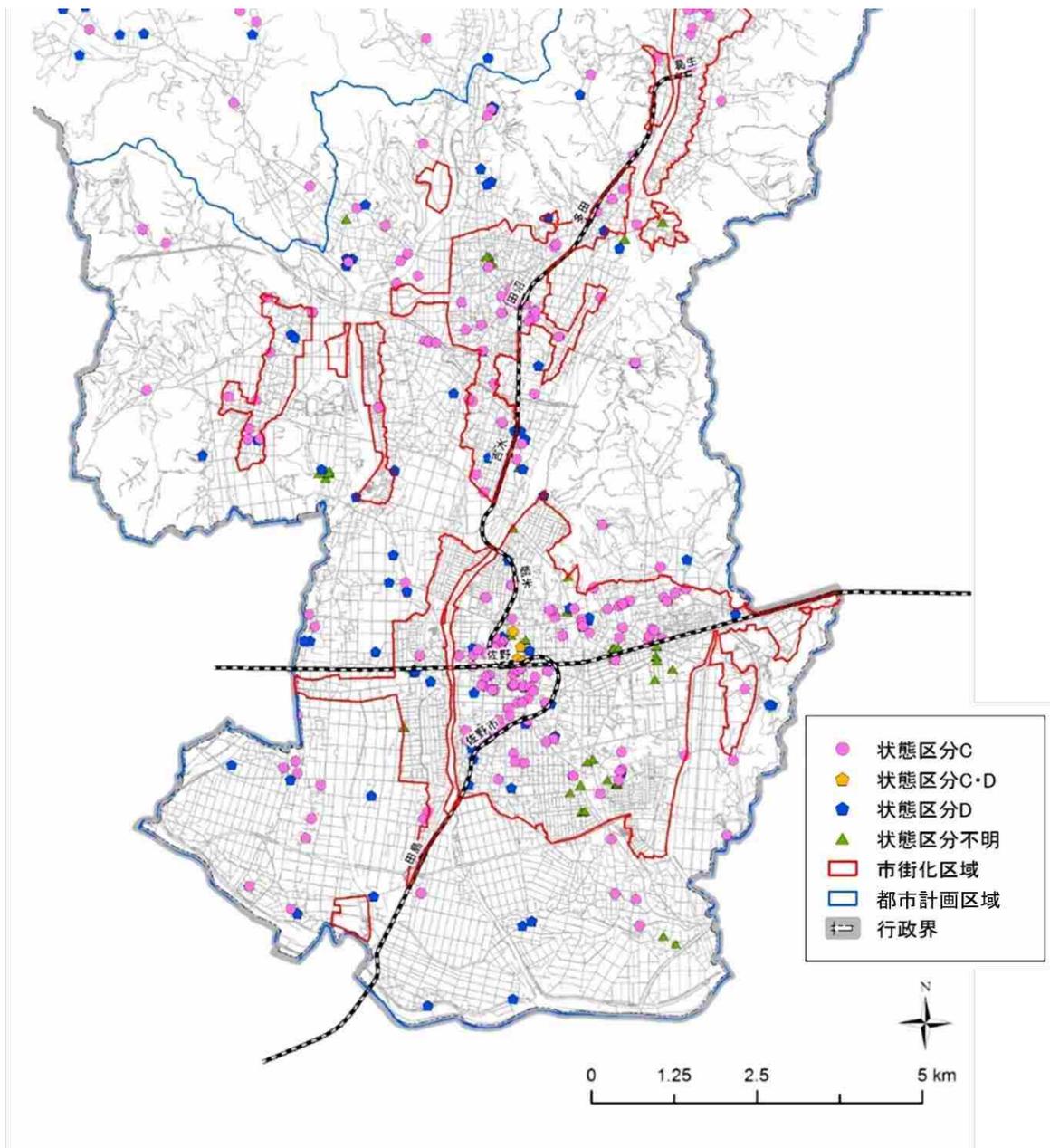


図 3-7 空き家数と空き家率の推移

出典：住宅・土地統計調査



■状態区分

- C：外壁材や瓦材等の飛散により、近隣家屋や通行人等に危険性がある
- D：柱・梁等の腐敗・破損等により倒壊の恐れがある

図 3-8 空き家分布状況（状態区分 C・D）

資料：佐野市空き家等実態調査（平成 27(2015) 年度）

■ 中心市街地の状況

- 中心市街地のメイン通り沿いの店舗数は、平成 24（2012）年から減少傾向となっています（図 3-9）。
- 令和 27（2045）年には、佐野駅南部の人口が減少する予測となっています（図 3-10）。

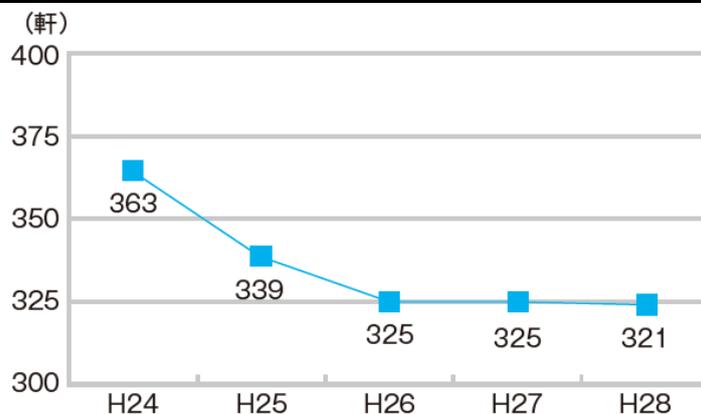


図 3-9 中心市街地のメイン通り沿いの店舗数

資料：佐野市第二次総合計画前期基本計画

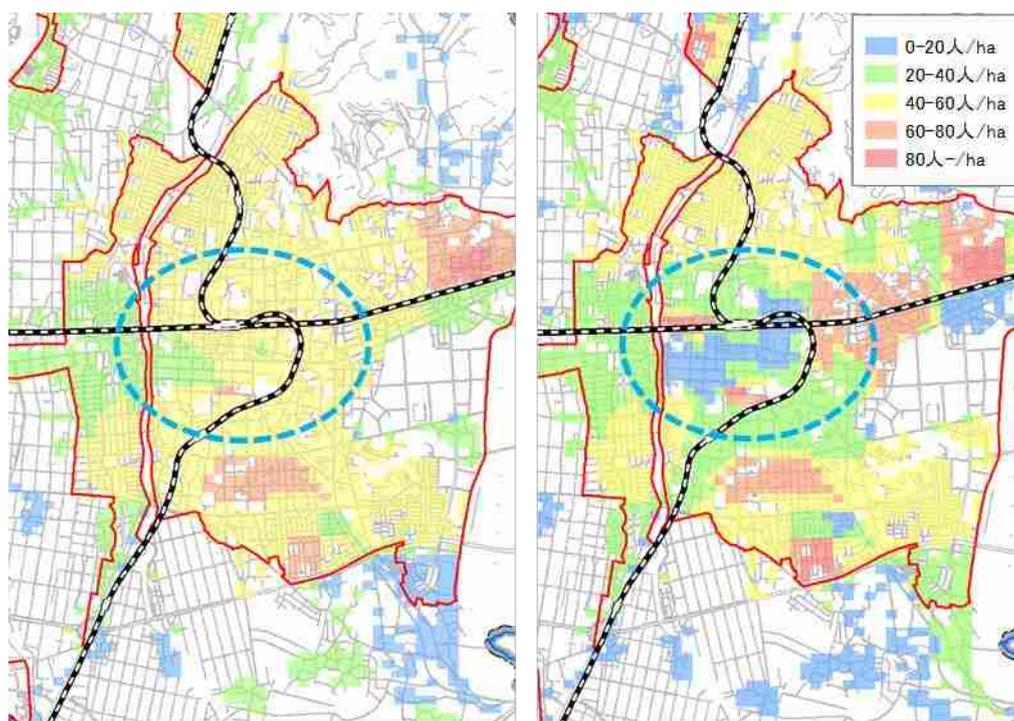


図 3-10 中心市街地の人口密度（左図：平成 27(2015)年、右図：令和 27(2045)年）

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口
国土交通省 国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール

■低・未利用地の状況

○ 賑わいが求められる駅周辺においても、空き地や駐車場などの低・未利用な土地の割合が高くなっています。

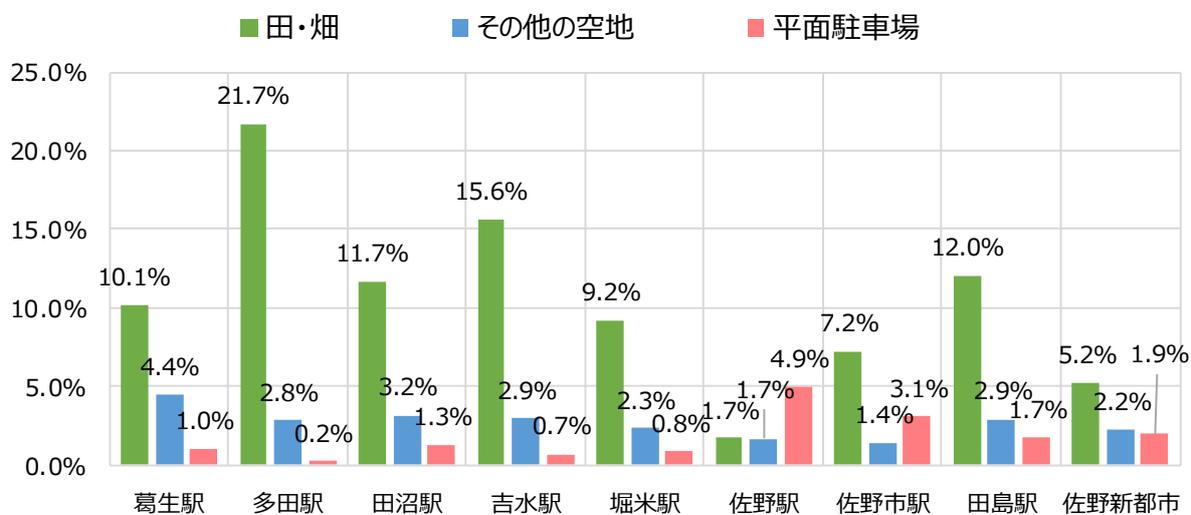


図 3-11 駅等周辺における低未利用地の割合

資料：都市計画基礎調査（平成 28(2016)年度）、GISにて集計

※駅徒歩圏（800m）かつ市街化区域における田・畑、其他の空地、平面駐車場面積の割合

(3) 公共交通

■代表交通手段と高齢化率

- 代表交通手段は、自動車が73%を占めており、自動車依存度が高い状況です（図3-12）。
- 自動車への依存度が高い一方で、市域全体に高齢化率の上昇が予測されており、自動車運転が困難な高齢者の移動が難しくなることが懸念されます（図3-13）。

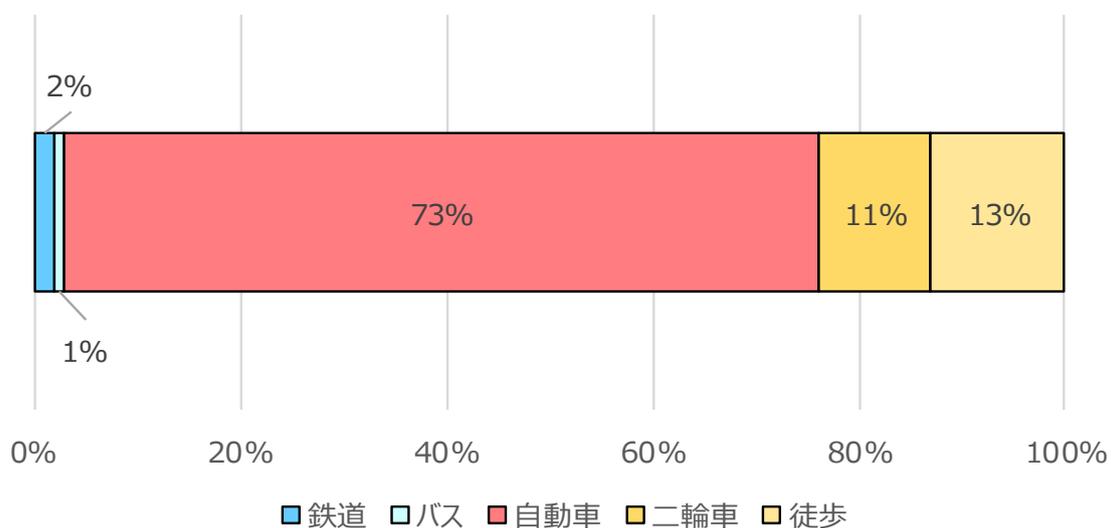


図 3-12 佐野市の交通行動における代表交通手段

資料：平成20(2008)年度 佐野市総合交通体系調査

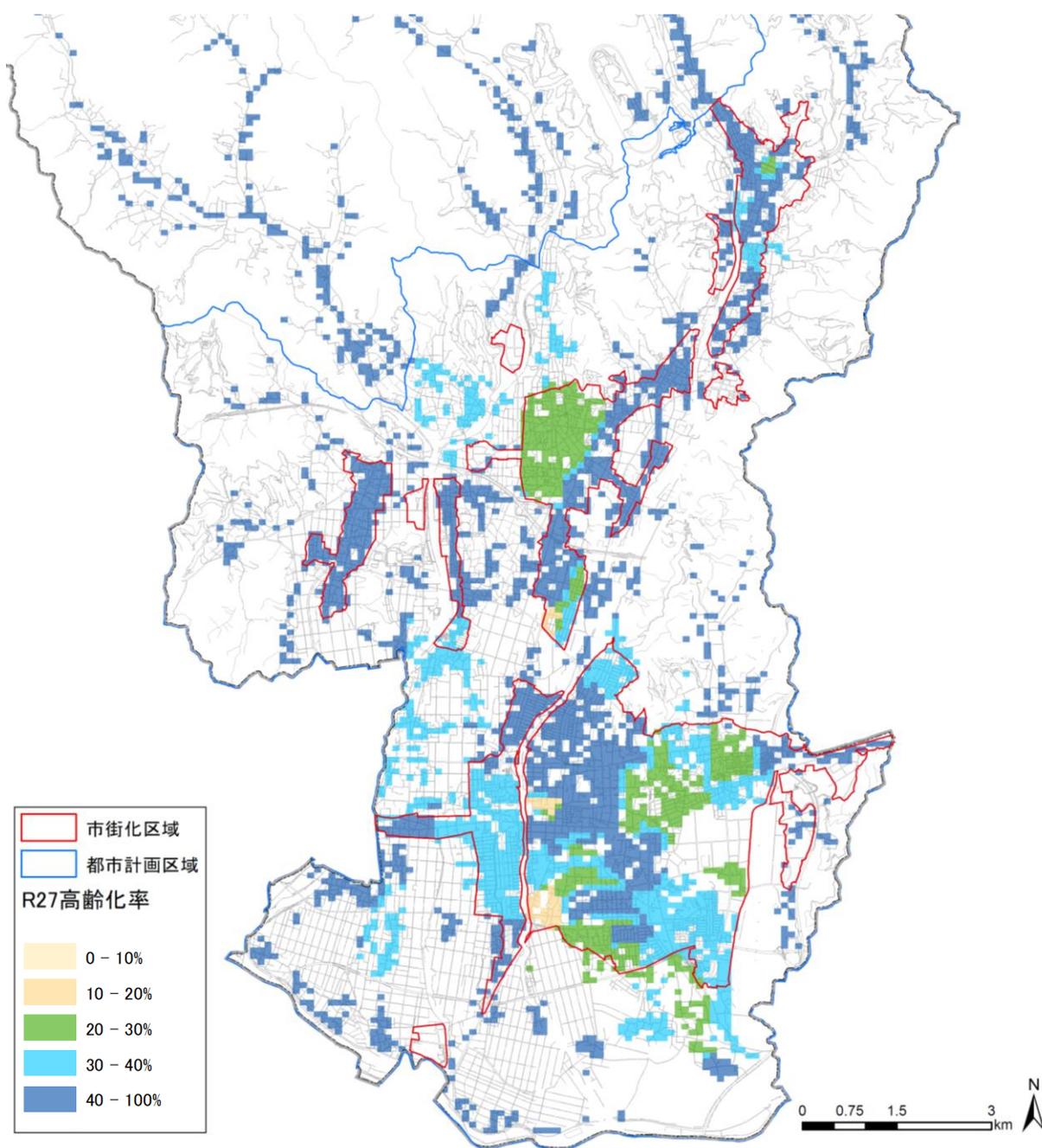


図 3-13 高齢化率予測（令和 27(2045)年）

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」を用いて作成

■公共交通徒歩圏と人口密度

- 公共交通（鉄道・バス（デマンド交通を除く））でカバーされていないエリアが存在しています。
- 公共交通でカバーされているエリアも、人口減少が見込まれています。

【公共交通徒歩圏】

鉄道駅から半径 800m、またはバス停から半径 300m に含まれる範囲

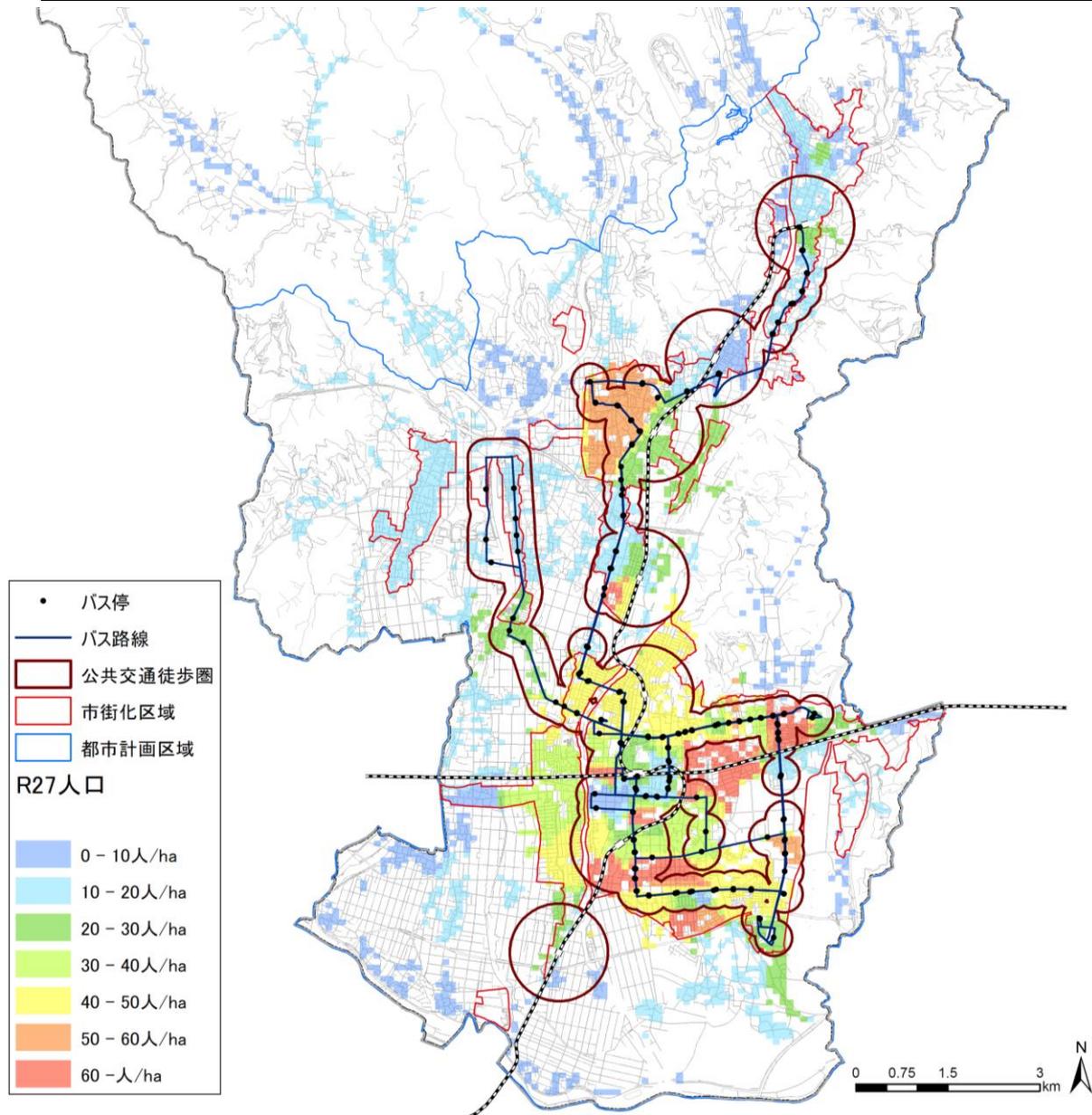


図 3-14 公共交通徒歩圏と人口密度（令和 27(2045)年）

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」を用いて作成

(4) 公共施設と財政

■公共施設の更新

- 人口減少や社会様式の変化により、市有施設のあり方の検討が必要です。
- 建築後 30 年を超える施設が約 51%あり、老朽化対策が必要です。
- 保有施設の更新費用の総額が今後 40 年間で約 2,194.9 億円と試算され、1 年間あたり約 54.9 億円が必要です。
- 合併市であることから、人口規模が類似した自治体と比較して機能が重複する施設を多く保有しており、規模に見合った市有施設のあり方の検討が必要です。

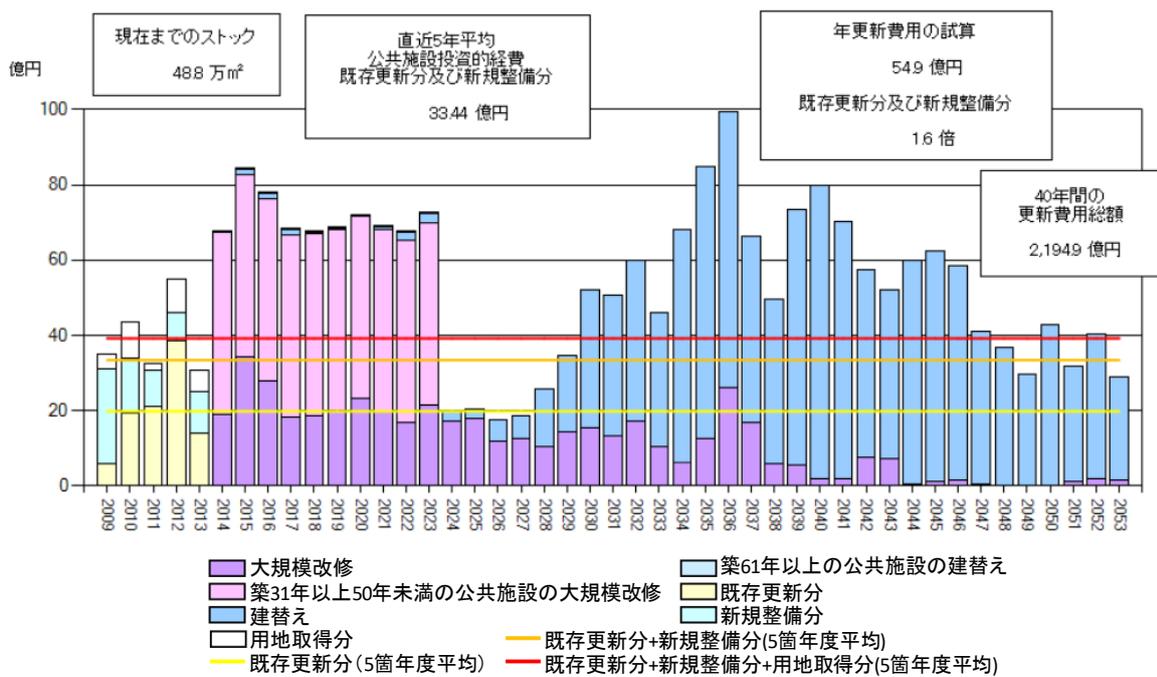


図 3-15 将来の施設更新費用

資料：佐野市市有施設適正配置計画

■財政状況

○ 生産年齢を中心とした人口の減少に伴い、市税による歳入は横ばいになっている一方で（図 3-16）、高齢化の進行等を背景とした社会保障費の増大等を要因に歳出の増大が見込まれます（図 3-17）。

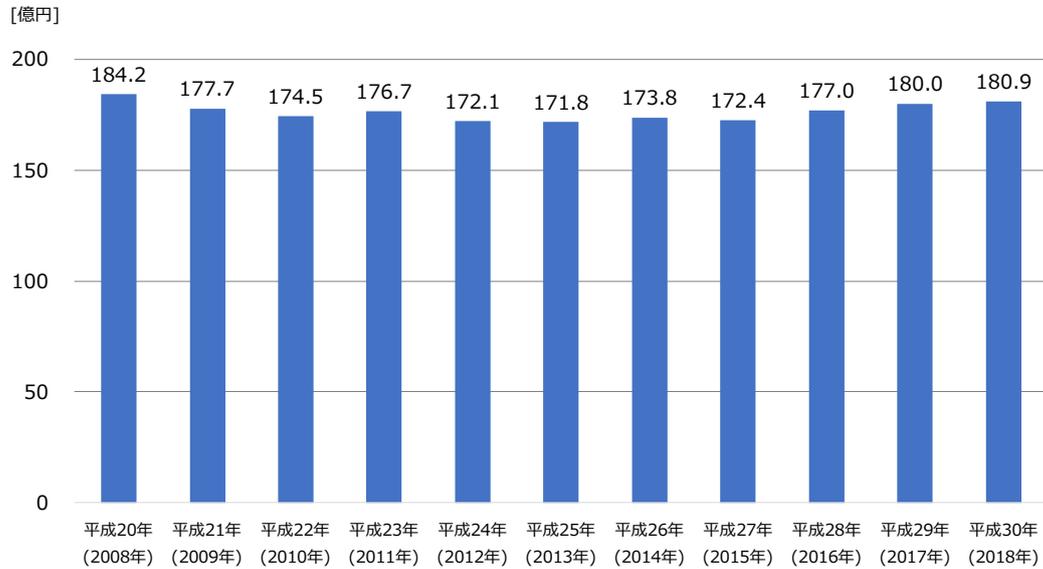


図 3-16 税収（市税）の推移

資料：佐野市統計書

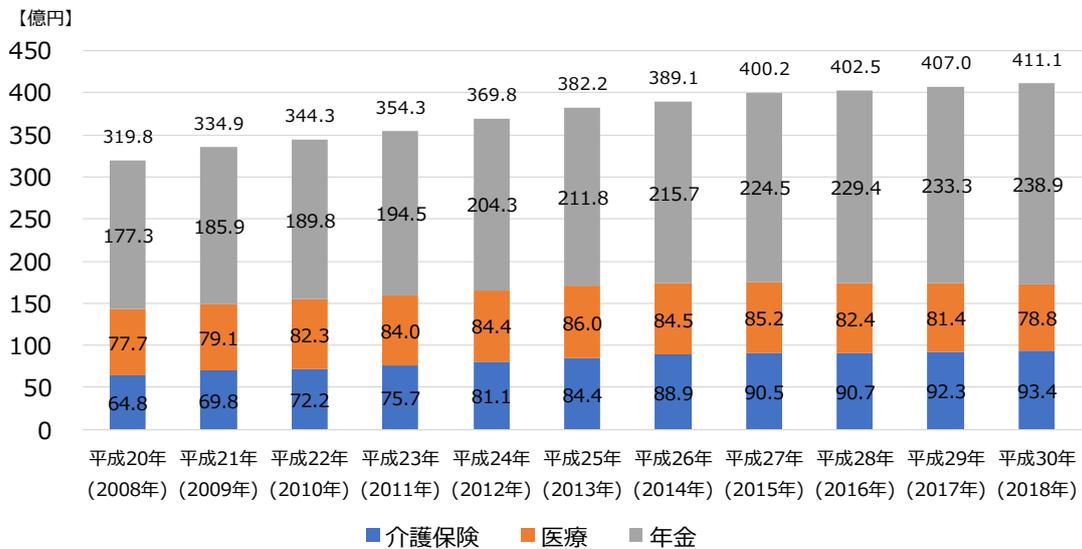


図 3-17 社会保障費（介護保険給付費、医療費、年金）の推移

資料：佐野市統計書

【参考】

- 人口密度と一人あたりの行政コスト（行政経費）との間には、一定の関係があります。
- 今後、財政状況がさらに厳しさを増すと見込まれる中、持続的な都市経営を維持するためには、人口密度を高め、行政の効率化を図ることが不可欠となります。

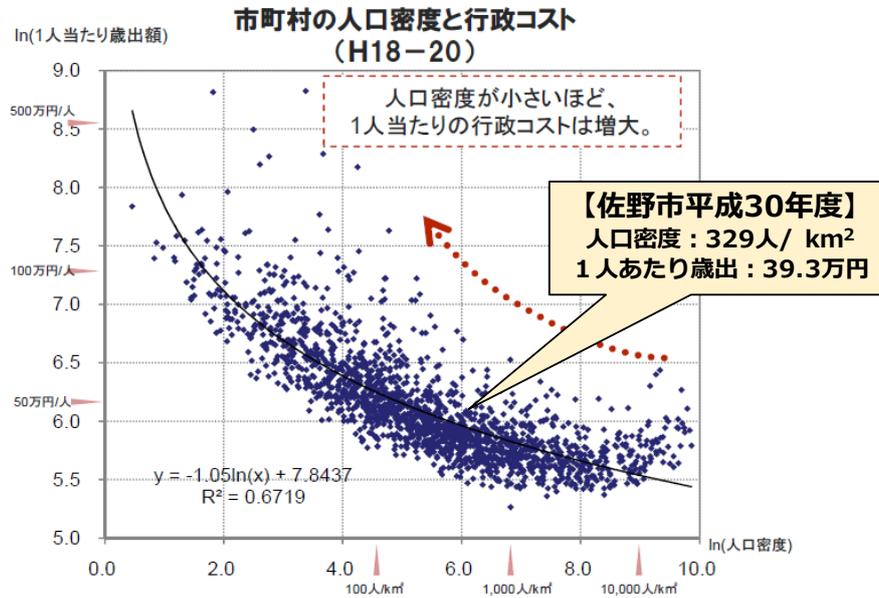


図 3-18 市町村の人口と行政コストの関係

資料：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）に加筆

■地価

- 公示地価は下落傾向にあり、特に商業地での下落は顕著となっています。

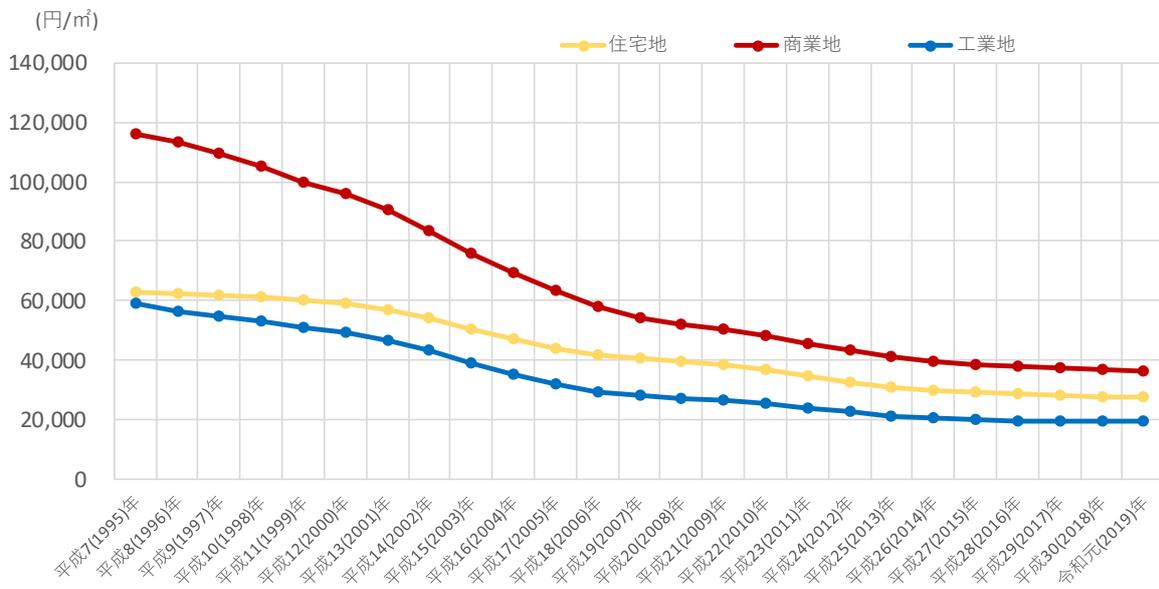


図 3-19 公示地価の推移

資料：公示地価（佐野市内のH7からR1までデータがそろっている地点22箇所を抽出）

(5) 災害

- 市域には、約 800 箇所の土砂災害警戒区域があり、特に北部の中山間地域に多くみられますが、市街化区域内においても佐野駅北側城山公園や築地町等に存在しています（図 3-20）。
- 浸水想定区域が、市街化区域内の葛生地区、吉水地区、佐野西部地区等広い範囲で指定されています（図 3-20）。

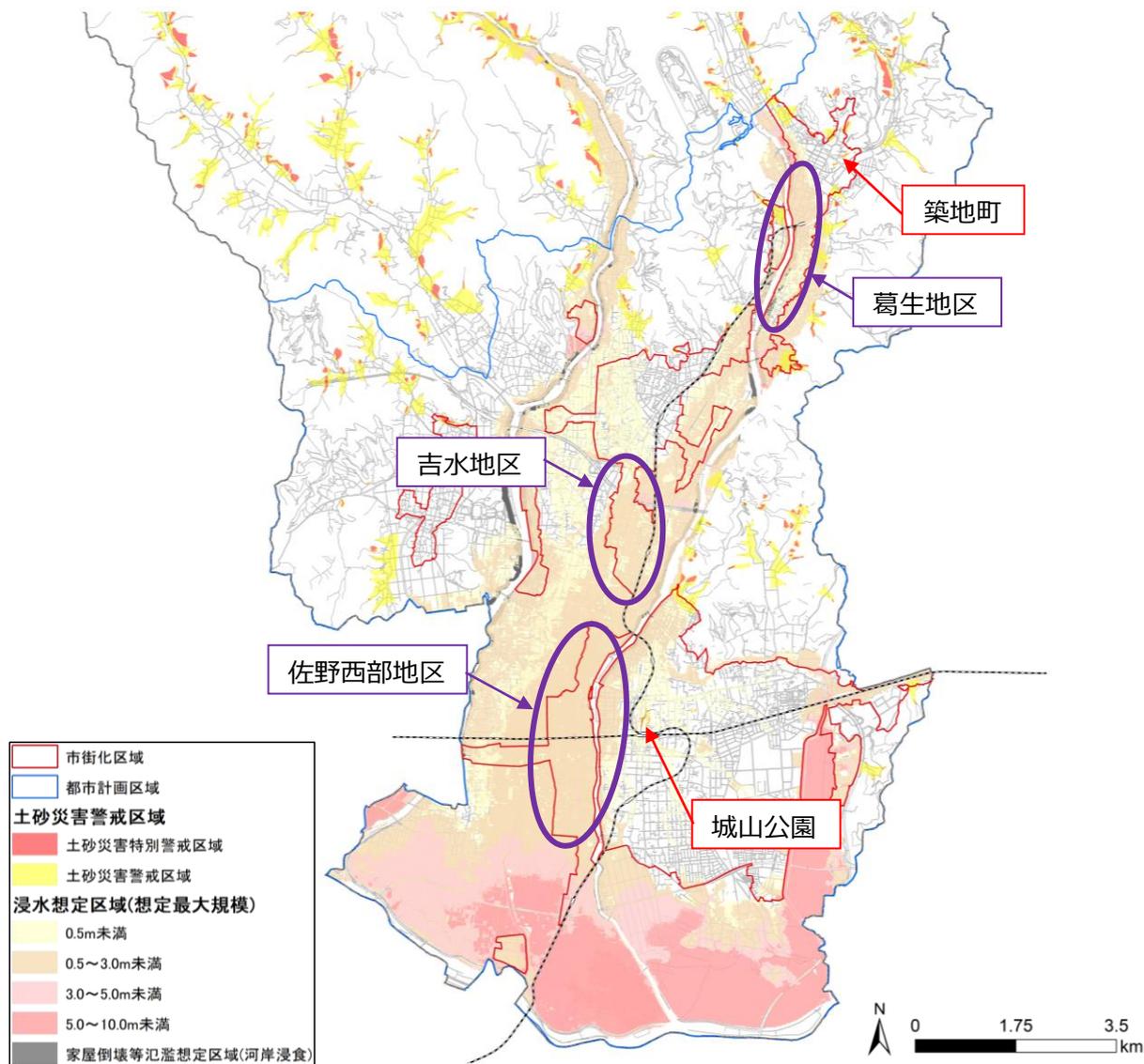


図 3-20 土砂災害（特別）警戒区域と浸水想定区域

資料：洪水土砂災害ハザードマップ（令和2（2020）年7月）（佐野市）

(6) 都市構造評価

1) 日常生活サービスの徒歩圏人口カバー率

■日常生活サービス全体

○ 医療施設、福祉施設、商業施設及び基幹的公共交通路線の全てを徒歩圏で享受できる圏域の人口の割合は、平成 27 (2015) 年時点で 20.7%となっており、30 万人以下都市の平均値よりも充足度が低くなっています。

【日常生活サービスの徒歩圏人口カバー率 (%)】

医療施設、福祉施設、商業施設及び基幹的公共交通路線の全てを徒歩圏で享受できる圏域に居住する人口の総人口に占める比率 (徒歩圏：バス停は 300m、その他 800m)

佐野市				全国 平均値	30万人以下 都市平均値
現況値	将来値			H29 (2017)	H29 (2017)
H27 (2015)	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)		
20.7	20.9	21.2	21.7	24	32

※

※全国平均値、30 万人以下都市平均値は「都市構造評価のハンドブック(国土交通省都市局)」より。以降同様。

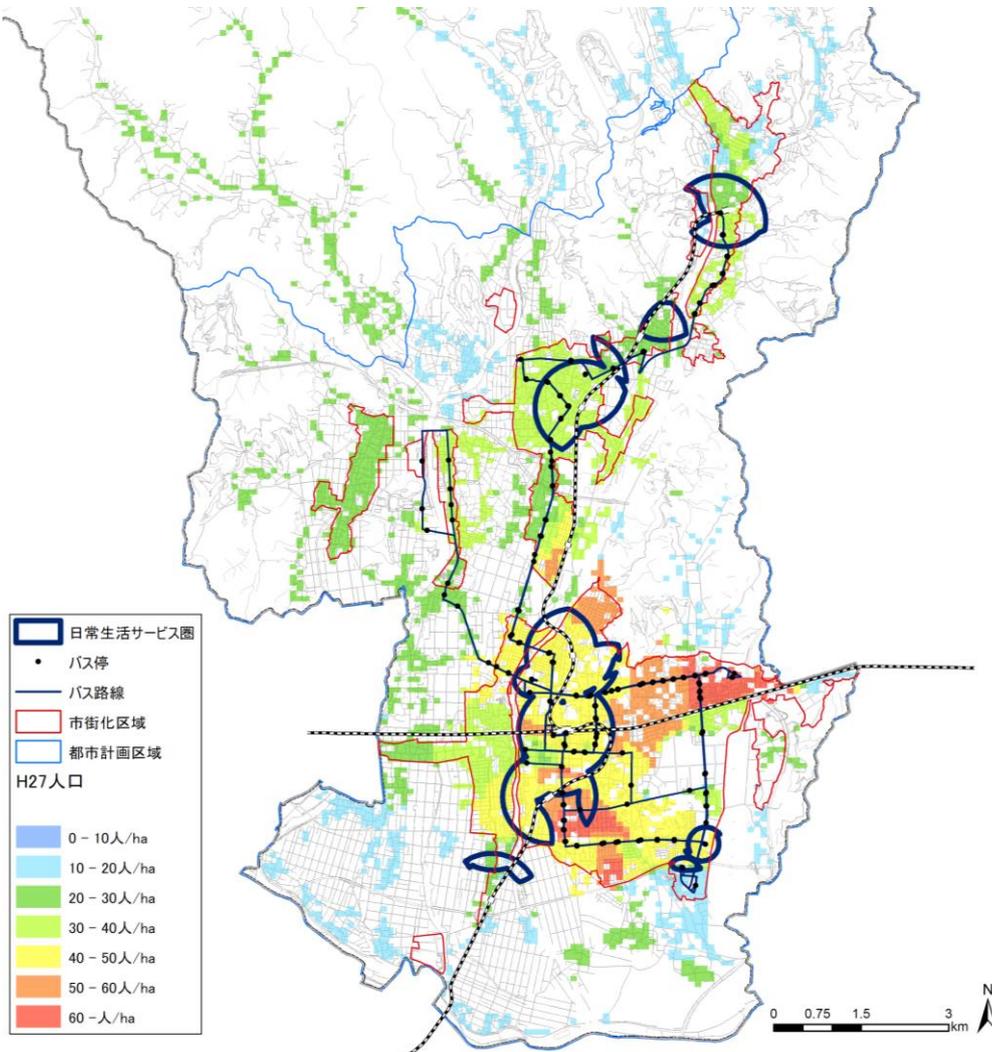


図 3-21 日常生活サービス圏と人口密度 (平成 27(2015)年)

■医療機能の分布

○ 医療施設は、市街化区域を中心に多数分布していますが、市街化区域内でもカバーされていないエリアも見られます。

【生活サービス（医療）の徒歩圏人口カバー率（％）】

医療施設の徒歩圏（800m）に居住する人口の総人口に占める比率

佐野市				全国 平均値	30万人以下 都市平均値
現況値	将来値			H29 (2017)	H29 (2017)
H27 (2015)	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)		
70.8	72.9	75.0	77.2	68	80

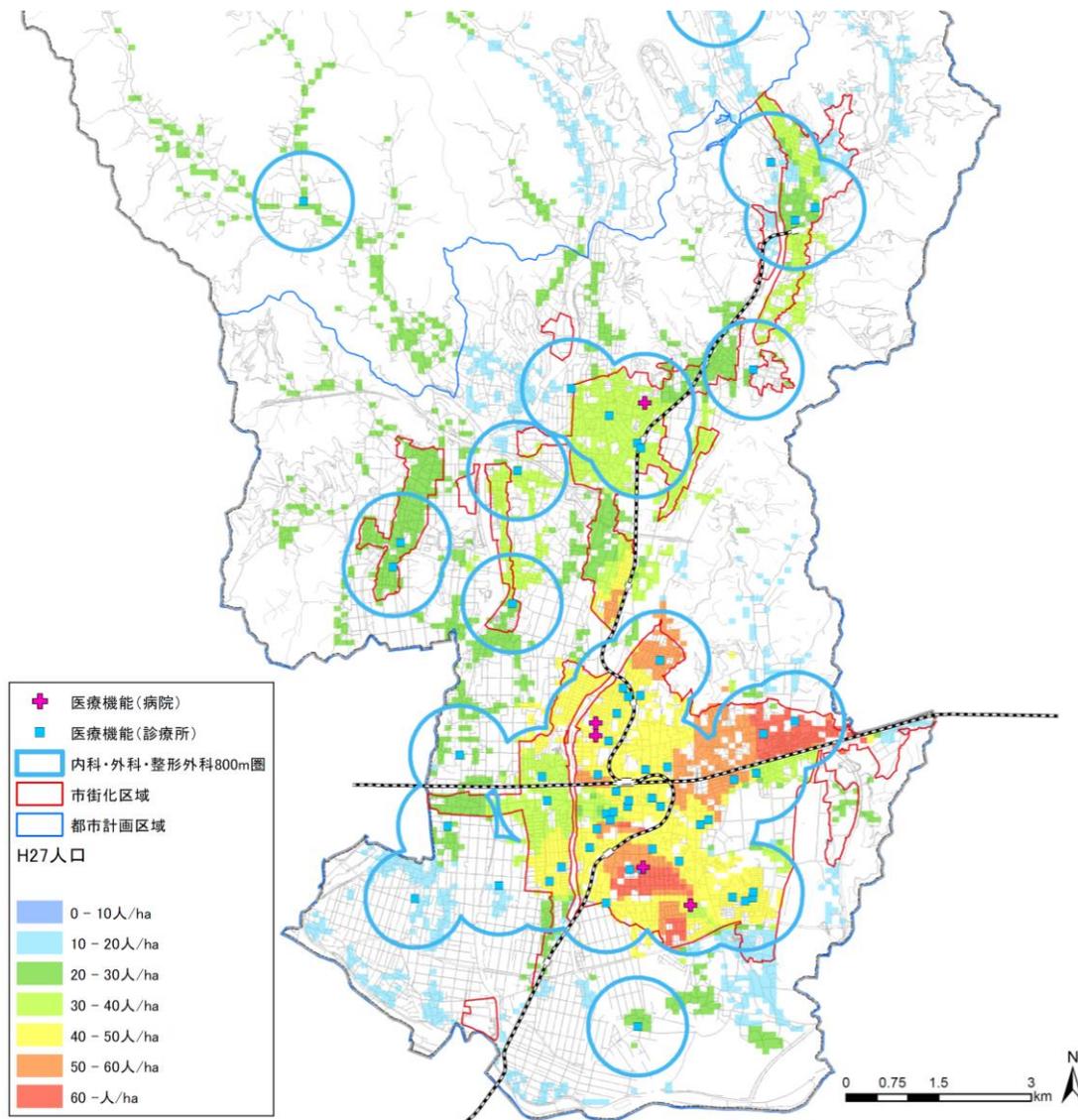


図 3-22 医療施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

（医療施設：内科または外科を有する病院・診療所）

資料：国土数値情報、栃木県 HP

■福祉機能の分布

- 高齢者福祉施設は、市街化区域のほぼ全域をカバーしています。
- 市街化調整区域や都市計画区域外にも施設の立地が見られます。

【生活サービス（福祉）の徒歩圏人口カバー率（%）】

福祉施設の徒歩圏（800m）に居住する人口の総人口に占める比率

佐野市				全国 平均値	30万人以下 都市平均値
現況値	将来値			H29 (2017)	H29 (2017)
H27 (2015)	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)		
76.7	78.5	80.3	82.2	51	69

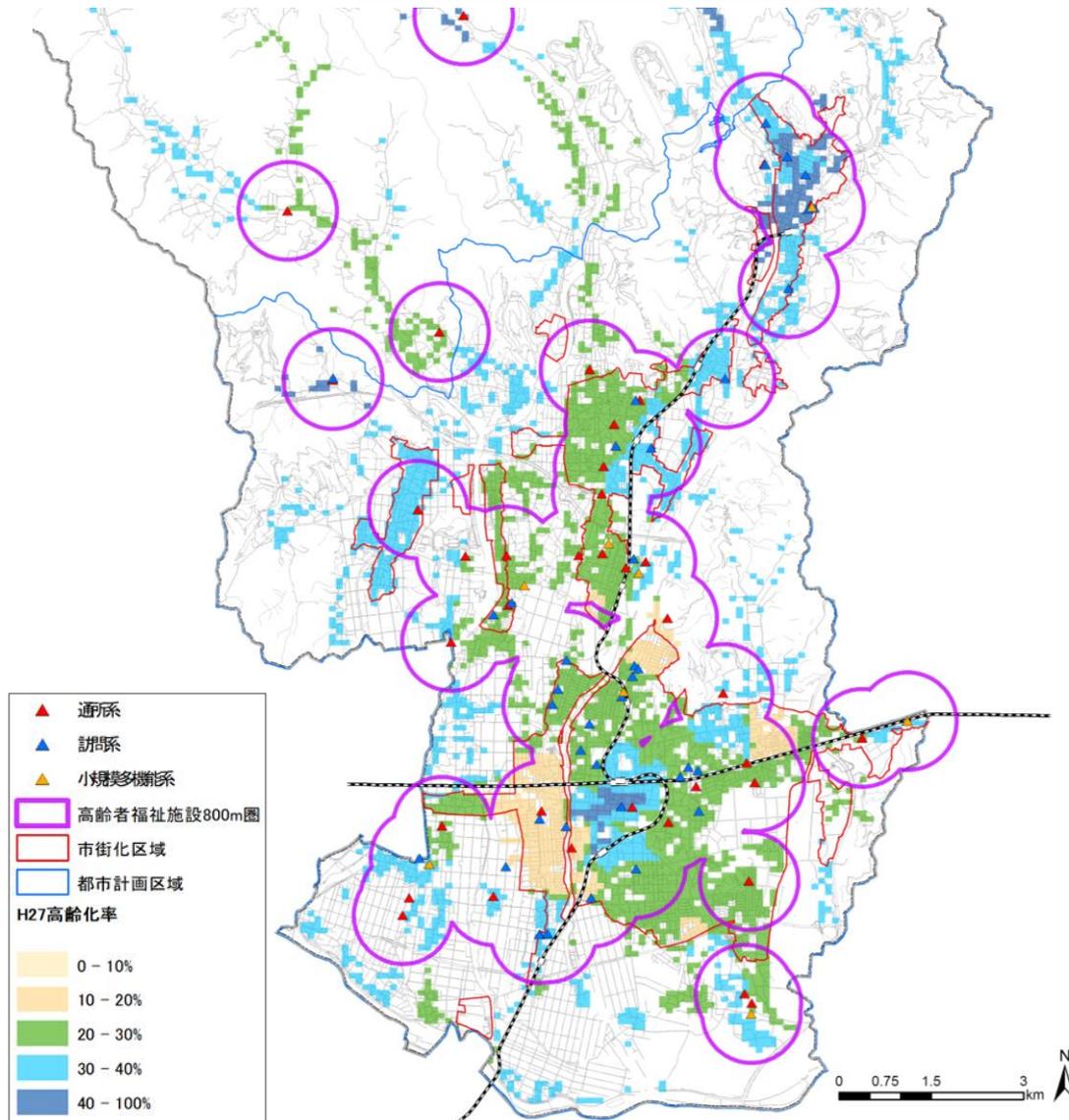


図 3-23 福祉施設分布と高齢化率（平成 27(2015)年）
（福祉施設：通所系、訪問系及び小規模多機能施設）

資料：国土数値情報、市 HP、介護サービス 情報公表システム

■商業機能の分布

○ 商業施設は、市街化区域を中心に分布していますが、市街化区域内でもカバーされていないエリアも見られます。

【生活サービス（商業）の徒歩圏人口カバー率（％）】

商業施設の徒歩圏（800m）に居住する人口の総人口に占める比率

佐野市				全国 平均値	30万人以下 都市平均値
現況値	将来値			H29 (2017)	H29 (2017)
H27 (2015)	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)		
54.6	56.8	59.0	61.4	49	62

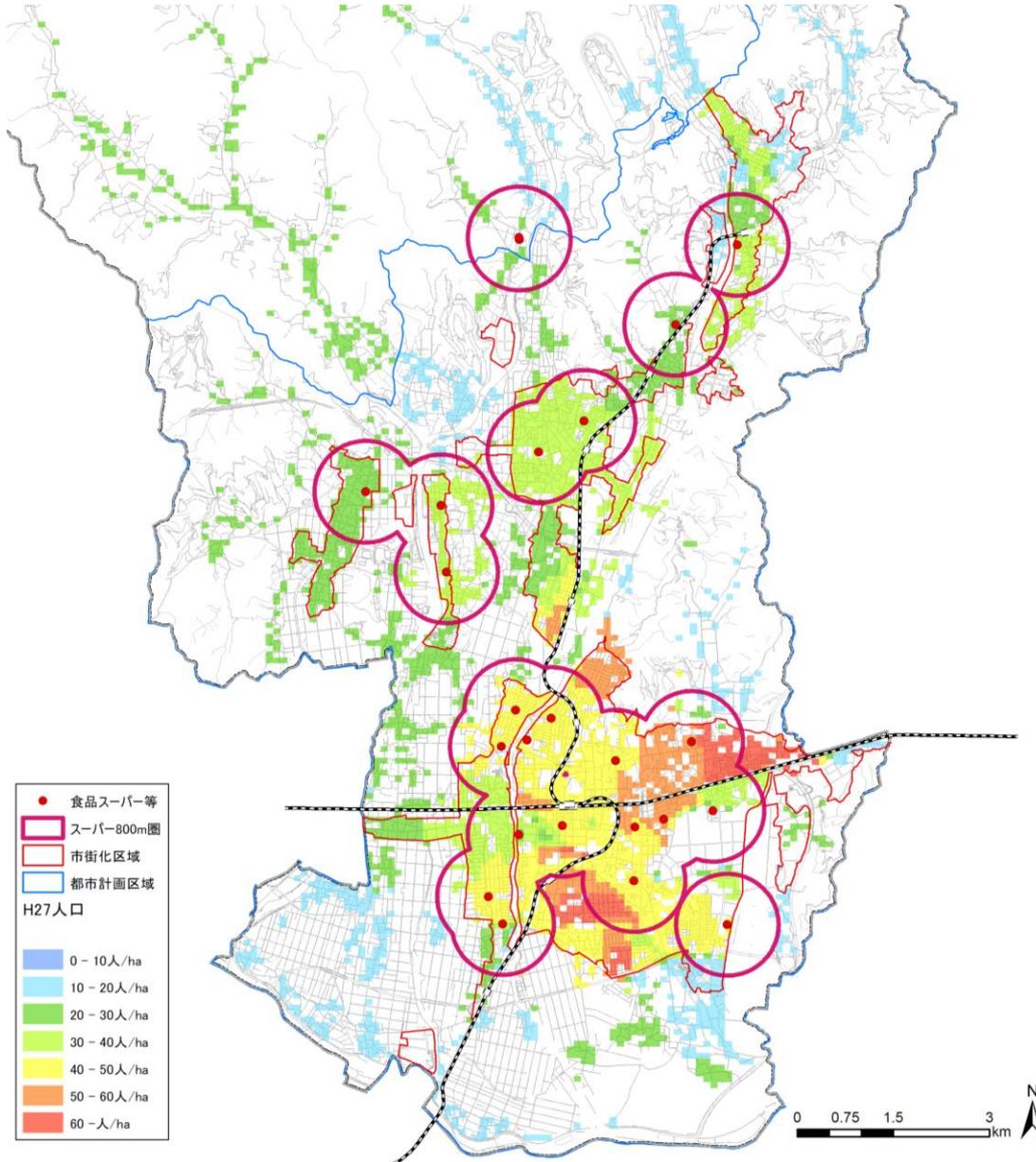


図 3-24 商業施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）
 （商業施設：食品スーパー等）

資料：iタウンページ

■基幹的公共交通

- 基幹的公共交通としては、鉄道（JR、東武）のほか、路線バスの一部が該当します。
- 徒歩圏人口カバー率は平成 27（2015）年時点で 28.9%となっており、30 万人以下都市の平均値よりも充足度が低くなっています。

【基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率（%）】

基幹的公共交通路線の鉄道駅から半径 800m、バス停から半径 300m の圏域に居住する人口の総人口に占める比率

佐野市				全国 平均値	30万人以下 都市平均値
現況値	将来値			H29 (2017)	H29 (2017)
H27 (2015)	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)		
28.9	29.2	29.6	30.1	41	48

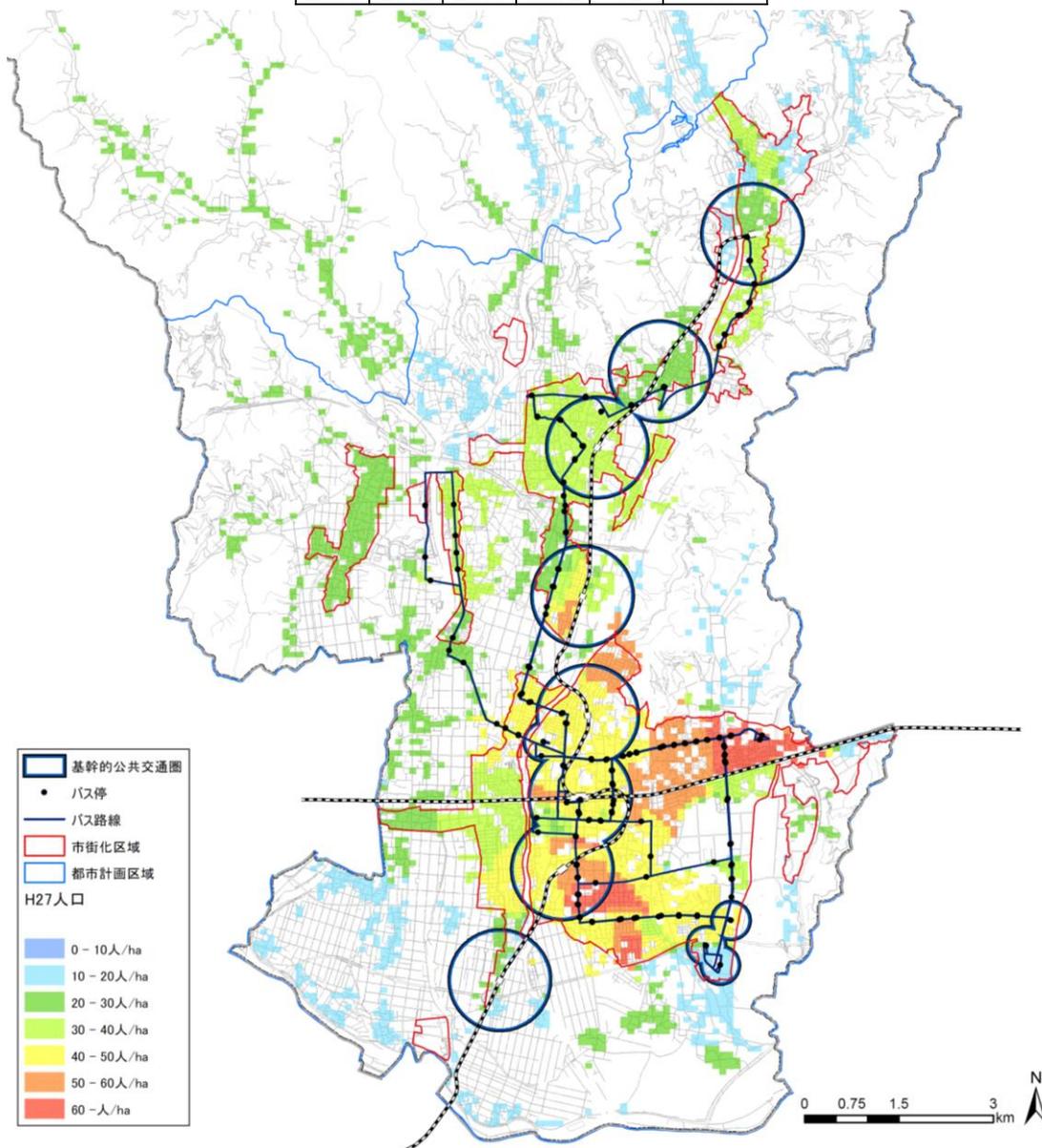


図 3-25 基幹的公共交通と人口密度（平成 27(2015)年）

（基幹的公共交通：30 本／日以上 of 鉄道・バス路線）

資料：国土数値情報、各社時刻表

2) レーダーチャートによる同類型都市との比較

- 都市構造評価に係る指標を用いて、同類型都市の水準と佐野市を比較しました。
- 同規模都市偏差値と佐野市の指標の比較の結果、佐野市では都市機能、空き家、人口密度、公共交通等に課題があることがわかります。

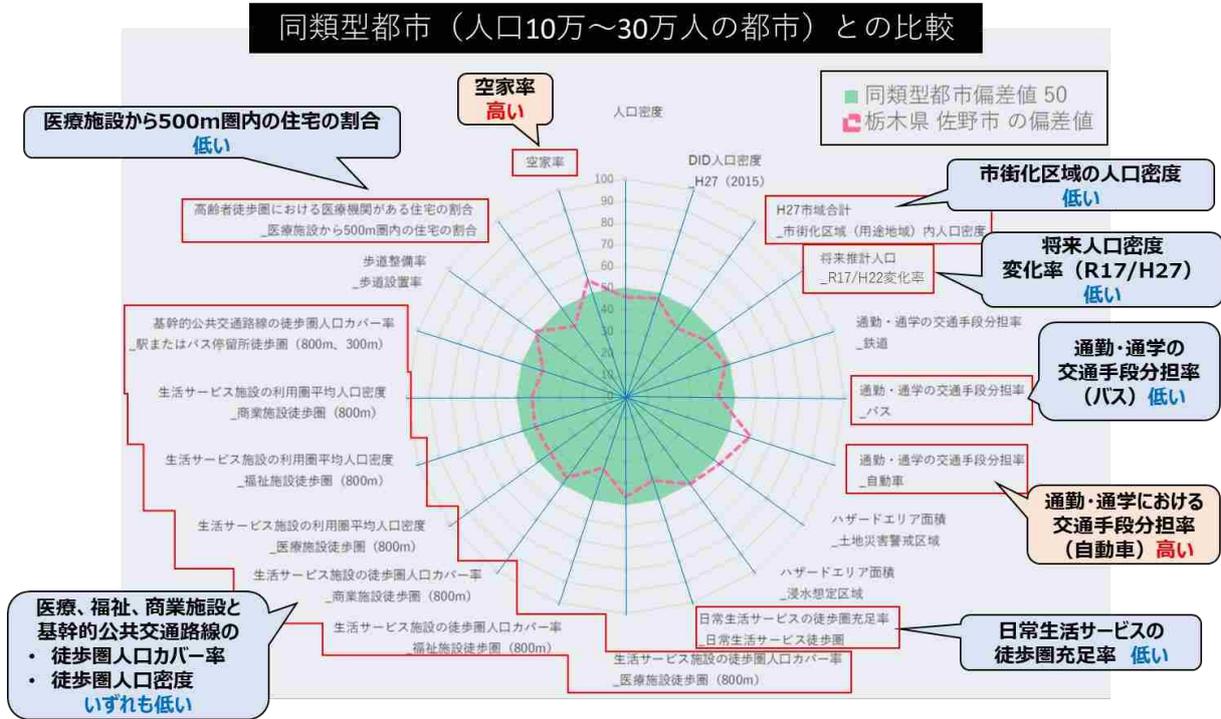


図 3-26 都市モニタリングシートに基づくレーダーチャート

資料：国土交通省都市局の作成ツールを用いて作成

3.2 本市の都市構造上の課題の整理

都市の現況把握、都市構造評価を踏まえて、分野別の課題を整理しました。

表 3-1 分野別の課題の整理

分野	現状と問題点	分野別の課題
1. 人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口は減少、高齢化率は年々上昇し、人口密度が低下 ・ 生産年齢人口の減少により、地域経済の低迷の懸念 ・ 中心市街地の人口密度低下が顕著であり、賑わいの低下の恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口密度の維持 ・ 雇用の創出 ・ 中心市街地の賑わいの維持
2. 市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口の低密度化が進行し、生活利便性の低下の恐れ ・ 空き地空き家の増加により、治安や居住環境の悪化の恐れ ・ 拠点における土地の低未利用により、郊外への需要の流出の恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市のスポンジ化※への対応
3. 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車への依存度が高く、自動車運転が困難な高齢者の移動が難しくなる懸念 ・ 公共交通の空白地帯が存在し、人口減少により公共交通のサービス効率悪化の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通を中心とした利便性の高いまちづくり ・ 人口減少下での、公共交通利便性の維持や運行の効率化
4. 公共施設と財政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の老朽化が進み、維持更新費が増加 ・ 人口減少に伴う歳入の減少や高齢者増加に伴う歳出の増加により、持続的な都市経営の維持が難しくなる恐れ ・ 地価の下落により、税収減少の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の効率的な活用と維持運営 ・ より効率的な行政（都市）経営
5. 災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口密度が高い区域に浸水想定区域が存在しており、水害に対して脆弱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害危険性の低い土地利用の推進 ・ 災害に強いまちづくりの推進
6. 都市構造評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活サービス全体を徒歩圏で享受できる圏域の人口割合は、同程度規模都市の平均値より低く、人口減少による生活利便性低下の恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活利便性の高いエリアの特性を活かした土地の有効利用

※都市のスポンジ化…都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

分野別の課題を踏まえて、立地適正化計画で解決を図る都市構造上の課題として都市機能、居住、公共交通の3つの観点から再整理しました。

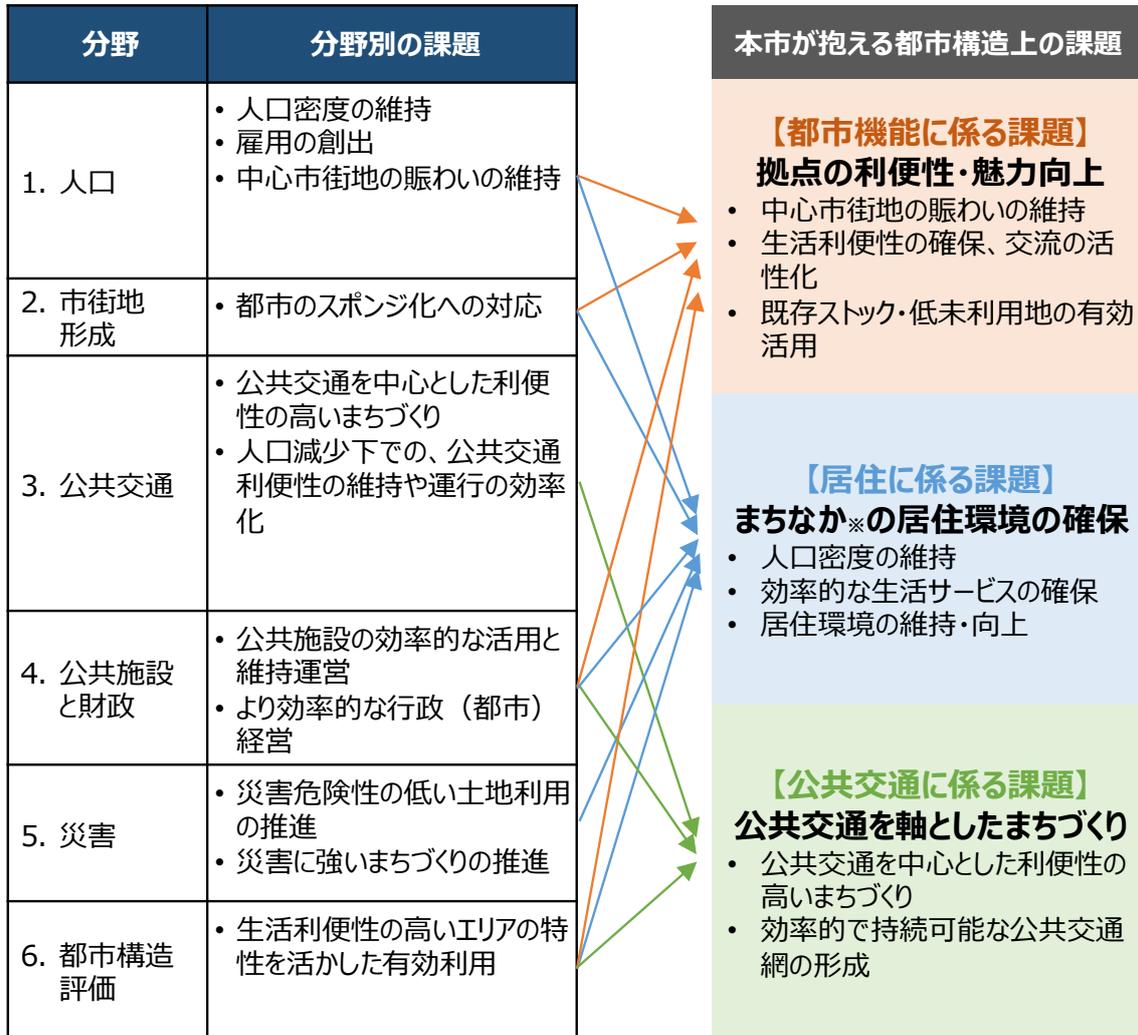


図 3-27 本市が抱える都市構造上の課題

※まちなか…都市計画マスタープランの中心拠点及び地域拠点をいう（P13 参照）

4. 立地の適正化に関する基本的な方針

4.1 まちづくりの方針

国土グランドデザインの考え方を踏まえ、本市の都市構造上の課題の解決と合わせて、上位計画で示す「拠点連結（いもフライ）型都市構造」の形成に向け、まちづくりの方針を以下の通り設定します。

本市は、発展を支える4つの拠点を中心とする都市構造を有しており、それぞれの拠点の特色を活かして、魅力を高めつつまちなか居住を推進し、それらを連結させて交流を生むことで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進します。

国土グランドデザイン2050の考え方

- **コンパクト+ネットワークの意義・必要性**
質の高いサービスを効率的に提供 新たな価値創造
- **多様性と連携による国土・地域づくり（「多様性と連携」を支えるのがコンパクト+ネットワーク）**
 - ・ 各地域が「多様性」を再構築し、自らの資源に磨きをかける
 - ・ 複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進

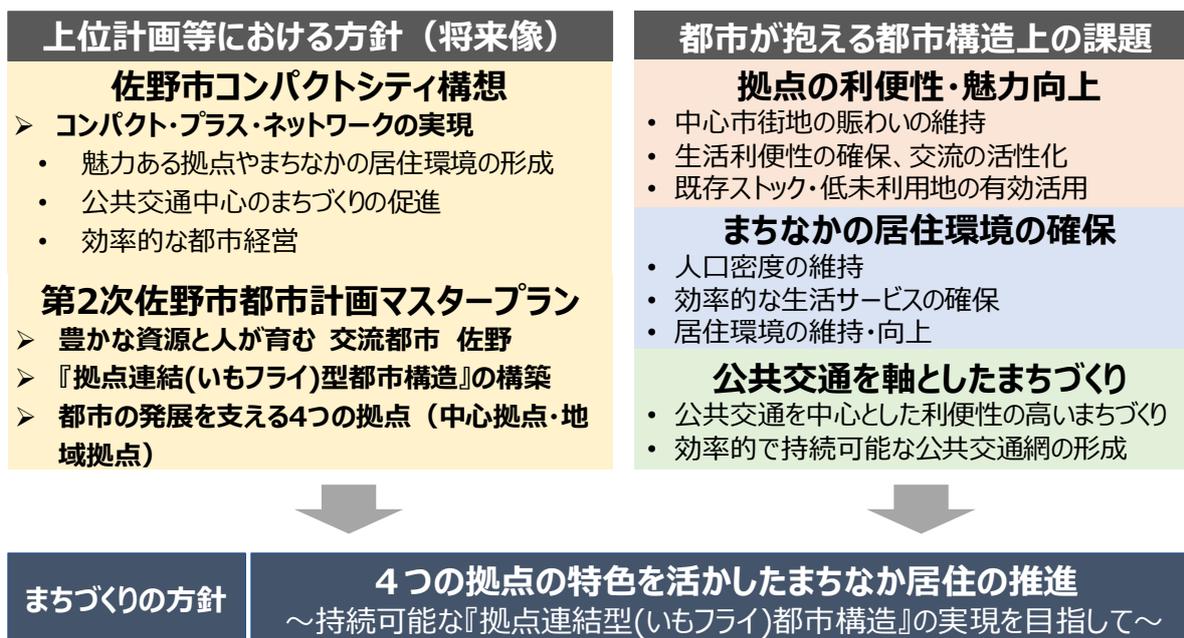


図 4-1 まちづくりの方針

4.2 目指すべき都市の骨格構造

佐野市は、中心市街地、田沼市街地、葛生市街地、佐野新都市のそれぞれ特色異なる4つの拠点が存在する都市構造となっています。平成30(2018)年度策定の佐野市コンパクトシティ構想及び、第2次佐野市都市計画マスタープランにおいては、中心市街地を「中心拠点」、田沼市街地、葛生市街地、佐野新都市を「地域拠点」と位置付けています。

本計画では、4つの拠点を核として都市機能誘導区域を設定します。居住誘導区域は、都市機能誘導区域の周辺を基本として設定します。さらに、市街地を結ぶ公共交通路線を基幹的公共交通と位置付け、拠点同士が連携・交流できるような利便性の高い公共交通軸の形成を図ります。

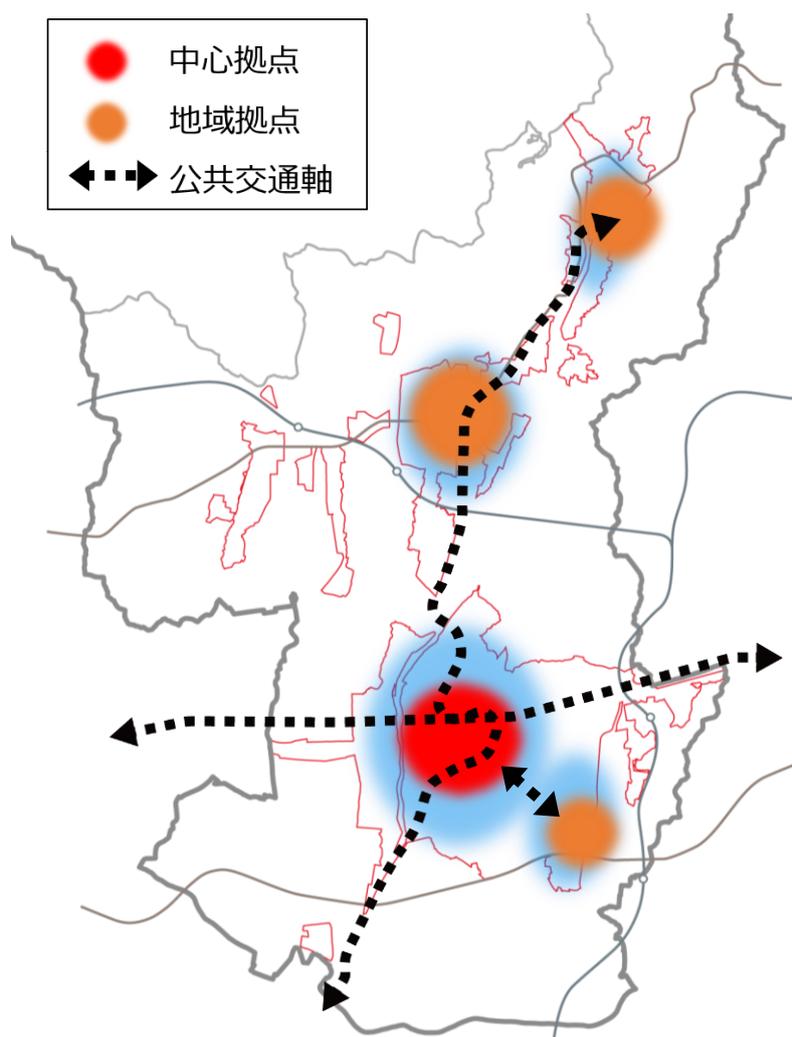


図 4-2 目指すべき都市の骨格構造

4.3 課題解決のための誘導方針

まちづくりの方針の実現に向けて、「1. 各市街地の特徴・役割を活かした魅力ある拠点づくり」「2. その土地の暮らしの良さを感じられる快適な居住環境の形成」「3. まちなか・拠点の機能分担や交流を支える持続可能な公共交通ネットワークの再構築」を課題解決のための誘導方針として示します。

「1. 各市街地の特徴・役割を活かした魅力あるまちづくり」では、特徴の異なる各拠点において、市街地に必要な機能や役割を明確にし、その土地の資源・ストックを上手く活用することで、まちなかの賑わいの向上や交流の活性化に資する都市機能の誘導を図ります。

「2. その土地の暮らしの良さを感じられる快適な居住環境の形成」では、地域に見合った快適な暮らしを居住者が享受できるように、生活サービスが充足するまちなかや居住環境の確保がしやすい拠点周辺に対して、居住の誘導を図ります。

「3. まちなか・拠点の機能分担や交流を支える持続可能な公共交通ネットワークの再構築」では、都市機能の集約による拠点形成と拠点周辺への居住誘導と連携しながら、交流の活性化に資する持続可能な交通体系の形成に取り組みます。

まちづくりの方針	4つの拠点の特色を活かしたまちなか居住の推進 ～持続可能な『拠点連結型(いもフライ)都市構造』の実現を目指して～	
課題解決のための誘導方針	【誘導方針1】 各市街地の特徴・役割を活かした魅力ある拠点づくり 特徴の異なる各拠点において、市街地に必要な機能や役割を明確にし、その土地の資源・ストックを上手く活用することで、まちなかの賑わいの向上や交流の活性化に資する都市機能の誘導を図る。	【誘導方針2】 その土地の暮らしの良さを感じられる快適な居住環境の形成 地域に見合った快適な暮らしを居住者が享受できるように、生活サービスが充足するまちなかや居住環境の確保がしやすい拠点周辺に対して、居住の誘導を図る。
	【誘導方針3】 まちなか・拠点の機能分担や交流を支える持続可能な公共交通ネットワークの形成 都市機能の集約による拠点形成と拠点周辺への居住誘導と連携しながら、交流の活性化に資する持続可能な交通体系の形成に取り組む。	

図 4-3 課題解決のための誘導方針

5. 都市機能誘導区域及び誘導施設

5.1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の各種サービスの効率的な提供を図るため、これらの都市機能の立地を誘導すべきと定める区域です。

都市機能誘導区域に該当する区域

- 都市全体を見たときに、鉄道駅に近く、業務や商業などが集積し、都市機能が一定程度充実している区域
 - 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- 「都市計画運用指針 第10版」(平成30年9月5日一部改正)より抜粋

望ましい区域像

各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

立地適正化計画作成の手引き(国土交通省都市局)より抜粋

5.2 本市における都市機能誘導区域設定の考え方

(1) 都市機能誘導区域の設定の考え方

本市では、第2次都市計画マスタープラン（以下、都市マスという）における拠点の位置付け等を踏まえ、都市機能誘導区域を4つの市街地に設定します。また、これらの拠点周辺を基本として居住誘導区域（第6章参照）を設定します。

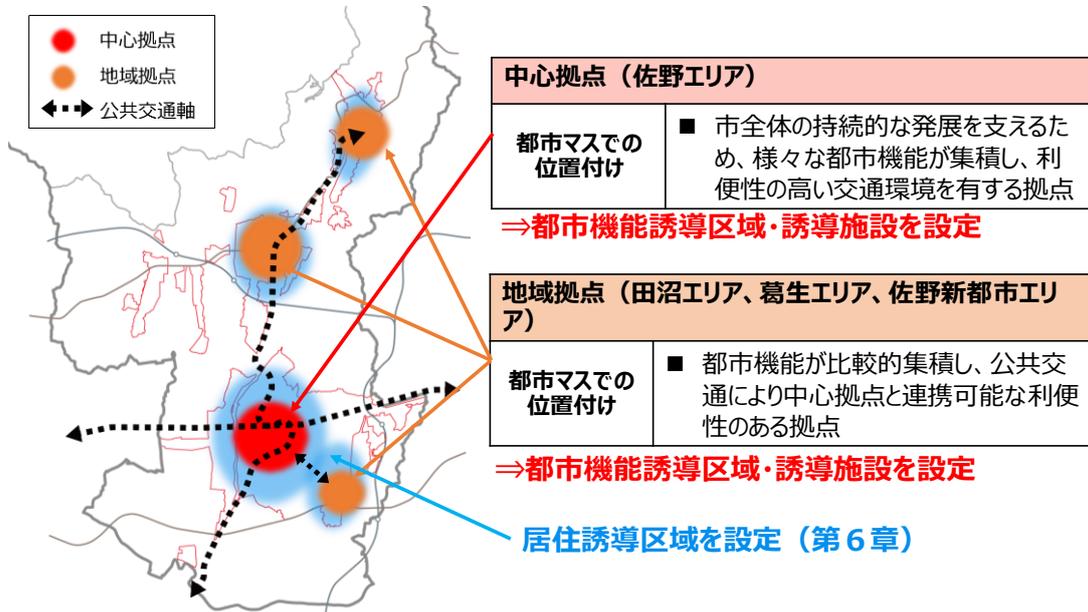


図 5-1 都市機能誘導区域を位置付ける拠点

具体的な都市機能誘導区域の設定にあたっては、以下のような各拠点の特性や用途地域の指定状況等を考慮し進めるものとします。

表 5-1 各拠点の区域設定の考え方

中心拠点		
佐野エリア	拠点の方向性	都市機能の立地や公共交通を活かし、 多様な都市機能の集積 によってまちなかの利便性を確保する。
	区域設定考え方	<u>行政や医療、文化機能、子育て支援機能等の既存施設の立地や道路等の都市基盤の整備状況、まちなかへの多様な用途の誘導を念頭に置き、区域の設定を行う。</u>
地域拠点		
田沼エリア	拠点の方向性	鉄道や行政機能、 医療機能の立地 を活かして、安心して生活できる環境の形成を図る。
	区域設定考え方	<u>行政や医療、商業機能等の既存施設の立地や、子育て支援機能・生活利便施設のまちなかへの誘導を念頭に置き、区域設定を行う。</u>
葛生エリア	拠点の方向性	鉄道や行政機能、 観光的資源・歴史的資源 を活かして、地域にふさわしい生活環境の形成と観光振興を図る。
	区域設定考え方	<u>行政や文化、商業機能等の既存施設の立地や、交流拠点形成に向けた文化・交流機能のまちなかへの誘導を念頭に置き、区域設定を行う。</u>
佐野新都市エリア	拠点の方向性	広域交通網の利便性や観光機能 を活かして、安全・安心な観光型広域商業機能や学術機能の強化を図る。
	区域設定考え方	<u>既存の観光型商業等を中心とした都市機能の集積・強化の推進を念頭に置き、区域設定を行う。</u>

(2) 都市機能誘導区域の設定ステップ

5.1、5.2(1)の考え方にに基づき、以下の通り、具体的な3つのステップに沿って都市機能の誘導区域を設定します。

【Step 1】都市機能の立地に適した用途地域の確認

- 4つの拠点周辺の土地利用を考慮しつつ、都市機能の立地に望ましい商業地域および近隣商業地域を中心に誘導区域のベースとなる範囲を確認する。

【Step 2】都市計画マスタープランの方向性より誘導区域の範囲を設定

- 上位計画にあたる都市マスで、4つの拠点一体周辺の土地利用の方針として位置付けた「まちなかゾーン」の考え方に従い、誘導区域の範囲を設定。
※まちなかゾーン：都市機能と居住を集約した全ての世代が住みやすい拠点づくりを目指すゾーン

【Step 3】都市機能の立地状況より誘導区域の区画を設定

- 各拠点周辺の既存の都市機能の立地状況や、市有施設の配置を考慮し、拠点別の誘導施設の想定と整合を図りながら、区画を決定する。

まちなかの個別の検討課題については調整を行い、道路境界、字界などにより都市機能誘導区域を設定

図 5-2 都市機能誘導区域の設定ステップ

【Step 1】都市機能の立地に適した用途地域の確認

- 4つの拠点周辺の土地利用を考慮しつつ、都市機能の立地に望ましい商業地域および近隣商業地域を中心に誘導区域のベースとなる範囲を確認する。

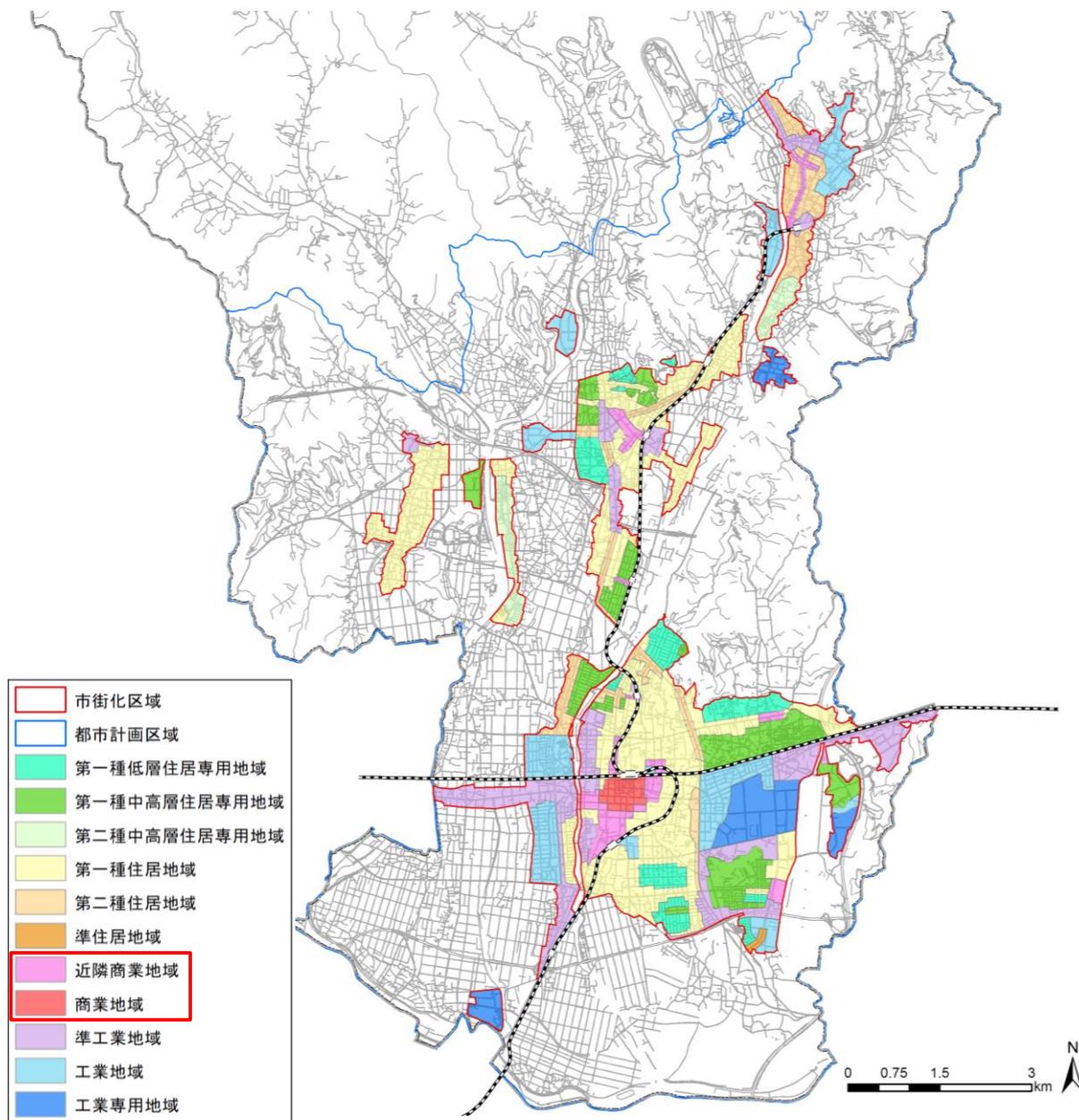


図 5-3 用途地域

【Step 2】都市計画マスタープランの方向性より誘導区域の範囲を設定

- 上位計画にあたる都市マスで、4つの拠点一体周辺の土地利用の方針として位置付けた「まちなかゾーン」の考え方に従い、誘導区域の範囲を設定。

※まちなかゾーン：都市機能と居住を集約した全ての世代が住みやすい拠点づくりを目指すゾーン



図 5-4 土地利用方針図（第 2 次佐野市都市計画マスタープラン）

表 5-2 まちなかゾーンの土地利用方針（第 2 次佐野市都市計画マスタープラン）

佐野駅・佐野市駅周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> 行政、商業・業務、文化、観光などの都市機能の充実を図るとともに、様々な都市機能が集積する都市空間の形成を推進します。また、生活利便性の高いまちなかの居住環境の再生を進めます。 土地利用の整序や街並みづくりにより、本市の中心市街地にふさわしい環境整備を進めるとともに、中心市街地の活性化、空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、まちなかの賑わいの創出を図ります。
田沼駅・田沼行政センター周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> 田沼駅周辺は、高齢者でも快適に買い物ができる、利便性の高い居住環境の再生と、門前町としての歴史的背景を活かした街並みづくりを進めます。また、空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、まちなかの賑わい創出を図ります。
葛生駅・葛生行政センター周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> 葛生駅周辺は、生活や観光情報の提供と、行政、商業、居住などの都市機能の集積を図り、地域の中心として利便性の高い居住環境の再生を進めます。また、空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、まちなかの賑わい創出を図ります。
佐野新都市エリア	<ul style="list-style-type: none"> 佐野新都市は、観光型広域商業・業務を中心とした都市機能の集積と強化を進めます。 土地利用の整序により、商業・業務、居住などが調和した土地利用を促進します。

【Step 3】都市機能の立地状況より誘導区域の区画を設定

- 各拠点周辺の既存の都市機能の立地状況や、市有施設の配置を考慮し、拠点別の誘導施設の想定と整合を図りながら、区画を決定する。

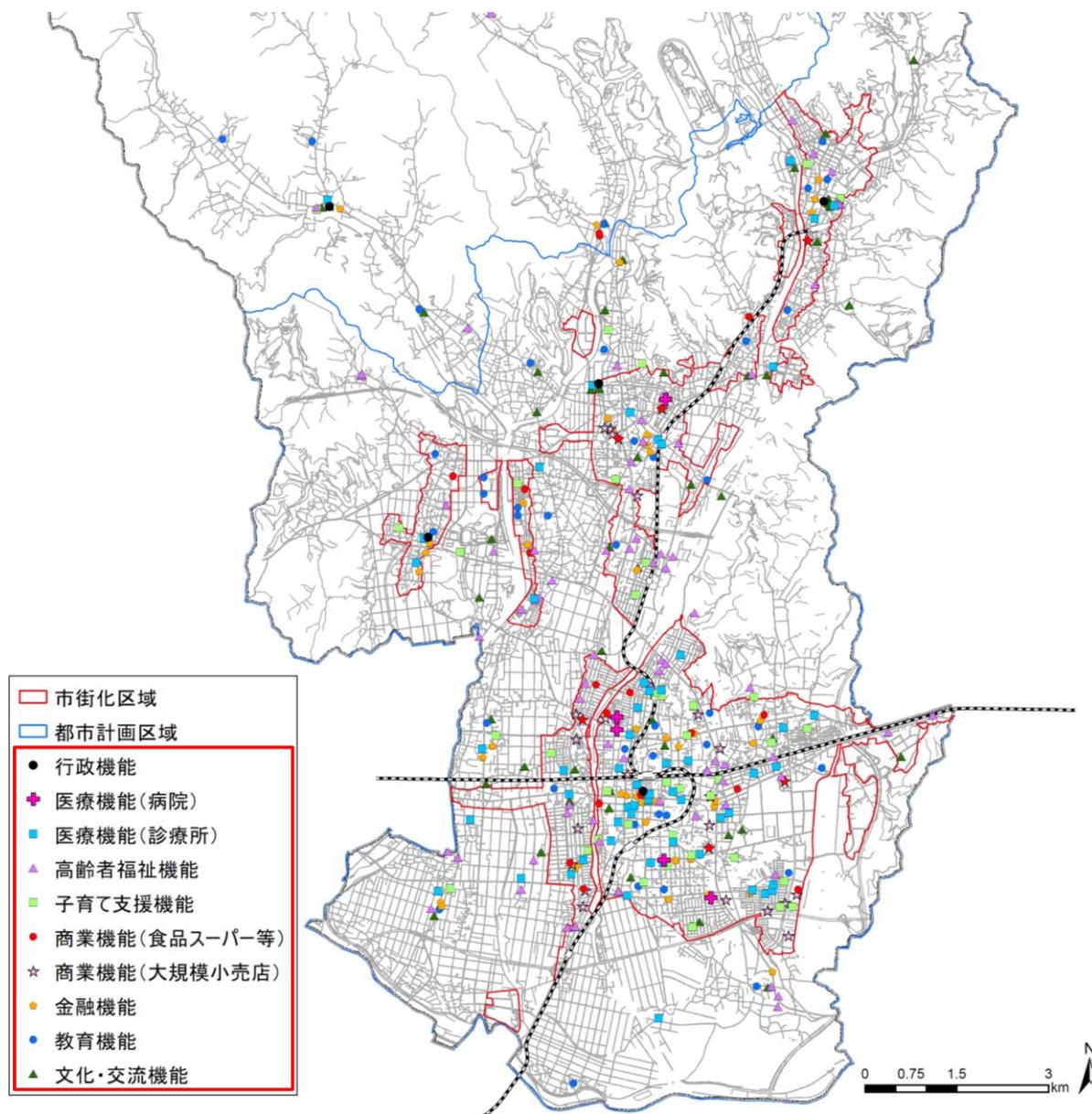
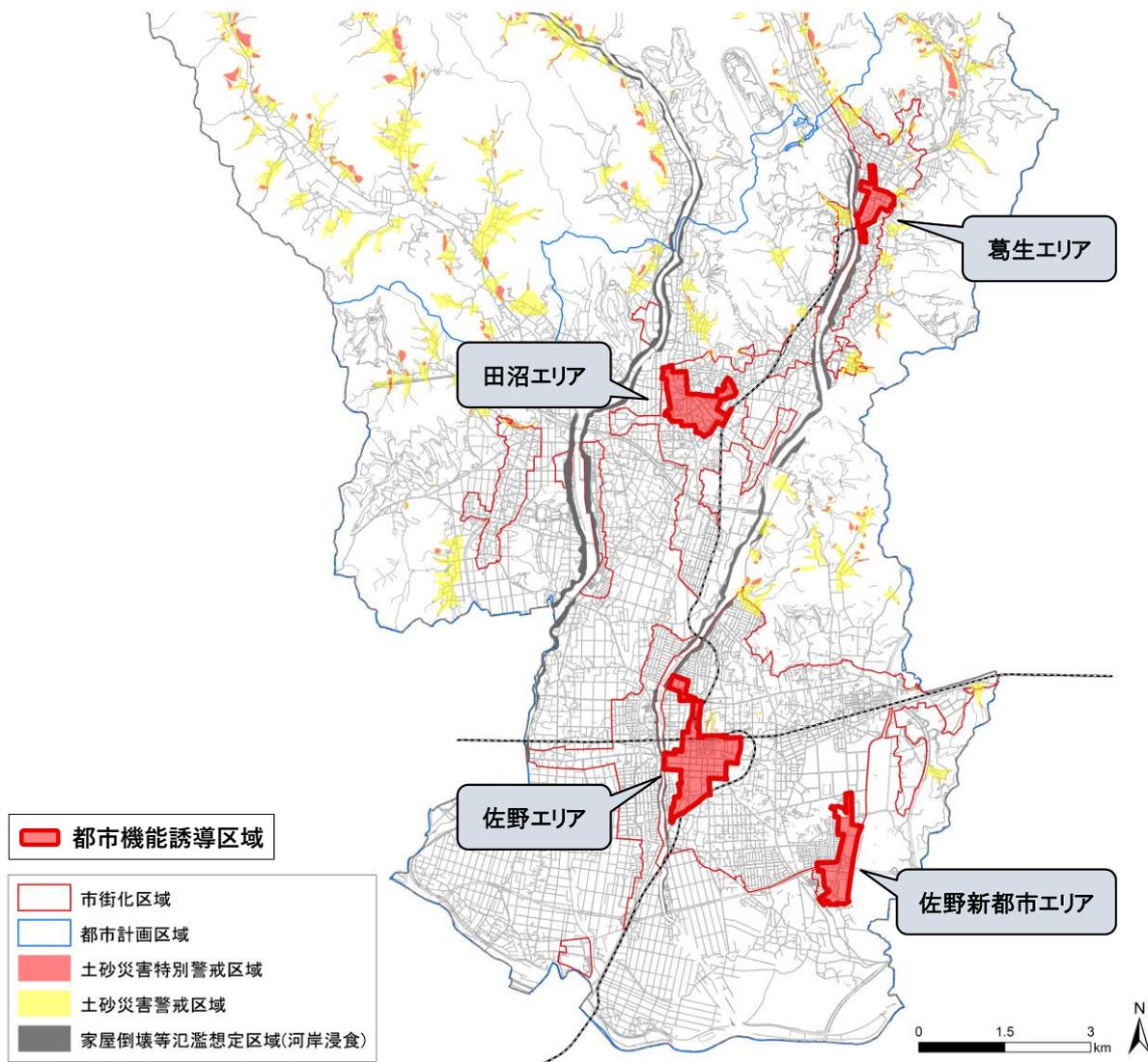


図 5-5 都市機能の立地状況

5.3 都市機能誘導区域の設定

前項で示した都市機能誘導区域設定の考え方及び設定ステップに基づき、設定した都市機能誘導区域を以下に示します。

(1) 都市機能誘導区域（市全体）



※土砂災害（特別）警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)は誘導区域に含めない。

図 5-6 都市機能誘導区域（市全体）

(2) 都市機能誘導区域（佐野エリア・佐野新都市エリア）

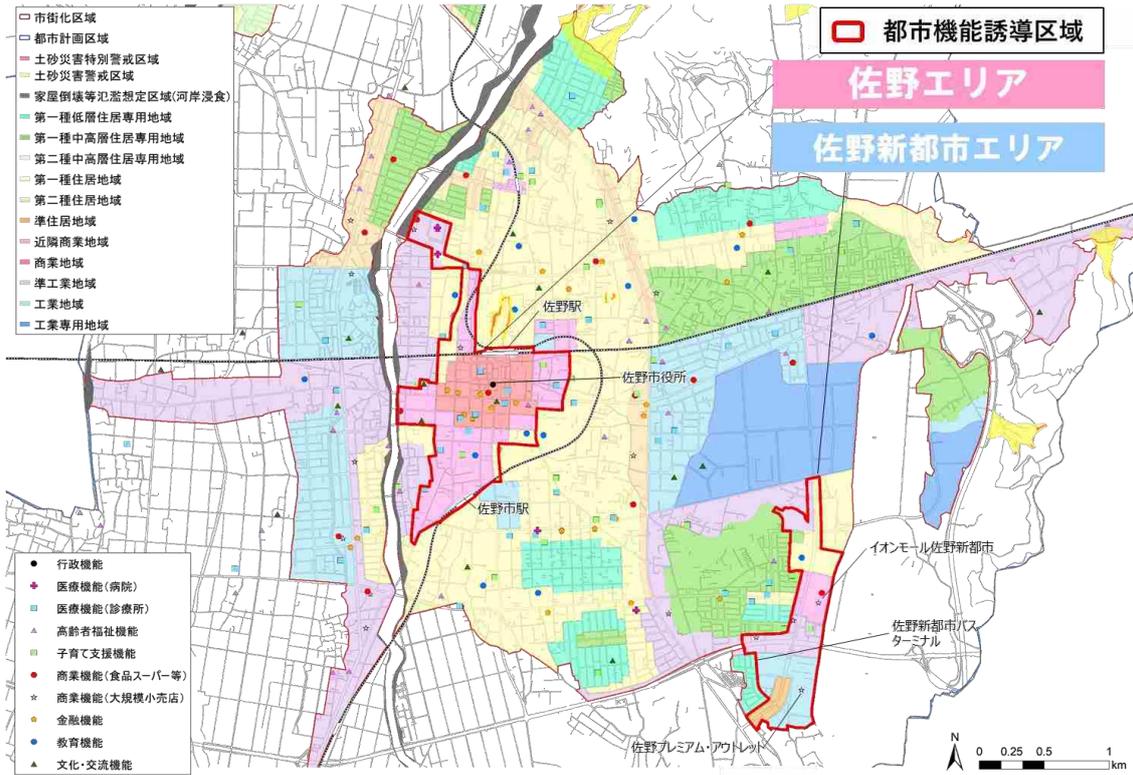


図 5-7 都市機能誘導区域（佐野エリア・佐野新都市エリア）

(3) 都市機能誘導区域（田沼エリア）

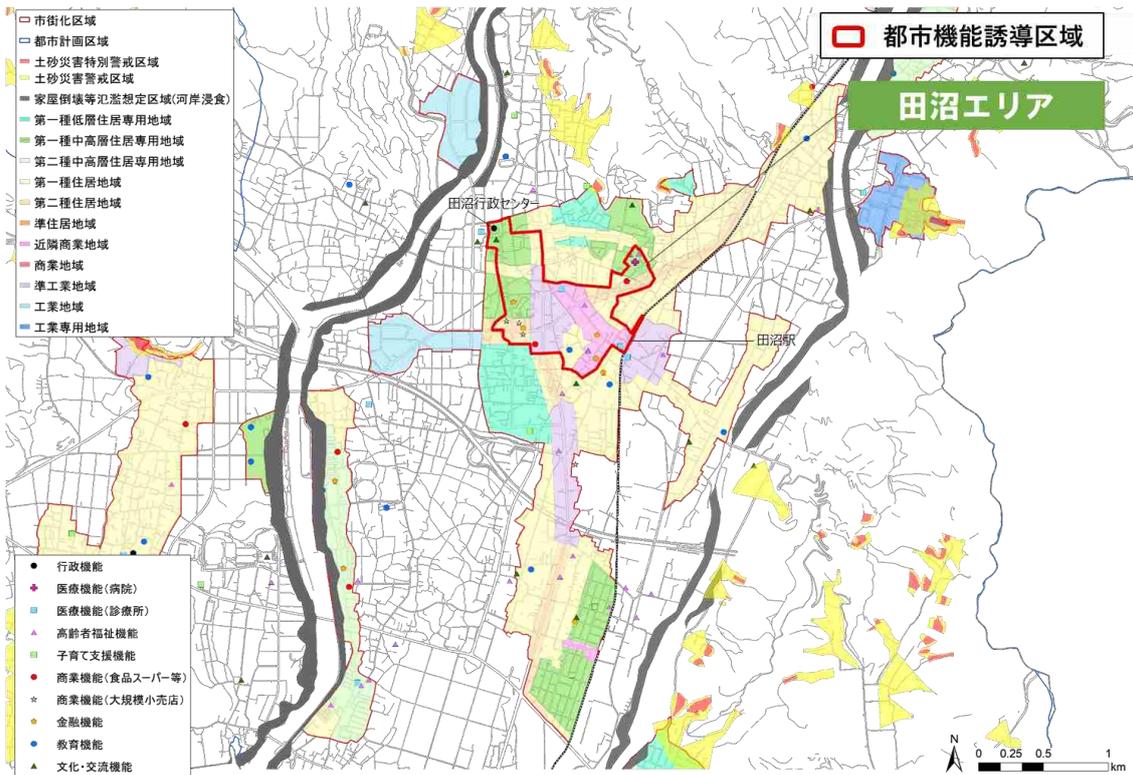


図 5-8 都市機能誘導区域（田沼エリア）

(4) 都市機能誘導区域（葛生エリア）

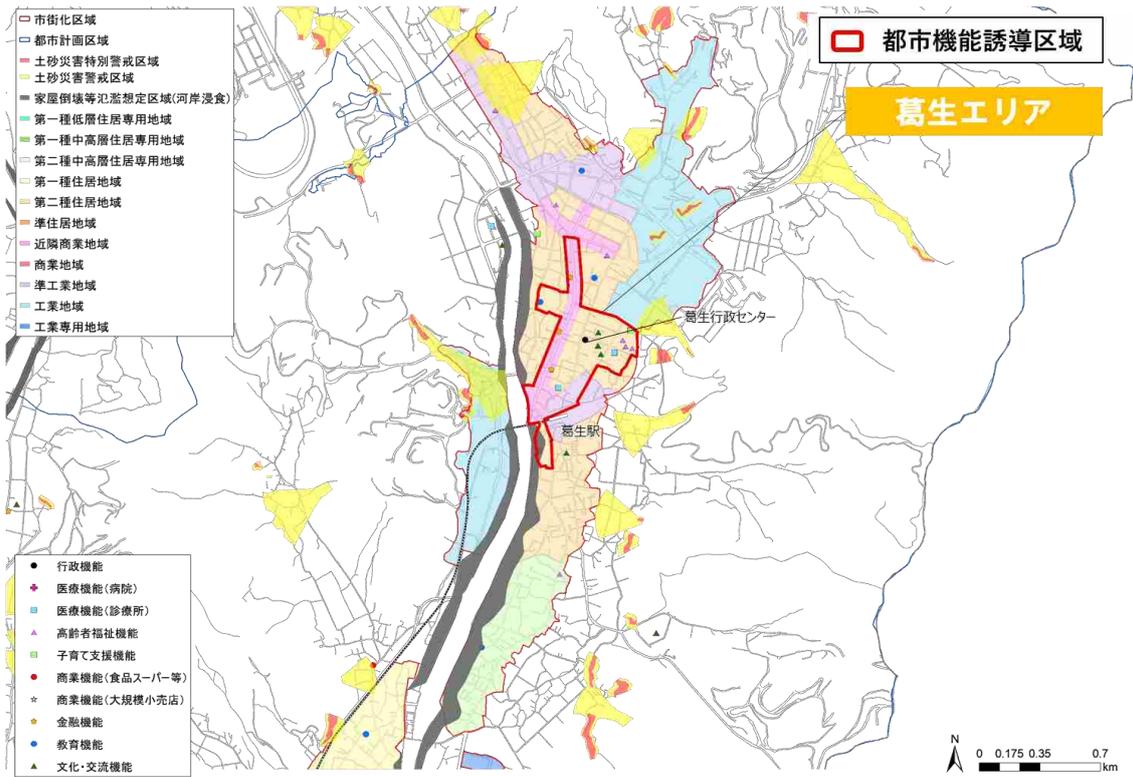


図 5-9 都市機能誘導区域（葛生エリア）

5.4 誘導施設とは

(1) 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき、医療・福祉・商業等の都市機能増進施設であり、現在の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

該当する施設は以下のように示されています。

誘導施設に該当する施設

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 集客力があり、まちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

「都市計画運用指針 第10版」(平成30年9月5日一部改正)より抜粋

拠点となるエリアに機能が集約されることで、人口減少下でも効率的なサービスの提供が可能となるほか、市や民間事業者が施設整備する場合、国の補助事業や、財政上の特例措置などの支援策を受けることができます。ただし、誘導施設を誘導区域外に設置する場合には設置の届出が、既に誘導区域内に設置されている誘導施設を休止・廃止する場合には、休止・廃止の届出がそれぞれ必要となります。

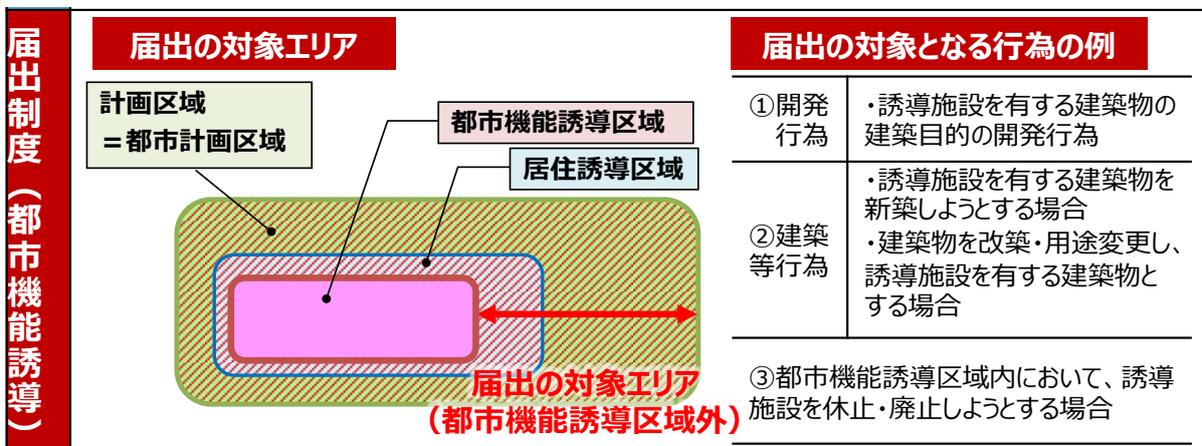
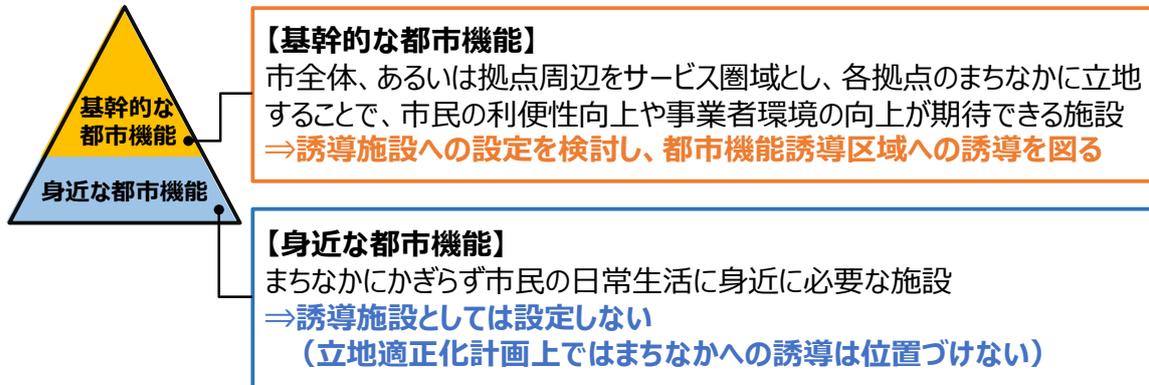


図 5-10 届出制度の概要

5.5 本市における誘導施設設定の考え方

(1) 誘導施設の設定の考え方

本市では、都市の有するべき一般的な機能を「基幹的な都市機能」と「身近な都市機能」に分類し、このうち、原則として基幹的な都市機能について誘導施設を設定します。



	基幹的な都市機能（例）	身近な都市機能（例）
行政機能	市庁舎、行政センター	支所
健康・福祉機能	保健・福祉センター、地域包括支援センター	高齢者福祉施設（デイケアセンター、介護訪問サービス等）
子育て機能	子育て支援センター	保育所、幼稚園等
商業機能	大型複合商業施設、相当規模の商業施設	コンビニエンスストア、小規模な食品スーパー等
医療機能	総合病院	診療所、クリニック
金融機能	銀行・信用金庫の本店や市内での中心的な支店	銀行・信用金庫の支店や郵便局
教育・文化機能	図書館、文化ホール	小・中学校、生涯学習センター
交流機能	拠点的な交流施設	公民館、集会所、交流サロン

図 5-11 誘導施設設定の考え方

(2) 設定ステップ

5.4、5.5（1）の考え方に基づき、以下の通り、具体的な2つのステップに沿って誘導施設を設定します。

【Step 1】拠点周辺における都市機能の立地状況の評価

- 拠点周辺の都市機能の立地状況や、基幹的な都市機能を対象に、都市計画マスタープランにおけるまちなかゾーンの範囲及び拠点近隣の主要施設を基本として評価します。

【Step 2】拠点ごとの維持・誘導すべき機能の検討

- 既存の都市機能の状況や市民アンケートにおけるニーズ、都市計画マスタープランで示されている方向性を踏まえ、拠点別の維持・誘導すべき機能を示します。

誘導施設の設定

図 5-12 誘導施設の設定ステップ

5.6 誘導施設の設定

(1) 拠点周辺における都市機能の立地状況の評価

拠点周辺の都市機能の立地状況は、基幹的な都市機能を対象に、都市計画マスタープランにおけるまちなかゾーンの範囲及び拠点近隣の主要施設を基本として評価します。



図 5-13 都市計画マスタープラン（まちなかゾーン）

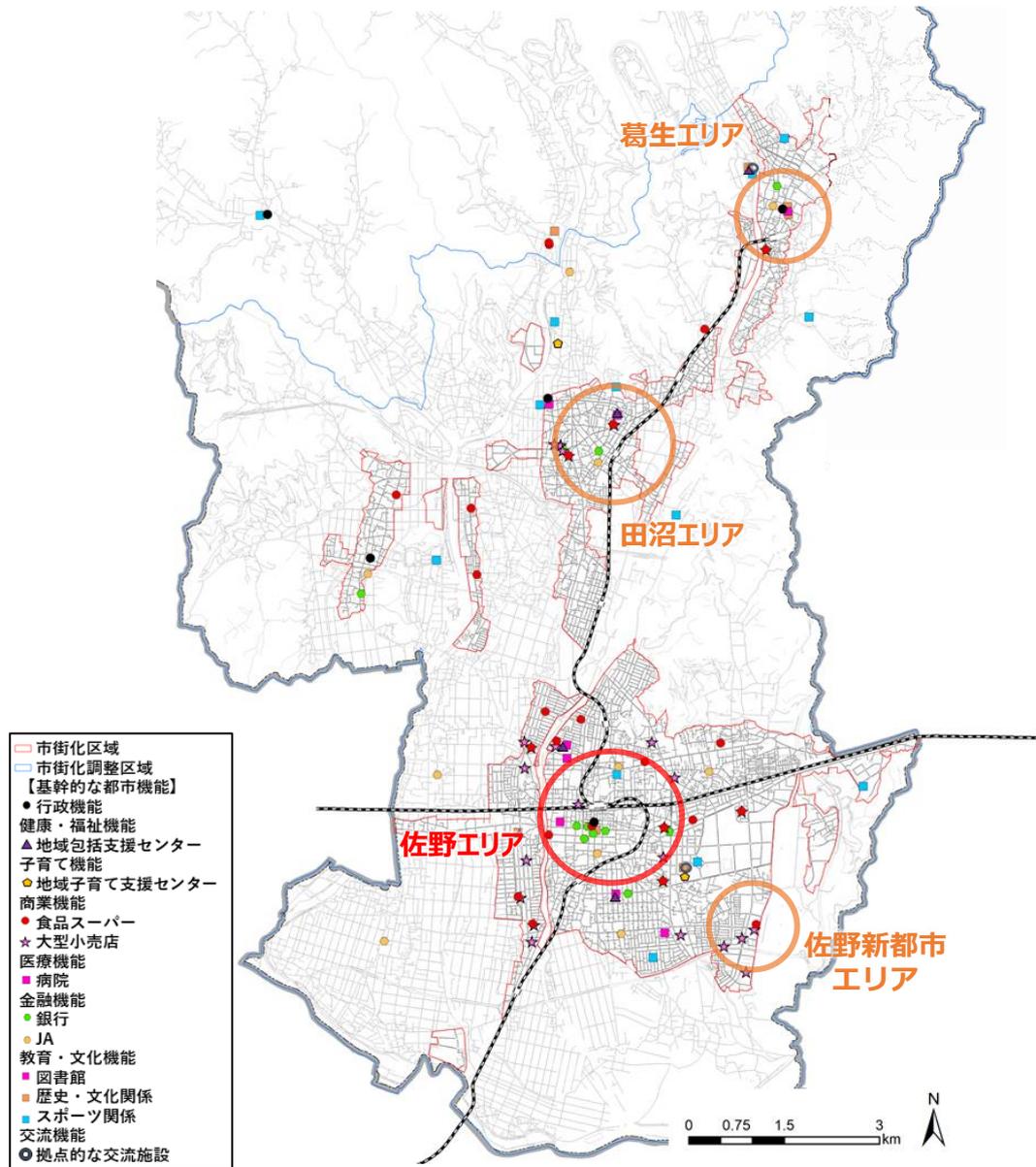


図 5-14 主要施設の分布

表 5-3 拠点周辺における都市機能の立地状況の評価

	佐野エリア	田沼エリア	葛生エリア	佐野新都市 エリア
行政機能	・ 拠点となる佐野駅近傍に市役所が立地	・ 市街化区域端に田沼行政センターが立地	・ 葛生行政センターが立地	・ 行政機能は立地していない
健康・福祉機能	・ 保健センターが大橋町に立地 ・ 地域包括支援センターは、大橋町、植上町、堀米町に立地	・ 田沼行政センターに隣接して田沼保健センターが立地 ・ 地域包括支援センターは市民病院に立地	・ 地域包括支援センター、葛生あくと福祉センターは、市街化調整区域のあくとプラザに立地	・ —
子育て機能	・ 地域子育て支援センター(あさぬま保育園)が浅沼町に立地 ・ まちなか周辺に児童館が立地	・ 地域子育て支援センター(ためま保育園)が市街化調整区域に立地 ・ まちなか周辺に児童館が立地	・ —	・ —
商業機能	・ 市街化区域内には食品スーパーが多数立地 ・ 佐野駅周辺の市街地中心部には立地が少ない	・ 大型の食品スーパーが2件(ベルク佐野田沼店、とりせん田沼店)立地	・ 食品スーパーは葛生駅南側に1件(フジマート葛生店)立地 ・ 葛生駅より北側には立地していない	・ 大型商業施設イオンモール佐野新都市が立地 ・ 大型商業施設である佐野プレミアム・アウトレットが立地 ・ ニトリ佐野店やコジマ×ビッグカメラ佐野店などの中規模専門店がロードサイドに立地
医療機能	・ 佐野駅北側に厚生総合病院が立地 ・ 厚生総合病院近くに両毛病院が立地 ・ 佐野市駅の南東側に医師会病院が立地	・ 佐野市民病院が立地	・ 葛生駅北側や市街化調整区域に医院が立地	・ 内科、クリニックが立地
金融機能	・ 佐野駅南側を中心に銀行支店が集中して立地	・ 駅周辺などに銀行、JA、郵便局等が立地	・ 駅北側のメインストリート、駅周辺などに銀行、JA、郵便局が立地	・ 労働金庫が立地
教育・文化機能	・ 佐野駅周辺に図書館、まちなか活性化ビル等(田村耕一陶芸館)が立地 ・ 文化機能(ホール、展示室)を持つ佐野市文化会館は浅沼町に立地 ・ 佐野市武道館が立地	・ 田沼行政センターに隣接して田沼図書館が立地 ・ アリーナためまも隣接しているが、市街化調整区域である	・ 葛生図書館のほか葛生化石館、吉澤記念美術館等が立地 ・ 文化機能(ホール、ギャラリー)を持つ葛生あくとプラザは市街化調整区域に立地	・ 佐野市文化会館は浅沼町に立地
交流機能	・ 交流機能(ホール、貸しスペース)を持つ佐野市文化会館は浅沼町に立地	・ —	・ 交流機能(ホール等)を持つ葛生あくとプラザは市街化調整区域に立地	・ —

※ 検討対象の基幹的な都市機能について整理しており、身近な都市機能は含まない。

(2) 拠点別の維持・誘導すべき機能

既存の都市機能の状況や市民アンケートにおけるニーズ、第2次都市計画マスタープランで示されている方向性を踏まえ、以下に拠点別の維持・誘導すべき機能を示します。

表 5-4 維持・誘導すべき拠点の機能

	既存の都市機能の状況	市民アンケートにおける都市機能のニーズ	都市マスの方向性 (都市機能に係る方向性)
佐野	<ul style="list-style-type: none"> 佐野駅や市役所、佐野厚生総合病院等が集積し、本市全体にとっての拠点となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所や病院などは自地域だけでなく周辺地域からも利用 文化施設や商業施設(日常・買回り品)、子育て施設、賑わい再生に対するニーズが高い 	<ul style="list-style-type: none"> 行政、商業・業務、文化、観光などの充実・集積を図る 中心市街地の活性化、空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、まちなかの賑わいの創出を図る
維持・誘導すべき拠点の機能			
<ul style="list-style-type: none"> ◆行政機能、医療機能、文化機能等、既存の都市機能の維持による利便性の確保 ◆子育て支援機能の確保 ※ ◆にぎわいを再生するためのまちなかにおける商業機能の確保 			
	既存の都市機能の状況	市民アンケートにおける都市機能のニーズ	都市マスの方向性 (都市機能に係る方向性)
田沼	<ul style="list-style-type: none"> 駅や行政センター、佐野市民病院、スーパー等が立地 	<ul style="list-style-type: none"> 病院や商業などは自地域だけでなく葛生地域からも利用されており、施設の維持が求められている 総合病院の維持や文化施設、子育て施設に対するニーズが高い 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道や行政・医療機能の立地を活かし、居住の誘導により、安心して生活できる環境の形成を図る 空き家や空き地などの低・未利用地の活用によるまちなかの賑わい創出
維持・誘導すべき拠点の機能			
<ul style="list-style-type: none"> ◆行政機能、医療機能、商業機能等、既存の都市機能を維持 ◆子育て支援機能の確保 ◆まちなかにおける生活利便施設の確保と居住環境の再生 			
	既存の都市機能の状況	市民アンケートにおける都市機能のニーズ	都市マスの方向性 (都市機能に係る方向性)
葛生	<ul style="list-style-type: none"> 駅や、行政センターなどが立地 美術館、化石館、伝承館や葛の里壱番館といった文化・交流施設が立地 子育て支援施設が立地していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 買い物は田沼地域へ行く方が多く、地域内の商業機能の維持・確保が課題 行政機能や文化・交流機能の維持へのニーズが高い 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道や行政機能の立地を活かして、行政、商業、居住などの集積を図り、地域の中心として利便性の高い居住環境の再生を進める 観光的資源や歴史的資源などの保全・活用と観光振興を図る
維持・強化すべき拠点の機能			
<ul style="list-style-type: none"> ◆行政機能、文化機能、商業機能を中心とした、地域生活を支える都市機能の維持、集約化 ◆葛生行政センター、葛の里壱番館、美術館、化石館などが集積するエリアは、文化・交流機能を強化し、地域の交流拠点化を図る 			
	既存の都市機能の状況	市民アンケートにおける都市機能のニーズ	都市マスの方向性 (都市機能に係る方向性)
佐野新都市	<ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設を中心とした商業機能が多数立地している 	<ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設が立地しているため、市全体から買回り品を買うために訪れる方が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性や既存大学の立地を活かし、観光型広域商業機能や学術機能の強化を図る 土地利用の整序により商業・業務、居住などが調和した土地利用を促進
維持・強化すべき拠点の機能			
<ul style="list-style-type: none"> ◆市内外からの商業ニーズに対応した、既存の観光型広域商業機能を活かした商業拠点の形成 			

※ただし、保育所、幼稚園等は身近な都市機能に位置付けているため誘導を図る施設には位置付けない。

(3) 誘導施設の設定

前項で整理した内容を踏まえ、拠点別の誘導施設を以下の視点に基づいて設定します。

表 5-5 誘導施設設定の視点

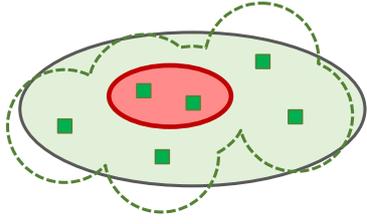
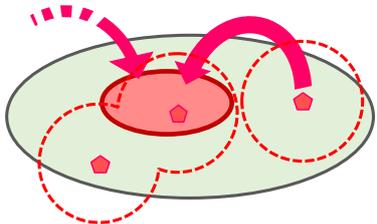
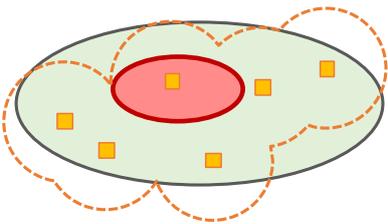
区分	視点	【Step1】 拠点周辺の 都市機能の 立地状況	【Step2】 拠点別の維 持・誘導す べき機能	イメージ
誘導施設に設定	基幹的な都市機能	①現状機能を維持 拠点周辺に充足している場合 ○ (充足・立地)	○ (合致)	
	②新たに(さらに)誘導 拠点周辺に都市機能が 不足している場合 × (不足)	○ (合致)		
誘導施設に設定しない	③位置づけない 必ずしもまちなかに誘 導する必要がない、も しくは他の拠点でまかな える場合 ○ または × (合致しない)	○ または ×	× (合致しない)	
	④対象外 必ずしもまちなかに誘 導する必要がない場合 -	-	-	-

表 5-6 誘導施設の設定結果

●：誘導施設に設定し、既存の都市機能を維持する（機能強化を含む）
 ○：誘導施設に設定し、既存の都市機能を維持するとともに、さらなる都市機能の誘導を図る
 ◎：誘導施設に設定し、都市機能を新たに誘導する

	誘導施設	佐野エリア	田沼エリア	葛生エリア	佐野新都市 エリア
行政機能	市庁舎	●			
	行政センター		●	●	
子育て支援 機能	子ども向け拠点施設（児童館、屋内遊戯施設等）	◎	◎	◎	
商業機能	店舗面積 10,000 m ² 以上の大型複合商業施設				●
	店舗面積 1,000 m ² 以上の大型小売店舗				○
	店舗面積 1,000 m ² 以上の食品スーパー（生鮮食料品・日用品を扱う商業施設）	○	○	○	
医療機能	総合病院	●	●		
金融機能	銀行・信用金庫等の本店や市内での中心的な支店	●	●	●	
教育・文化 機能	図書館	●	●	●	
	まちなかの活性化に資する拠点施設	●			
	美術館、博物館			●	
交流機能	拠点交流施設	○	◎	◎	○

表 5-7 誘導施設の定義(1/2)

	誘導施設	定義
行政機能	市庁舎	佐野市役所庁舎
	行政センター	佐野市役所田沼行政センター、佐野市役所葛生行政センター
子育て支援機能	子ども向け拠点施設（児童館、屋内遊戯施設等）	児童福祉法第 40 条に規定する施設等
商業機能	店舗面積 10,000 ㎡以上の大型複合商業施設	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗で、その建物内の店舗面積の合計が 10,000 ㎡を超えるもの
	店舗面積 1,000 ㎡以上の大型小売店舗	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗（下記の①、②、③の用途の店舗は除く）で、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの
	店舗面積 1,000 ㎡以上の食品スーパー等（生鮮食料品・日用品を扱う商業施設）	次のいずれかに該当するもの ①生鮮食料品（野菜・果物類および食肉・魚介類）の販売を行う店舗で、生鮮食料品以外の店舗部分も含めた店舗の用に供する床面積の合計が 1,000 ㎡以上の店舗 ②大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗（日本標準産業分類《平成 25 年 10 月改定/平成 26 年 4 月 1 日施行》における大分類 603 細分類 6031 ドラッグストアに該当するもの：主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所をいう。）で、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの ③日用品の小売りを行う店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以上の店舗（日用品とは、トイレットペーパーなどの衛生用品、生理用品、絆創膏などの医療品、家庭用洗剤、台所・風呂・トイレ・洗濯・掃除用品、化粧品、殺虫剤などの家庭用化学用品、文具、電池等、日常生活を営む上で必要なもの）

表 5-8 誘導施設の定義(2/2)

	誘導施設	定義
医療機能	総合病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院（病床数 200 床以上）
金融機能	銀行・信用金庫等の本店や市内での中心的な支店	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第 4 条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行 ・信用金庫法第 4 条に基づく免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫 ・農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を行う農業協同組合 ・日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局
教育・文化機能	図書館	図書館法第 2 条に規定する図書館
	まちなかの活性化に資する拠点施設	佐野市まちなかチャレンジショップ条例に定めるショップを設置する施設
	美術館、博物館	博物館法第 2 条に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設
交流機能	拠点交流施設	佐野駅、田沼駅、葛生駅、佐野新都市バスターミナルにおける、待合・滞留機能や交流機能、飲食機能、観光案内機能を備えた施設

6. 居住誘導区域

6.1 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても生活サービスや地域のコミュニティが持続的に確保されるよう、一定の人口密度を維持すべき区域です。居住誘導区域内においては、居住環境の向上、公共交通の確保など居住を維持・誘導するための措置が講じられます。居住誘導区域に該当する区域及び望ましい区域は、以下のように示されています。

居住誘導区域に該当する区域
<ul style="list-style-type: none">➤ 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域➤ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域➤ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
「都市計画運用指針 第10版」(平成30年9月5日一部改正)より抜粋
望ましい区域像
<p>i) <u>生活利便性が確保される区域</u> 中心拠点、地域生活拠点の中心部に容易にアクセスすることのできる区域、公共交通軸沿線など</p> <p>ii) <u>生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域</u> 将来人口推計を勘案し、日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域</p> <p>iii) <u>災害に対する安全性等が確保される区域</u> 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域</p>
立地適正化計画作成の手引き(国土交通省都市局)より抜粋

ただし、誘導区域外への一定の建築、開発行為については以下に示すとおり、届出制度の対象となります。

区域の境界をまたいで以下のような開発行為等を行う場合にも、届出が必要となります。

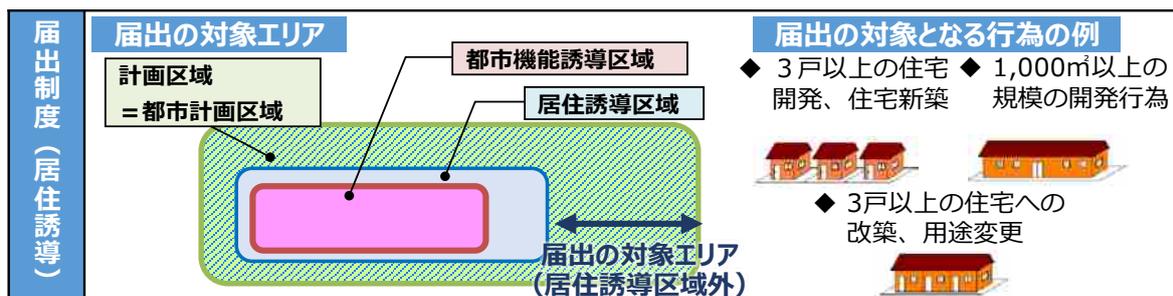


図 6-1 届出制度の概要

6.2 本市における居住誘導区域設定の考え方

(1) 居住誘導区域設定の考え方

本市では、5章で設定した都市機能誘導区域周辺を基本として居住誘導区域を設定します。居住誘導区域は、区域区分や用途地域等の法制度を踏まえ、災害リスクの高い地域は除外します。また、既存の土地利用、身近な都市機能の立地、公共交通の利便性の高い範囲を考慮して、これまでのインフラの整備状況や人口密度の動向に配慮しつつ、地形地物に沿って設定します。

(2) 居住誘導区域の設定ステップ

6.1、6.2(1)の考え方に基づき、以下の通り、具体的な7つのステップに沿って居住誘導区域を設定します。

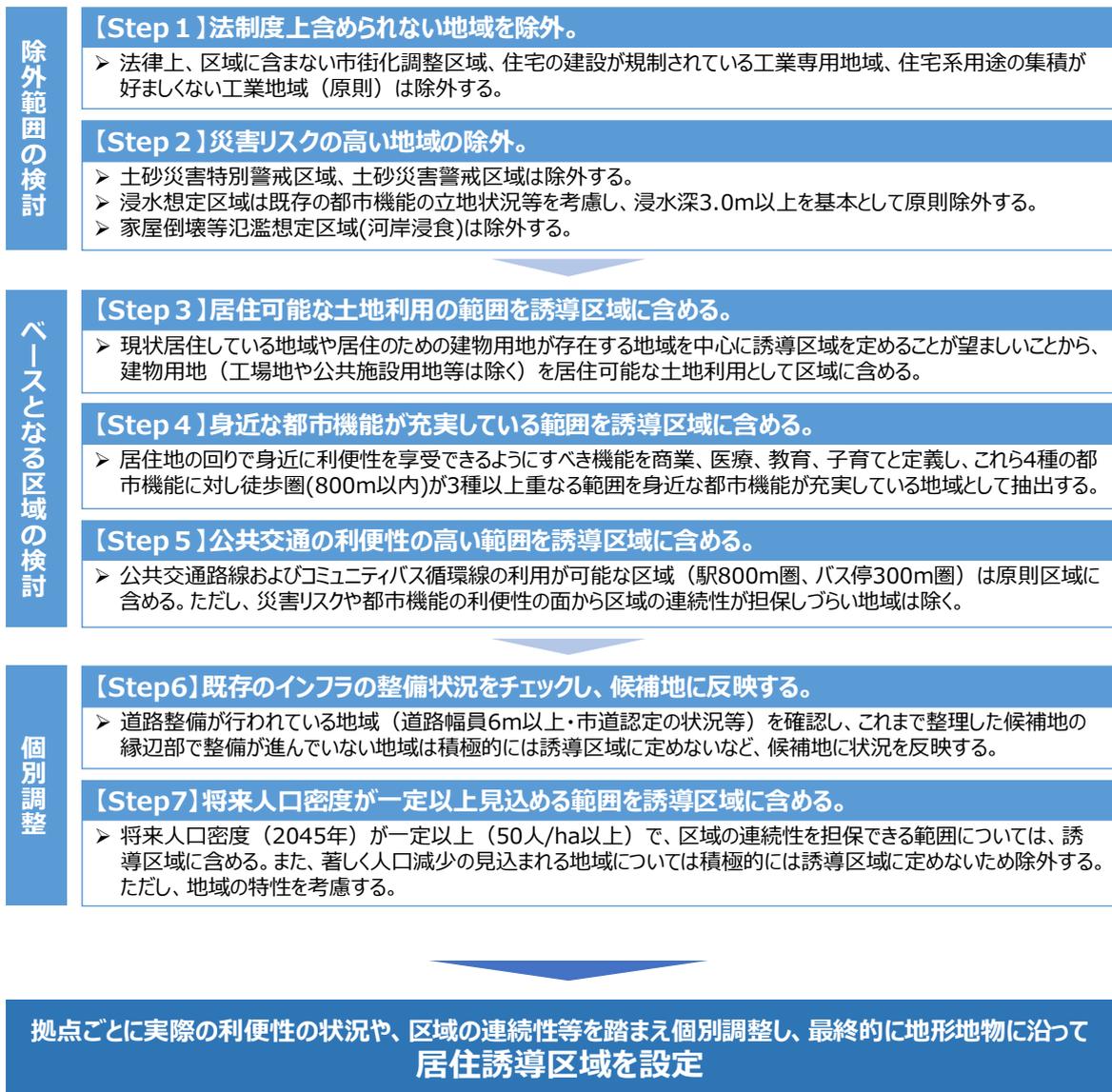


図 6-2 居住誘導区域の設定ステップ

【Step 1】法制度上含まれない地域を除外。

- 法律上、区域に含まない市街化調整区域、住宅の建設が規制されている工業専用地域、住宅系用途の集積が好ましくない工業地域（原則）は除外する。

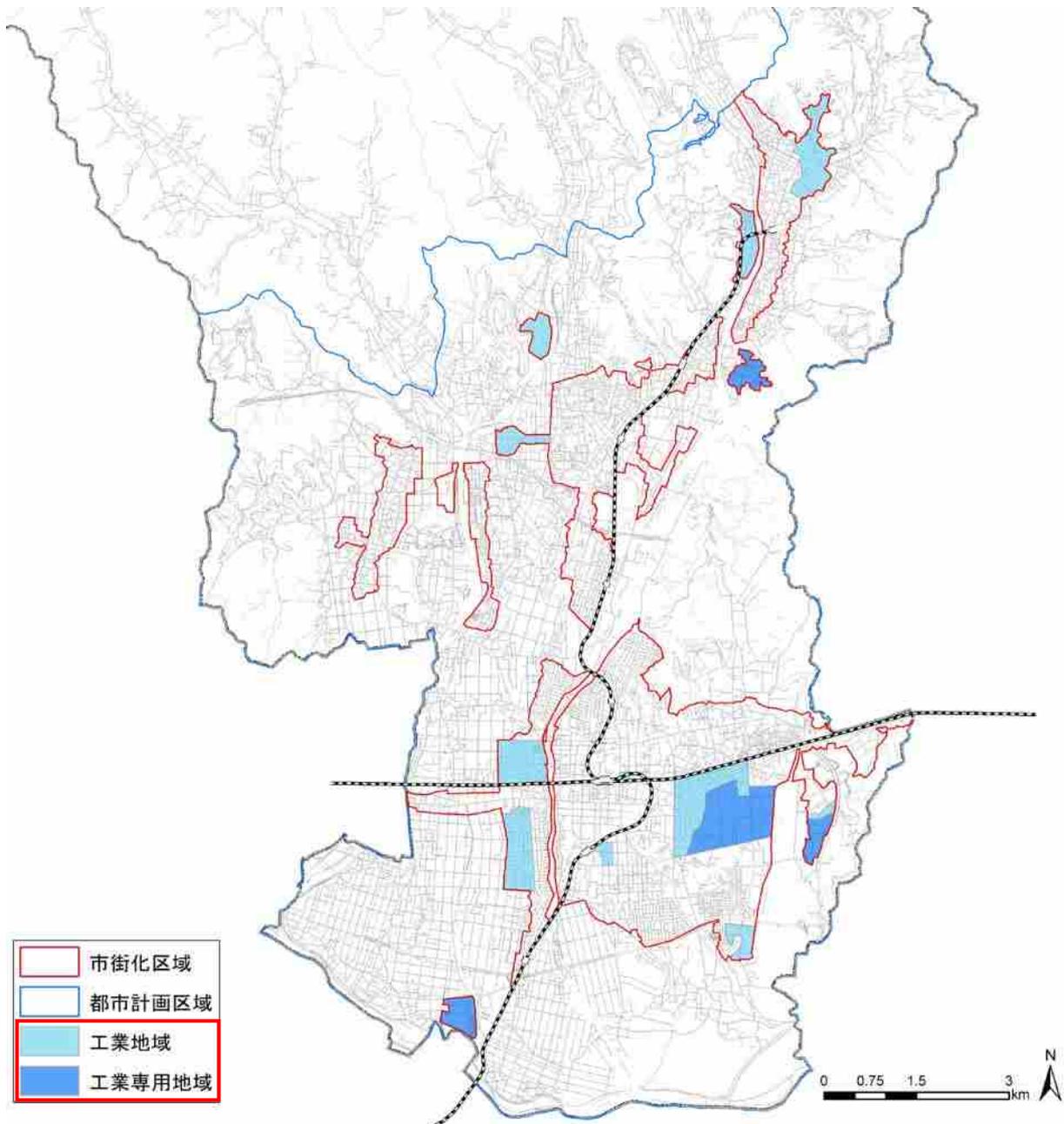


図 6-3 工業地域及び工業専用地域

【Step 2】災害リスクの高い地域の除外。

- 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は除外する。
- 浸水想定区域は既存の都市機能の立地状況等を考慮し、浸水深3.0m以上を基本として原則除外する。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)は除外する。

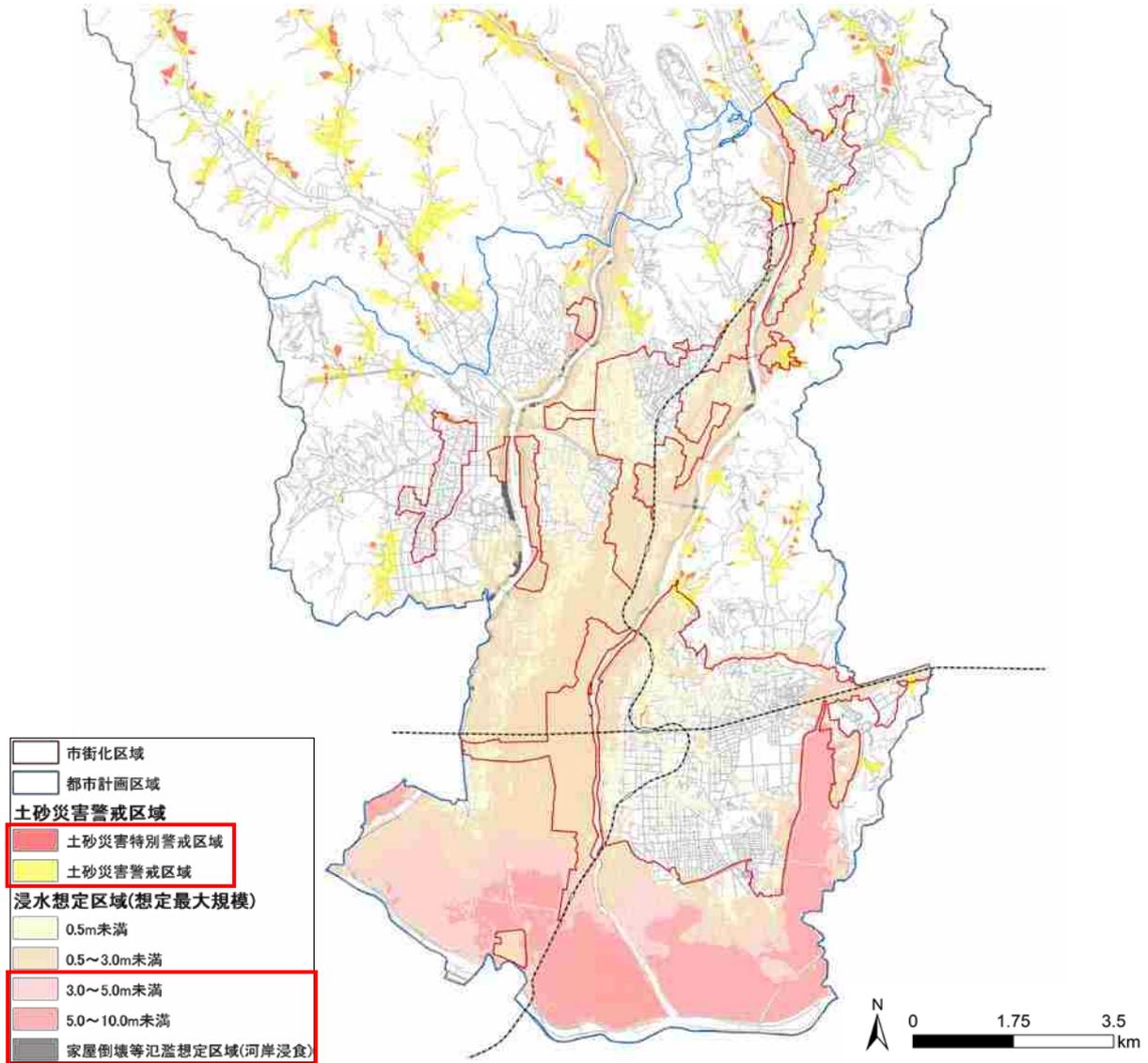


図 6-4 災害リスクの高い地域

【Step 3】居住可能な土地利用の範囲を誘導区域に含める。

- 現状居住している地域や居住のための建物用地が存在する地域を中心に誘導区域を定めることが望ましいことから、建物用地（工場地や公共施設用地等は除く）を居住可能な土地利用として区域に含める。

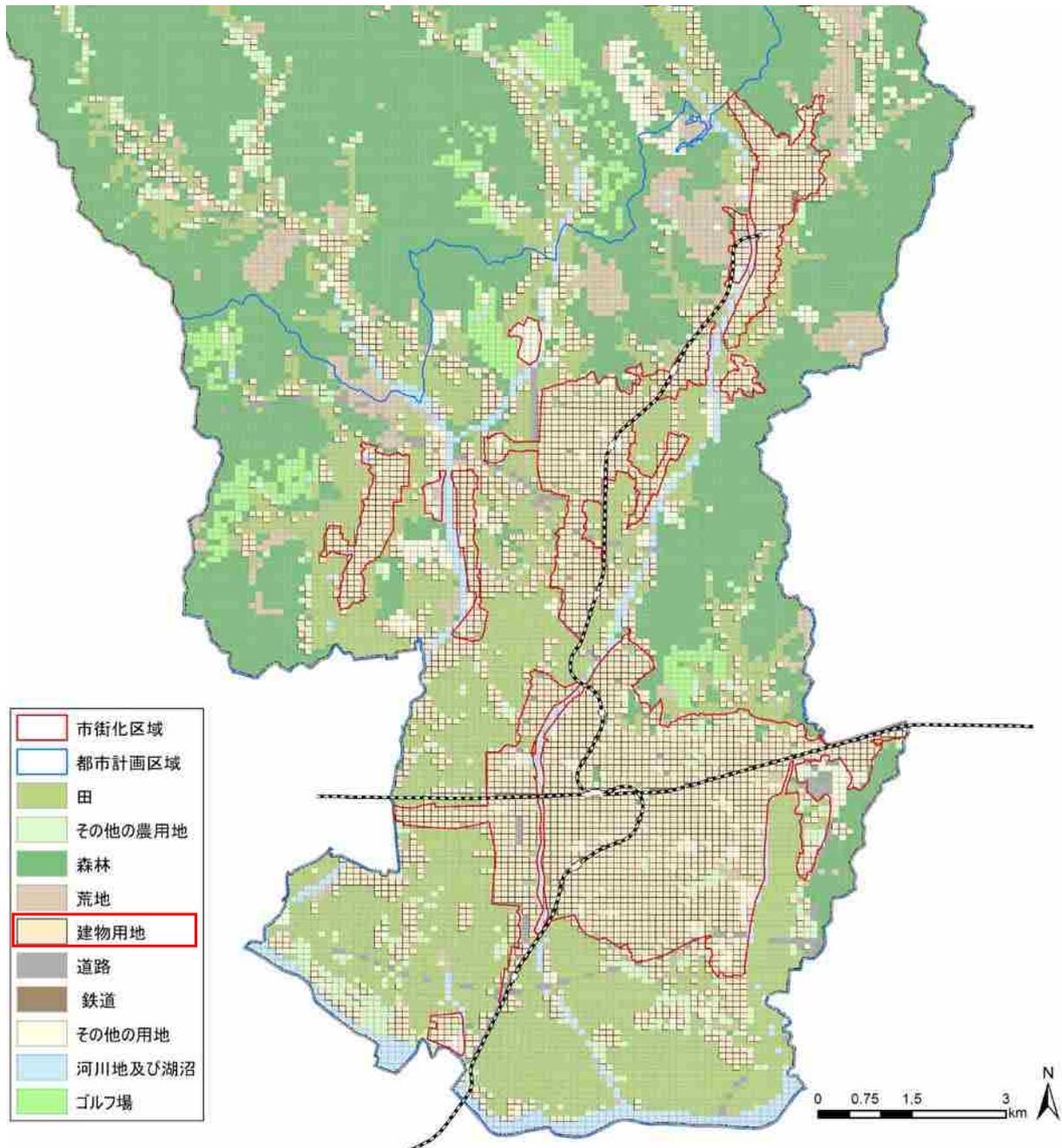


図 6-5 土地利用

【Step 4】身近な都市機能が充実している範囲を誘導区域に含める。

➤ 居住地の回りで身近に利便性を享受できるようにすべき機能を商業、医療、教育、子育てと定義し、これら4種の都市機能に対し徒歩圏(800m以内)が3種以上重なる範囲を身近な都市機能が充実している地域として抽出する。

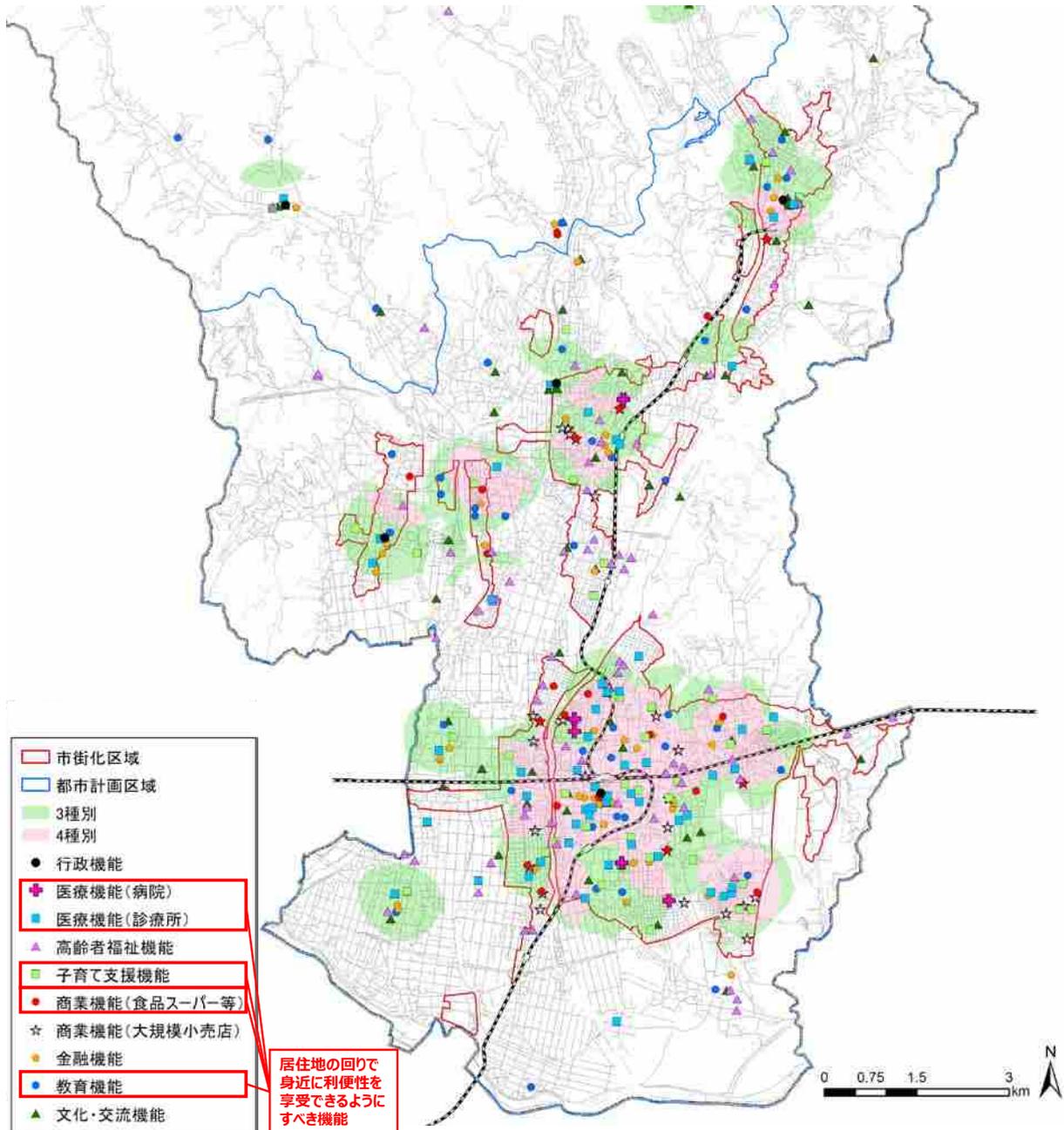


図 6-6 都市機能の立地および身近な都市機能の徒歩圏が3種以上重なる範囲

※居住地の回りで身近に利便性を享受できるようにすべき機能は以下の視点より、商業、医療、教育、子育てと定義した。

- 日常的に利用し、生活上必須であること
- 徒歩圏での利用想定が前提となる機能（送迎のつく高齢者福祉施設等は含まない）
- 他の施設で代替可能でない機能であること（例：金融機能はコンビニ等で代替可能）

【Step 5】公共交通の利便性の高い範囲を誘導区域に含める。

▶ 公共交通路線およびコミュニティバス循環線の利用が可能な区域（駅800m圏、バス停300m圏）は原則区域に含める。ただし、災害リスクや都市機能の利便性の面から区域の連続性が担保しづらい地域は除く。

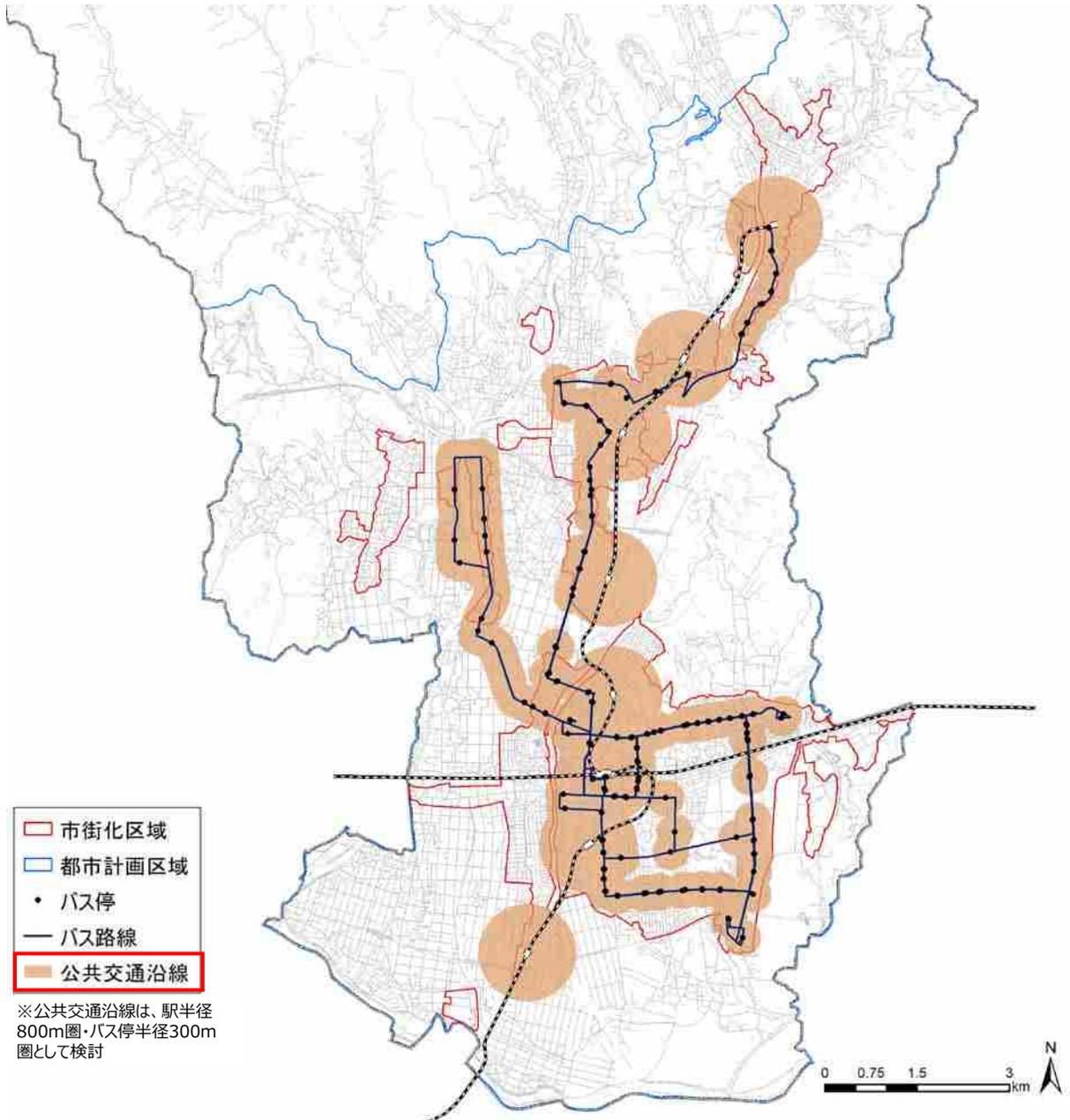


図 6-7 公共交通沿線

【Step6】既存のインフラの整備状況をチェックし、候補地に反映する。

- 道路整備が行われている地域（道路幅員6m以上・市道認定の状況等）を確認し、これまで整理した候補地の縁辺部で整備が進んでいない地域は積極的に誘導区域に定めないなど、候補地に状況を反映する。

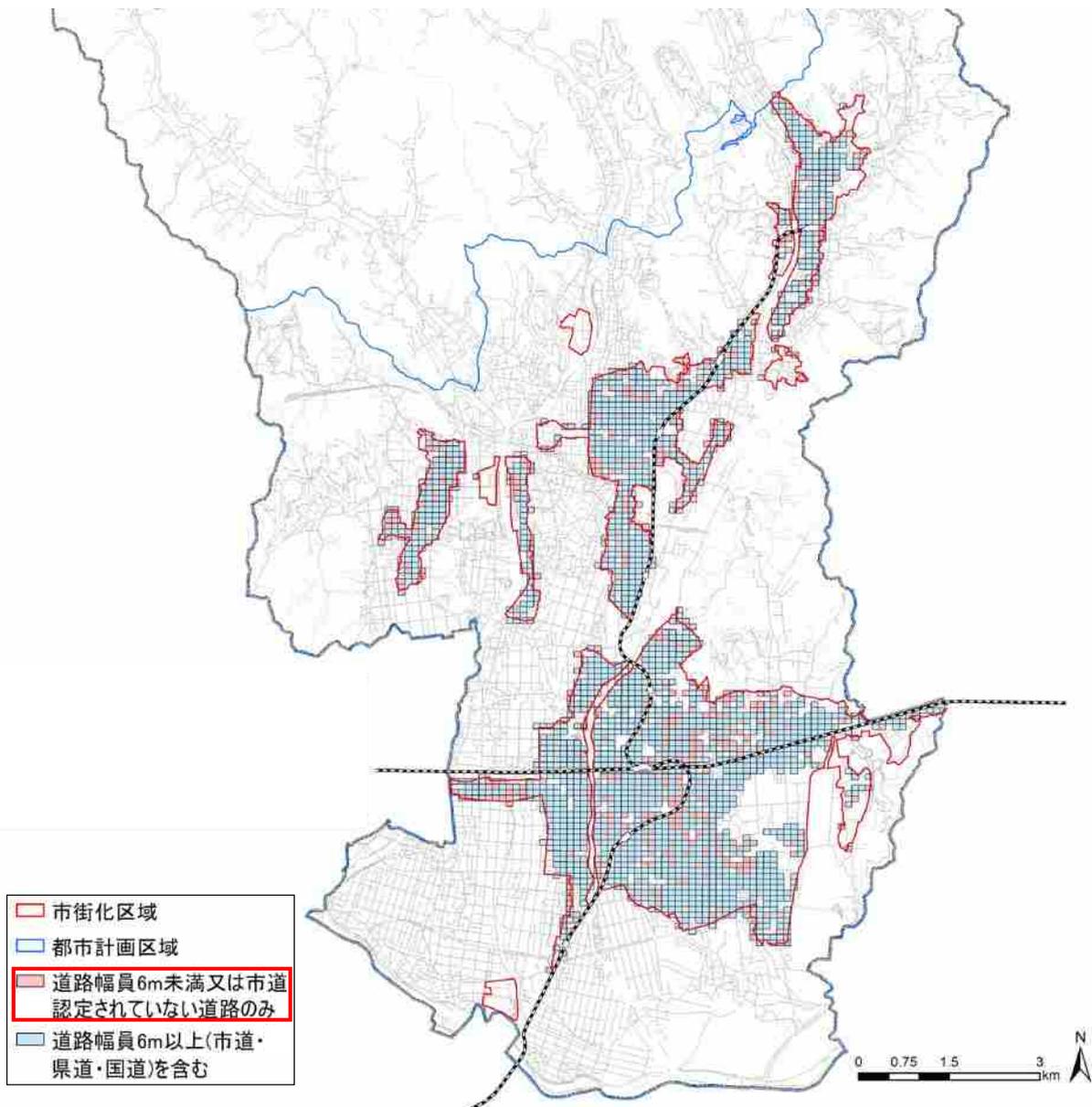


図 6-8 道路インフラの整備状況

【Step7】将来人口密度が一定以上見込める範囲を誘導区域に含める。

- ▶ 将来人口密度（2045年）が一定以上（50人/ha以上）で、区域の連続性を担保できる範囲については、誘導区域に含める。また、著しく人口減少の見込まれる地域については積極的に誘導区域に定めなため除外する。ただし、地域の特徴を考慮する。

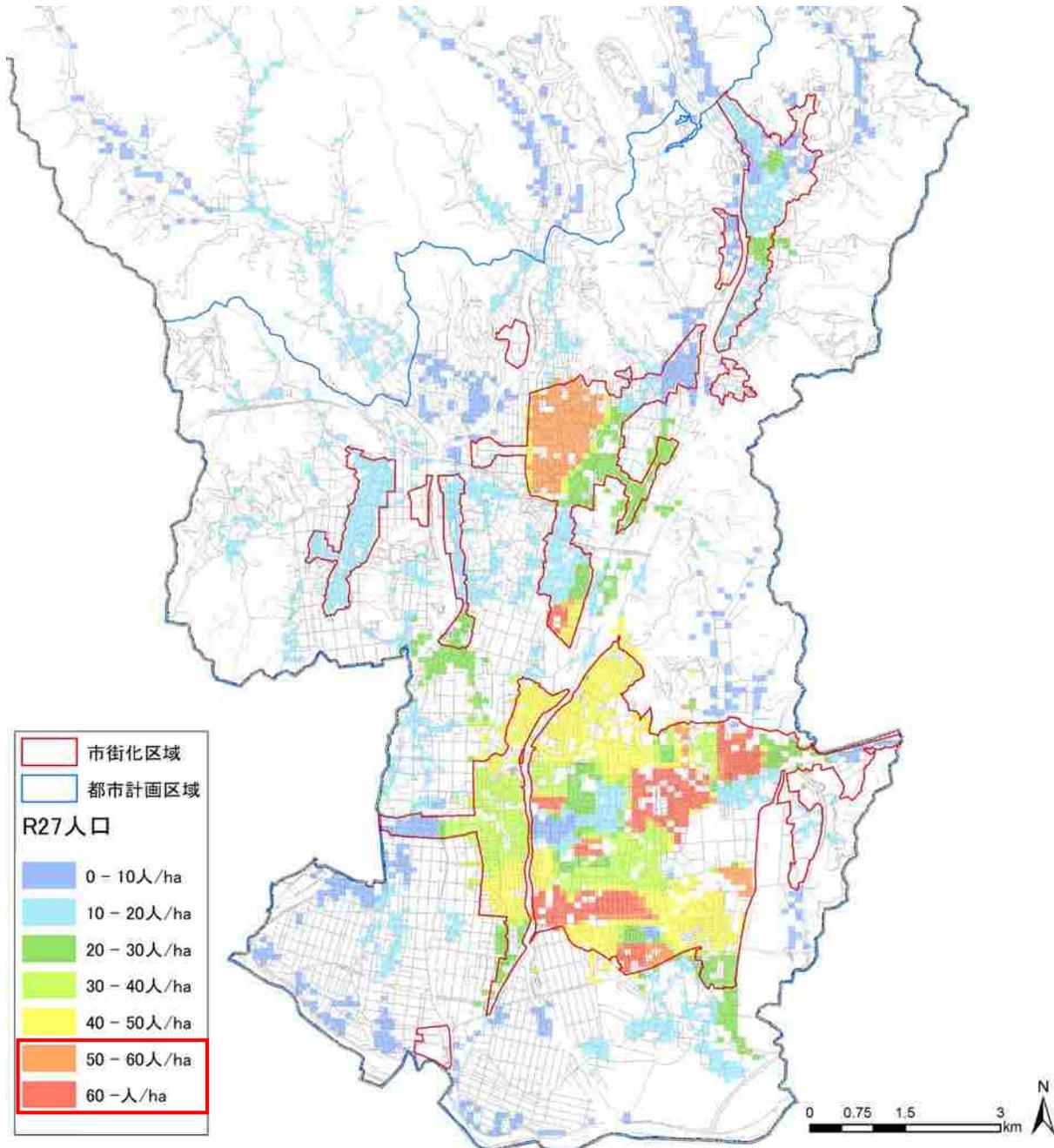
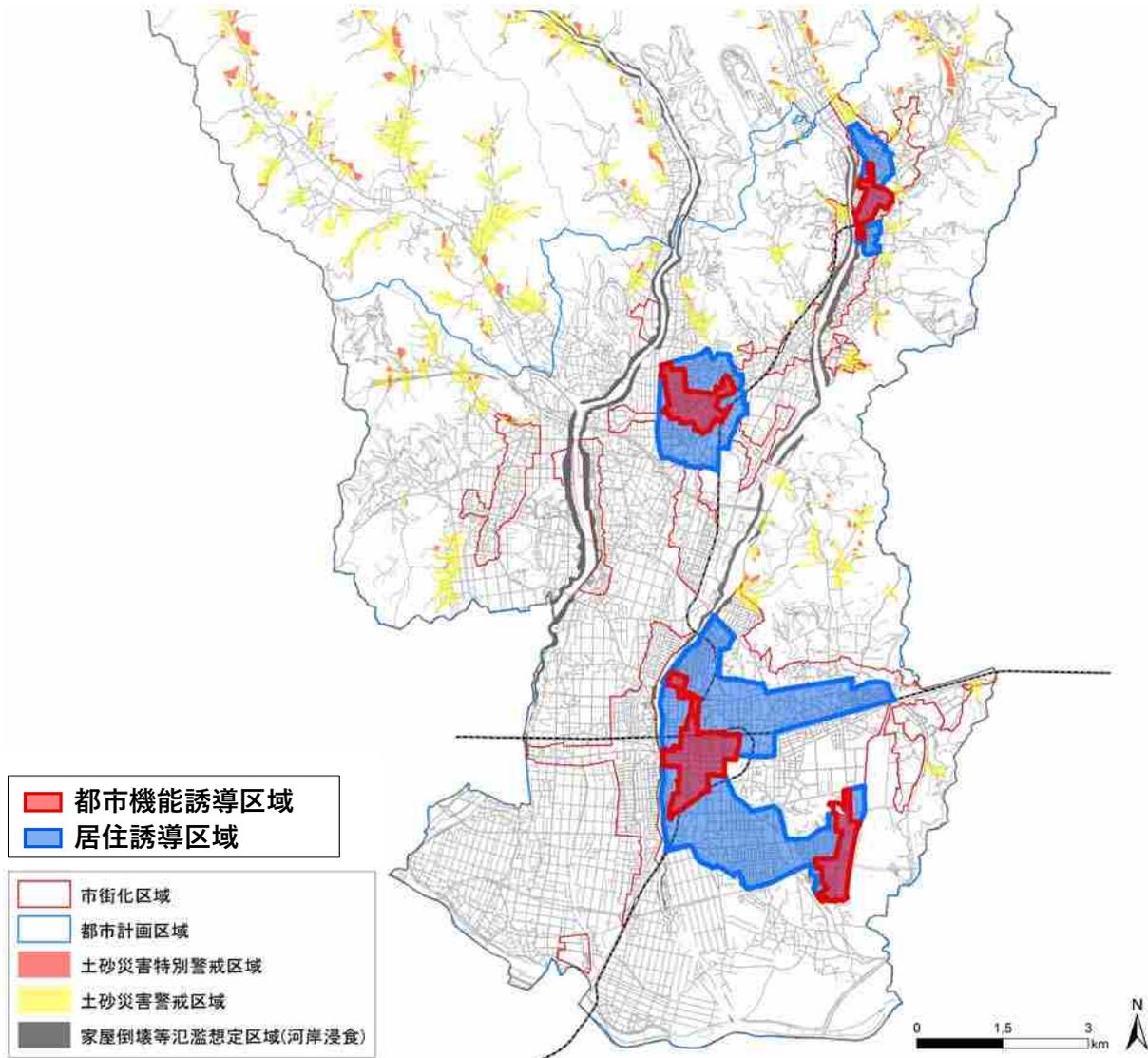


図 6-9 2045 年における人口推計

6.3 居住誘導区域の設定

居住誘導区域設定の考え方及び設定ステップに基づき検討した居住誘導区域を以下に示します。

(1) 居住誘導区域（市全体）



※土砂災害（特別）警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)は誘導区域に含めない。

図 6-10 居住誘導区域（市全体）

(2) 居住誘導区域（佐野エリア・佐野新都市エリア）

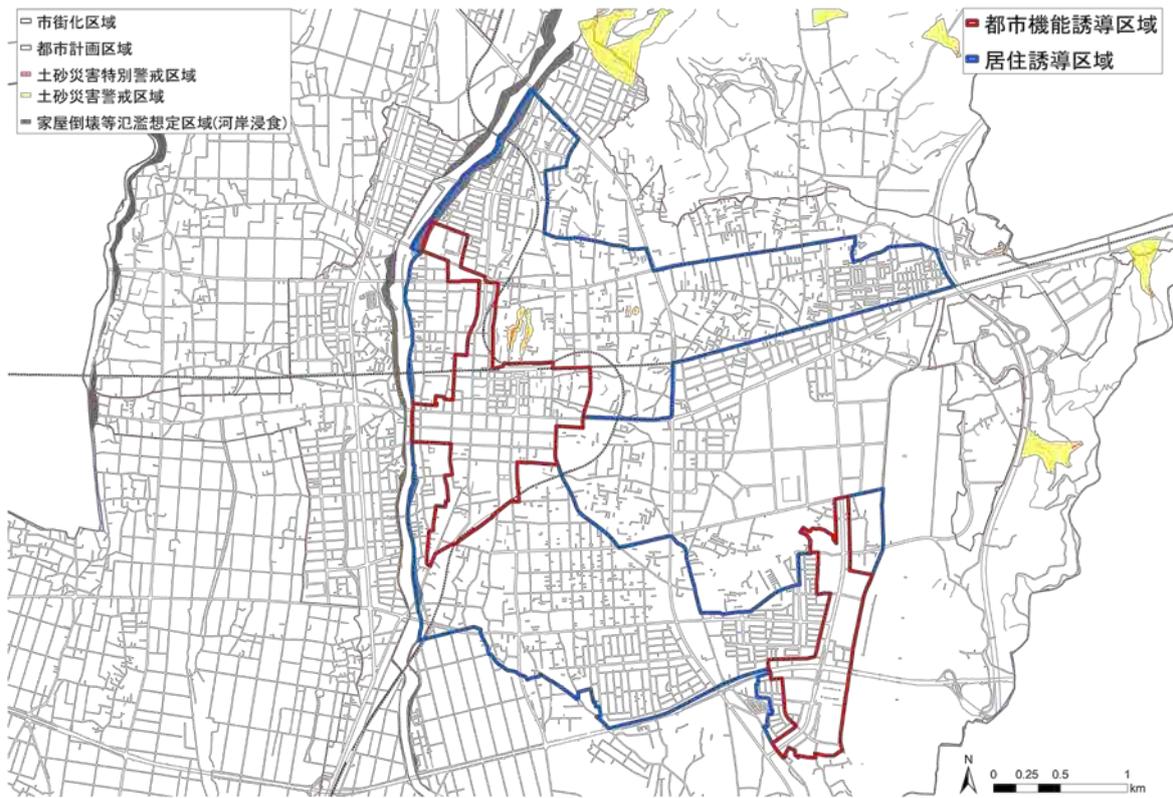


図 6-11 居住誘導区域の設定結果（佐野エリア・佐野新都市エリア）

(3) 居住誘導区域（田沼エリア）

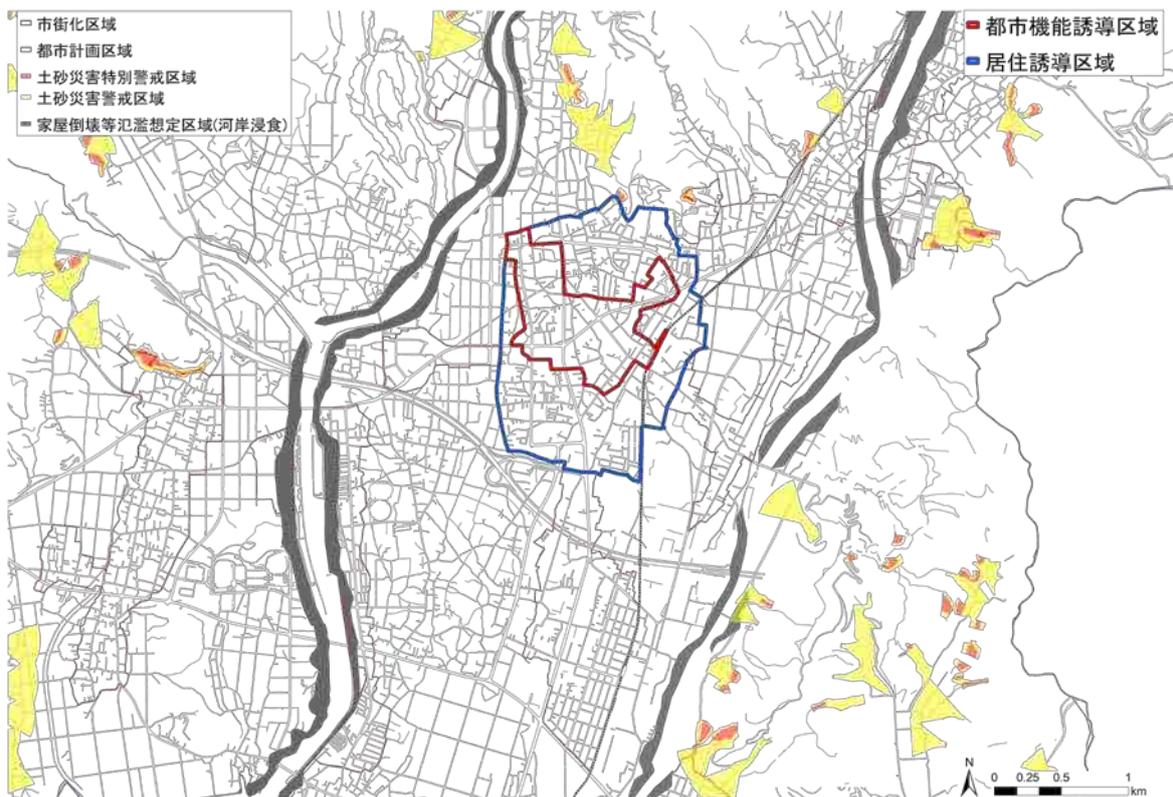


図 6-12 居住誘導区域の設定結果（田沼エリア）

(4) 居住誘導区域（葛生エリア）

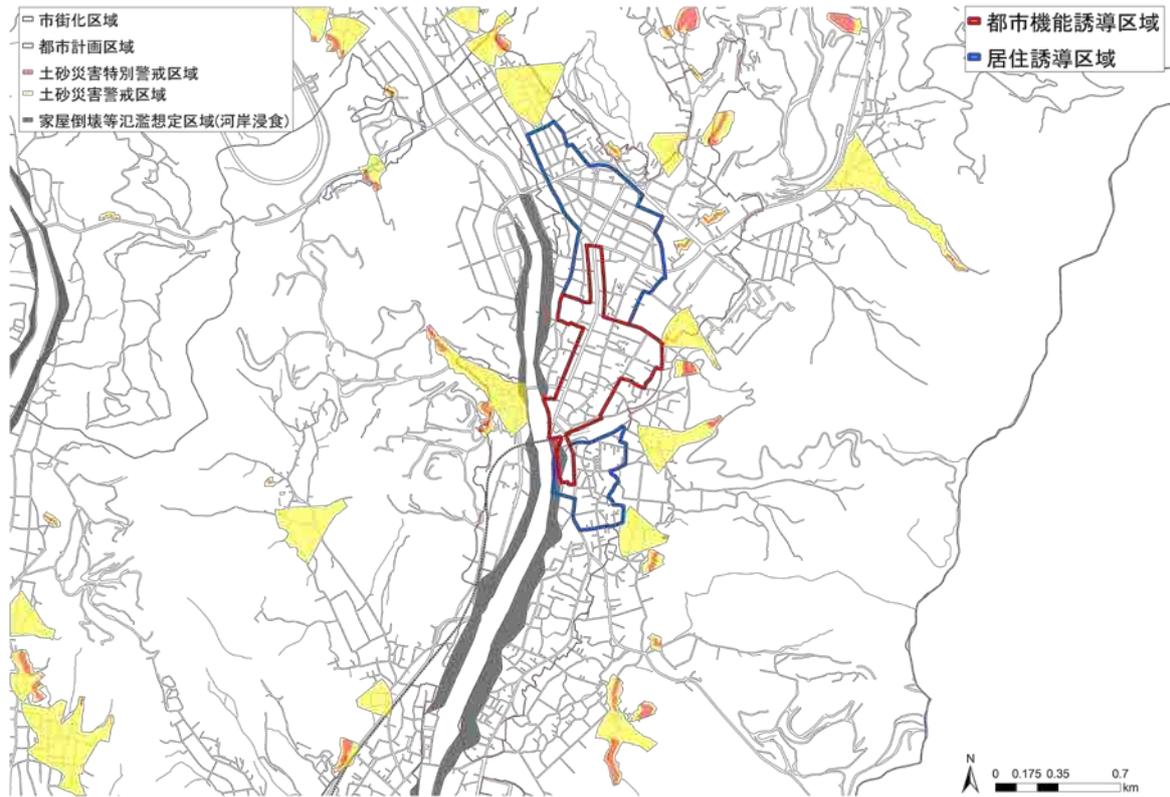


図 6-13 居住誘導区域の設定結果（葛生エリア）

7. 誘導施策

7.1 誘導施策の体系

本市の目指す「拠点連結型（いもフライ）都市構造」の実現を目指し、都市機能誘導区域への誘導施設の誘導や、居住誘導区域への居住の誘導を図る、各種施策（誘導施策）を展開していきます。

誘導施策は、4章で示した「課題解決のための誘導の方針」の3つの柱に基づき、「都市機能の誘導に係る施策」、「居住の誘導に係る施策」、「公共交通に係る施策」を位置づけます。

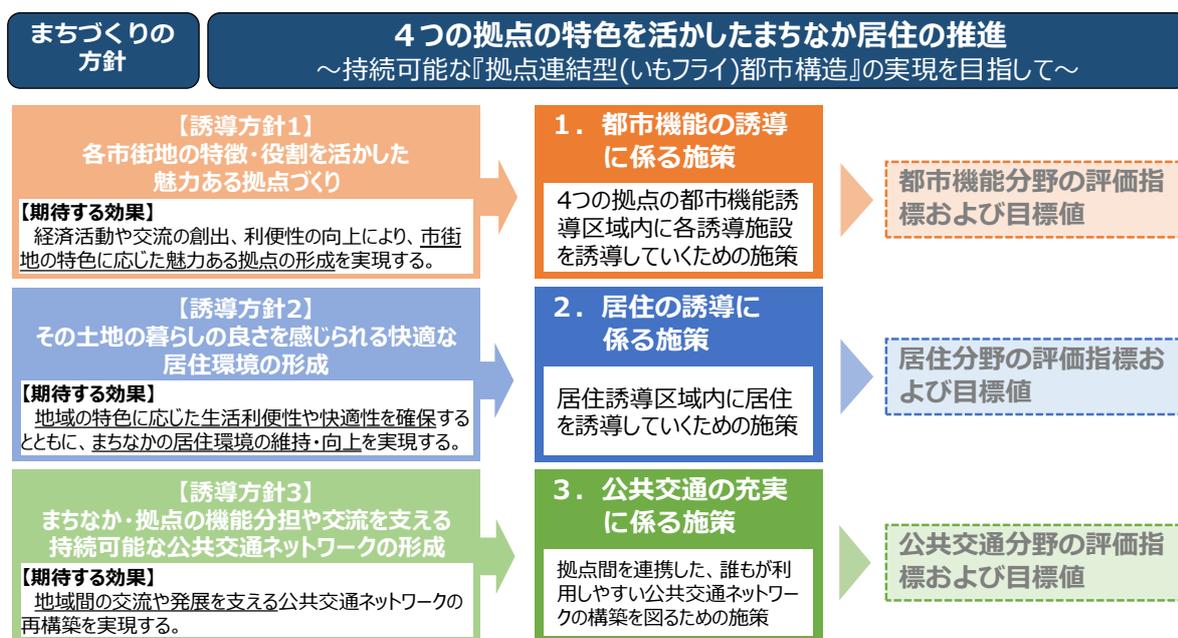


図 7-1 誘導施策の体系

7.2 都市機能の誘導に係る施策

(1) 国等による施策

都市機能誘導に係る施策のうち、国が直接行う施策等については、以下の一覧に掲げる施策を位置づけます。

表 7-1 都市機能の誘導に係る施策（国等による施策等）

誘導施策	具体的な内容	所管課
誘導施設が立地するための 税制措置、金融支援	○都市機能誘導区域の外から区域内への事業用資産の買換え等の特例 ・譲渡資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べ	都市計画課
	○誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例 ・買換特例 所得税 100% ・所得税（個人住民税）の軽減税 ・法人税 5%重課の適用除外	
	○誘導施設を整備した事業者が当該誘導施設とともに整備した公共施設等に係る課税の特例 ・固定資産税等の課税標準を5年間4/5に軽減	
	○都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例 ・土地の譲渡所得の特例	
	○民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 ・共同型都市再構築業務 ・マネジメント型まちづくりファンド支援業務 ・クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務 など 民間都市開発推進機構 HP 参照	
中心市街地の商業の活性化等に対する支援措置	○地域まちなか活性化・魅力創出支援事業 ・上限額 1,000 万円で補助金を付与	産業立市推進課
民間まちづくり活動（施設整備等の社会実験等）への助成	○民間まちづくり活動促進事業（普及啓発事業） ・都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営	市民活動促進課 産業立市推進課 都市計画課
	○民間まちづくり活動促進事業（社会実験・実証事業等） ・民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の本格実施に先立ち必要な社会実験・実証事業等実施に対する直接補助/間接補助	

(2) 国の支援を受けながら取り組む施策

都市機能誘導に係る施策のうち、国の支援を受けながら取り組む施策等については、以下の一覧に掲げる施策を位置づけます。

表 7-2 都市機能の誘導に係る施策（国の支援を受けながら取り組む施策等）

誘導施策	具体的な内容	所管課
都市再生推進法人の設立検討 <ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人を設立すると、団体の都市再生整備計画の市町村への提案が可能になり、団体への土地譲渡にかかる税制優遇が受けられるようになるなどのメリットがあります。 	○まちづくり会社・団体の都市再生推進法人への指定の検討	産業立市推進課
都市構造再編集中支援事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内(概ね5年)の都市機能や公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行うことが可能になります。 対象区域は、「都市再生整備計画区域」で「都市機能誘導区域内」に定められている地区。 	○都市構造再編集中支援事業の活用による誘導施設、周辺公共公益施設の整備の促進	事業担当課

(3) 市独自で取り組む施策

都市機能誘導に係る施策のうち、市が独自で取り組む施策等については、以下の一覧に掲げる施策を位置づけます。

表 7-3 都市機能の誘導に係る施策（市独自で取り組む施策）

誘導施策	具体的な内容	所管課
都市機能誘導区域外の都市機能の立地を把握するための届出・勧告制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等の行為を把握するため、届出制度を運用します。開発行為等に着手する 30 日前までの届出が必要となります。 	○都市機能誘導区域外の都市機能の立地を適切に把握するための届出・勧告制度の運用	都市計画課
まちなかの空き店舗・空き地等の有効活用による都市機能の立地誘導 <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域内の空き店舗や空き地等の利用されていない既存ストックや低未利用地を活用し、市やまちづくり会社の事業と合わせて都市機能の立地促進を図ります。 	○まちづくり会社等の事業による都市機能の誘導	産業立市推進課 他
	○市街地開発事業と合わせた都市機能の拡充	都市整備課
	○空き店舗活用にぎわい創出事業の拡充	産業立市推進課
	○まちなかチャレンジショップ等による都市機能の立地促進	産業立市推進課 他
低未利用の市有地及び民地や公共施設の有効活用による文化・交流機能等の導入、都市機能の立地誘導 <ul style="list-style-type: none"> 公共が保有している土地や公共施設の跡地を活用し、スペースを有効活用した都市機能の導入や民間事業者への土地の貸し出し、売却等による都市機能の立地促進を図ります。 	○老朽化した施設の改修時の文化・交流機能の強化や空きスペースの有効活用による交流機能の導入検討	施設所管課
	○小・中学校の再編に伴う公共不動産（PRE）を活用した都市機能の誘導	財産活用課
	○低未利用の市有地、公共施設跡地への都市機能の立地促進	財産活用課 都市計画課
まちなかへの子育て支援機能の立地誘導 <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域内への子ども向け拠点施設（児童館、屋内遊戯施設等）の誘導、移転を検討します。 	○まちなかへの子ども向け拠点施設の立地誘導 ○児童館等の大規模改修時のまちなかへの移転の検討	こども課
交通結節点の機能強化、拠点交流施設の維持・整備 <ul style="list-style-type: none"> 佐野駅、田沼駅、葛生駅、佐野新都市バスターミナル等の交通結節点及びその周辺においては、待合・滞留機能、交流機能、飲食、観光案内機能等の導入を検討します。 	○駅及びその周辺における待合・滞留機能、交流機能、飲食、観光案内機能等の導入を検討	市民生活課 観光立市推進課 都市計画課 都市整備課
商業系用途の立地に適した用途地域の見直し <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域内で誘導施設の立地を想定する工業系の用途地域については、用途地域の見直しを行います。 	○佐野新都市の工業系の用途地域の近隣商業地域への見直し	都市計画課

7.3 居住の誘導に係る施策

(1) 国の支援を受けながら取り組む施策

居住の誘導に係る、国の支援を受けながら取り組む施策等については、以下の一覧に掲げる施策を位置づけます。

表 7-4 居住の誘導に係る施策（国の支援を受けながら取り組む施策）

誘導施策	具体的な内容	所管課
都市構造再編集中支援事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画に基づき、市町村等が行う一定期間内（概ね 5 年）の居住環境向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行うことが可能となります。 ● 対象区域は、「都市再生整備計画区域」で「居住誘導区域内」に定められている地区。 	○都市構造再編集中支援事業の活用による居住環境向上に資する公共公益施設の整備の促進	事業担当課

(2) 市独自で取り組む施策

居住誘導に係る施策のうち、市が独自で取り組む施策等については、以下の一覧に掲げる施策を位置づけます。

表 7-5 居住の誘導に係る施策（市独自で取り組む施策）

誘導施策	具体的な内容	所管課
居住誘導区域外の居住を把握するための届出・勧告制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域外における建築等の行為を把握するため、届出制度を運用します。開発行為等に着手する 30 日前までの届出が必要となります。 	○居住誘導区域外の居住を適切に把握するための届出・勧告制度の運用	都市計画課
まちなか等への居住の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域内への居住を誘導するために、既存の住宅ストックの有効活用や住宅情報の一元化、住宅取得の補助等、まちなか等の住宅の取得・活用の促 	○まちなかを中心とした空き家・空き店舗、空き地活用の促進	産業立市推進課 空き家対策室
	○まちづくり会社による市有地等の活用	産業立市推進課
	○佐野市の魅力発信・移住定住ポータルサイトの運用	総合戦略推進室 都市ブランド推進課

誘導施策	具体的な内容	所管課
進を図ります。		空き家対策室
	○まちなか等への移住・定住の促進	総合戦略推進室 空き家対策室
	○フラット 35（子育て支援型・地域活性化型【空き家対策】【コンパクトシティ形成】）による住宅取得に対する借入金利の引き下げ	総合戦略推進室 空き家対策室
	○市街化調整区域の開発許可条件の見直し検討	都市計画課
魅力あるまちなか等の形成 ● 居住誘導区域内への居住を誘導するために、まちなか等の暮らしやすさや利便性の向上に資する機能の誘導・整備や公共空間の有効利用を進めるなど、まちなか等により住みたくするような魅力の創出・向上を図ります。	○中心市街地活性化基本計画と連動したまちなかの賑わい創出の推進	産業立市推進課
	○駅前広場の拡充と活用方策の検討	都市計画課 都市整備課
	○まちなかの子育て環境の維持・向上（教育・保育施設、こどもクラブの整備等）	こども課 保育課
	○佐野駅南地区景観形成ガイドラインに基づく景観誘導	都市計画課
	○低未利用地の緑地としての活用（市民緑地等整備事業、市民緑地認定制度等の促進）	都市整備課 他
	○立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）の検討	都市計画課
	○低未利用土地権利設定等促進計画（都市再生法）の検討	産業立市推進課 都市計画課 空き家対策室
	○（仮称）高萩中央公園整備事業	都市整備課
	○民間事業者による都市公園の利活用の促進	都市整備課
	○公園配置の適正化の検討	都市整備課
	○公共不動産（PRE）の有効活用	財産活用課
歩きやすいまちづくり ● 居住誘導区域内への居住を誘導するために、道路ネットワークの整備や道路・街路空間の有効利用を進めるなど、自動車を持たない世代でも歩きやすく暮らしやすいまちづくりを図ります。	○（市）佐野 57 号線道路改良事業	道路河川課
	○都市計画道路 3・4・201 号高砂植下線整備事業	
	○（市）1 級 2 号線道路改良事業	
	○駅南公園西土地区画整理事業と合わせた街路空間の活用	都市整備課
	○まちなかにおける回遊性の向上、多様な交通手段が共存可能な道路空間の確保	道路河川課
	○道路空間の利活用の促進	道路河川課
	○拠点内外における自転車ネットワークの構築	都市計画課
公共施設の適正配置 ● 居住誘導区域内への居住を誘導するため、公共施設の再編時に居住誘導区域内やその周辺への立地を検討することで、まちなかの暮らしやすさや利便性の向上を図ります。	○将来を見据えた市有施設の適正配置や統合・複合化	行政経営課

誘導施策	具体的な内容	所管課
市民や民間主体のまちづくり活動の活性化 ● 居住誘導区域内への居住を誘導するため、まちなか等での積極的なまちづくり活動を推進するような支援や制度を周知するなど、市民や民間が主体のまちづくり活動の推進を図ります。	○市民主体のまちづくりの促進	市民活動促進課
	○都市計画・景観計画の提案制度の活用	都市計画課
安心・安全の確保に向けた防災対策の強化 ● 居住誘導区域内や災害のリスクがある地域の安心・安全を確保するため、市街地の防災対策の強化を図ります。	○避難の情報提供、避難所等の指定・見直し	危機管理課
	○洪水・土砂災害ハザードマップの時点更新・周知	
	○町会単位での自主防災組織設立の促進	道路河川課 下水道課
	○河川整備と連携した氾濫対策の推進	
	○浸水想定区域内の住宅への防災及び浸水対策の強化	危機管理課 下水道課
○佐野市地域防災計画、佐野市水防計画に基づく地域防災力・情報発信の強化	危機管理課	

7.4 公共交通に係る施策

(1) 市独自で取り組む施策

公共交通に係る、市が独自で取り組む施策等について、以下の一覧に掲げる施策を位置づけます。

表 7-6 公共交通に係る施策（市独自で取り組む施策）

誘導施策	具体的な内容	所管課
公共交通ネットワークの形成 ● 市の拠点形成に対応した公共交通の利便性確保と維持のため、市内の公共交通のネットワークの形成を図ります。	○市内公共交通ネットワークの再編	市民生活課 都市計画課
	○中心市街地と佐野新都市を結ぶ公共交通の強化及び最適化	
誰もが快適に移動できる公共交通利用環境の充実 ● 全世代が公共交通を利用しやすい環境を形成するため、公共交通利用環境の充実を図ります。	○デマンド型交通等の導入による中山間地域から拠点へのアクセス確保	
	○ユニバーサルデザイン車両の運行	
交通結節点の利便性向上 ● 市の拠点形成に対応した公共交通の利便性向上のため、鉄道駅及び佐野新都市バスターミナルの周辺整備や機能強化を図ります。	○シェアサイクル等の新たなモビリティの導入検討	
	○交通結節点の機能強化、待合環境等の向上	
	○交通結節点及びその周辺のバリアフリー化	
公共交通の利用促進 ● 公共交通の利用者数の維持・増加のため、公共交通利用に対する市民の意識醸成を図ります。	○バスダイヤの見直し等による乗り継ぎ利便性の向上	
	○自動車（自家用）利用からの転換を促す市民意識の醸成	

8. 計画の推進と進捗評価

8.1 評価指標及び目標値

本計画の進捗状況や施策の効果の発現状況を客観的、定量的に評価するため、評価指標及び目標値を設定します。評価指標は、都市機能誘導、居住誘導、公共交通の3つの分野についてそれぞれ設定します。

人口密度等、長期的観点からの評価が必要な指標の目標年次は、計画期間の最終年となる2038年とします。その後については上位計画や関連計画等の見直しを踏まえて、本計画の目標値も見直していくこととします。

表 8-1 評価指標及び目標値

	評価指標	基準値	目標値（2038年）
都市機能分野の指標及び目標値	都市機能誘導区域内の誘導施設の立地割合 （各拠点に立地している誘導施設の種類の数÷各拠点に位置つけた誘導施設の種類の数）	23/28 種類 82.1% / 100% 【2020年】	28/28 種類 100% / 100% 【2038年】
	都市機能誘導区域内の地価公示価格の平均値	42,750 円 【2020年】	基準年の地価公示価格の平均値以上 【2038年】
	市政アンケートにおける都市機能の利便性評価（市政アンケート（都市核の利便性）における、そう思う+どちらかと言えばそう思うの合計）	・佐野駅周辺：52.7% ・田沼駅周辺：10.2% ・葛生駅周辺：7.6% 【2019年】	・佐野駅周辺：60% ・田沼駅周辺：15% ・葛生駅周辺：15% 【2038年】 （本計画の上位計画において同じ指標により目標値を設定した場合は、上位計画との整合を図る）
居住分野の指標及び目標値	空き家バンクの活用件数	31 件（累計） 【2019年】	300 件（累計） 【2038年】
	居住誘導区域の人口密度	36.8 人/ha【2015年】	36.8 人/ha【2038年】
	居住誘導区域の人口割合（総人口に占める割合）	37.9%【2015年】	45.2%【2038年】
	居住誘導区域内の地価公示価格の平均値	34,195 円 【2020年】	基準年の地価公示価格の平均値以上 【2038年】
	市政アンケート（佐野市（お住まいの地域）の住みやすさ）における、そう思う+どちらかと言えばそう思うの合計	79.6% 【2019年】	85% 【2038年】 （本計画の上位計画において同じ指標により目標値を設定した場合は、上位計画との整合を図る）
公共交通分野の指標及び目標値	東武鉄道佐野駅、田沼駅、葛生駅の乗降客数	1,926,105 人/年 【2019年】	1,979,600 人/年 【2038年】
	市内の路線バスの利用客数（コミュニティバス、民間路線バスの合計）	308,003 人/年 【2019年】	321,500 人/年 【2038年】

8.2 計画の進行管理

本計画の策定後、PDCA サイクルに基づき計画の進行管理を行います。概ね5年ごとに、本計画で掲げた施策等の実施状況について検証するとともに、設定した評価指標や目標値等による進捗状況を評価します。また、その結果等を踏まえ、誘導施策の更新等、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画は長期的な計画となりますので、柔軟に対応していきながら、その推進に努めていきます。

また、近年における気候変動等の影響により、頻発・激甚化する自然災害への対応として、防災・減災の観点を取り入れたまちづくりを加速する必要があります。

そこで、本計画に係る区域における災害リスクを踏まえた課題を抽出した上で、課題に対する取り組みについて「防災指針」を策定します。

なお、策定にあたっては、防災部局をはじめ、部局横断的な検討が必要であることから、2023年度（令和5年度）までに位置付けることとします。

■PDCA サイクルに基づく進行管理

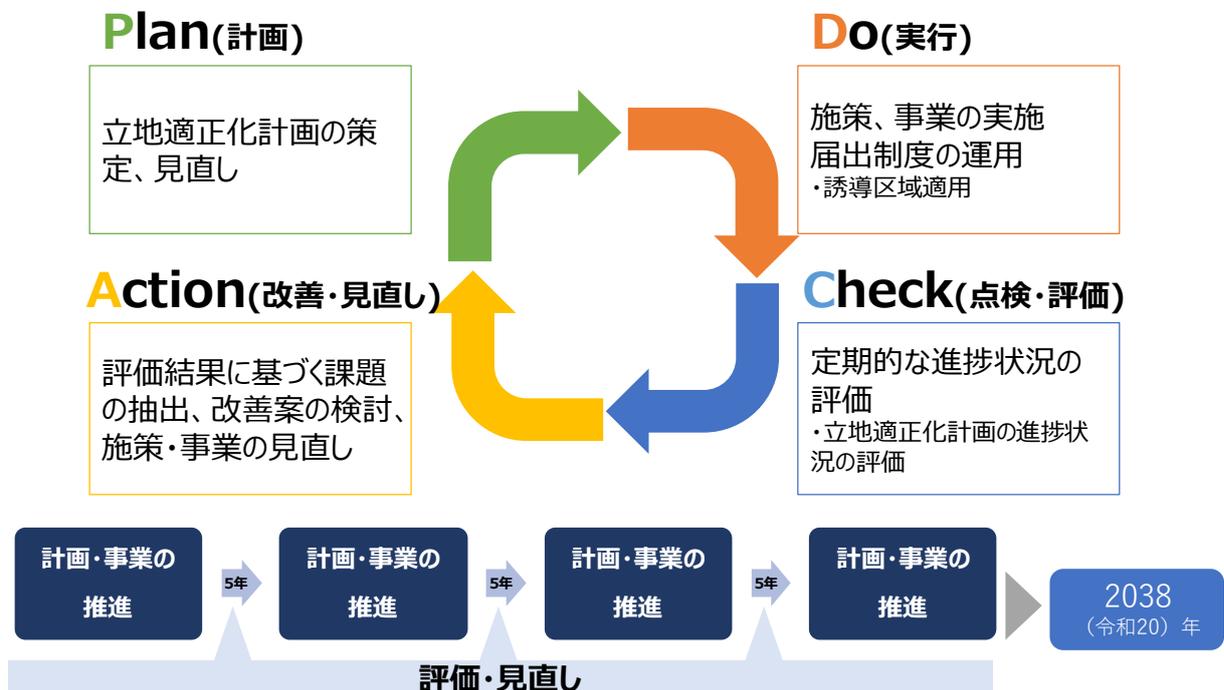


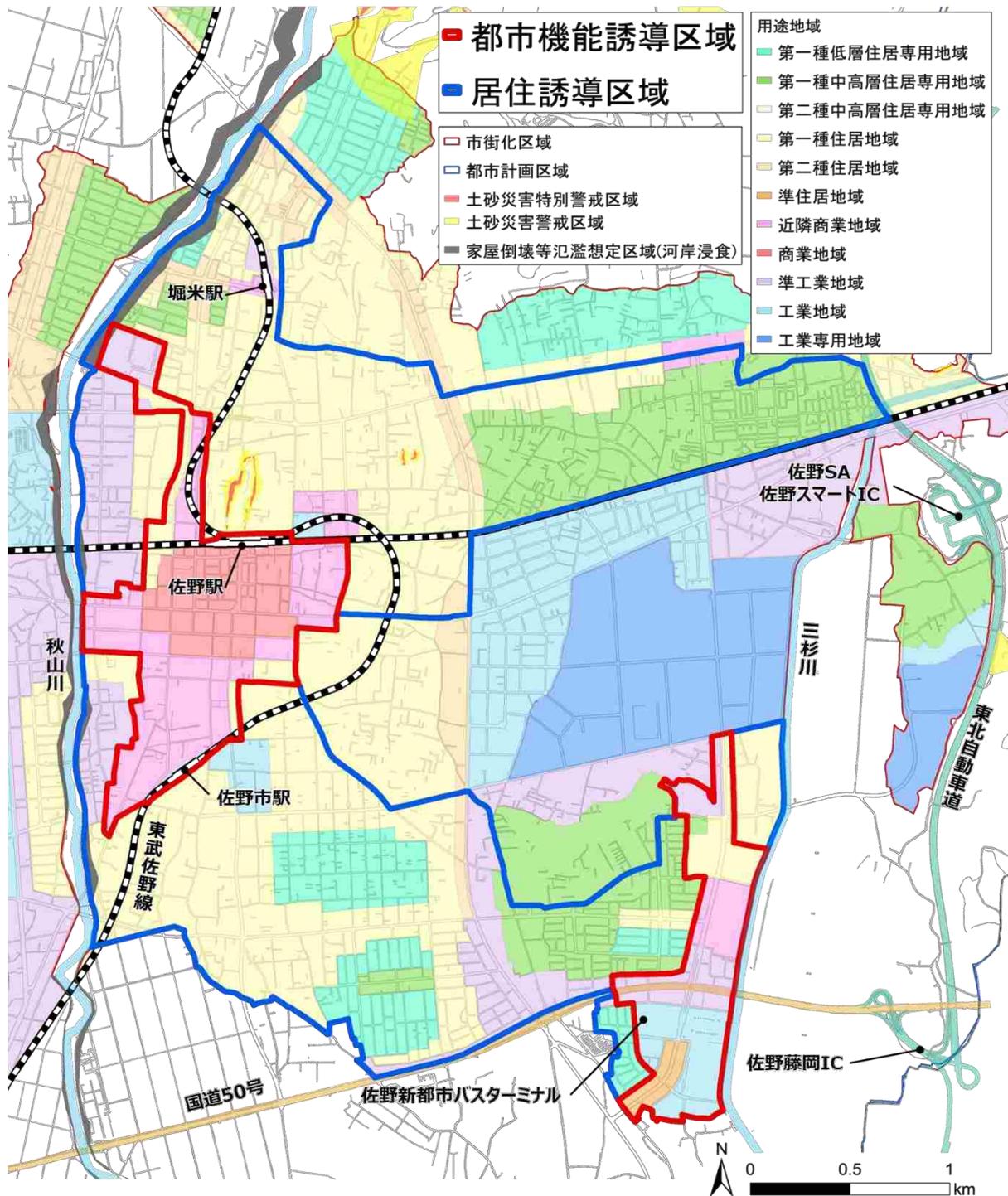
図 8-1 PDCA サイクルに基づく進行管理

卷末資料

1. 誘導区域拡大図.....	1
(1) 佐野エリア・佐野新都市エリア.....	1
(2) 田沼エリア.....	2
(3) 葛生エリア.....	2
2. 市民参加の状況.....	3
2.1 コンパクトなまちづくりに向けた市民アンケート調査.....	3
(1) 実施概要.....	3
(2) 調査票.....	3
(3) アンケート集計結果.....	9
2.2 市民ワークショップ.....	15
2.3 市民説明会.....	15
2.4 パブリックコメント.....	15
3. 佐野市立地適正化計画策定体制.....	16
4. 策定の経過.....	21

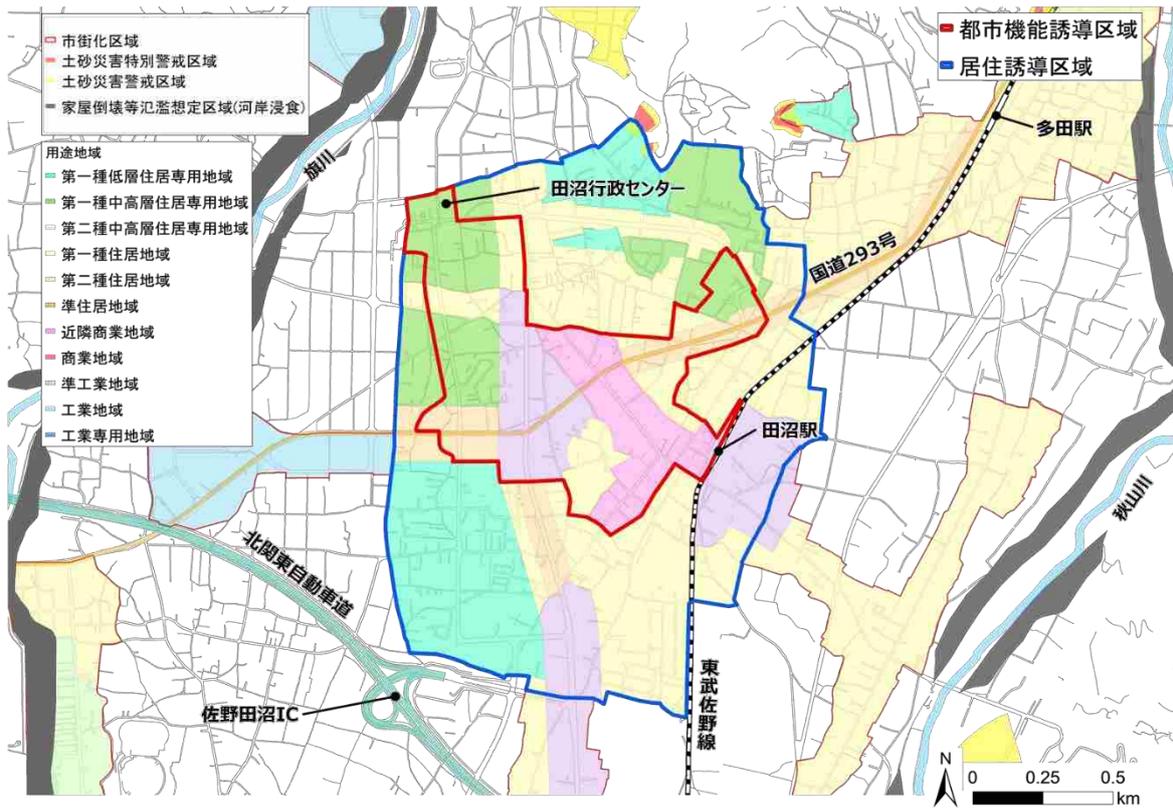
1. 誘導区域拡大図

(1) 佐野エリア・佐野新都市エリア

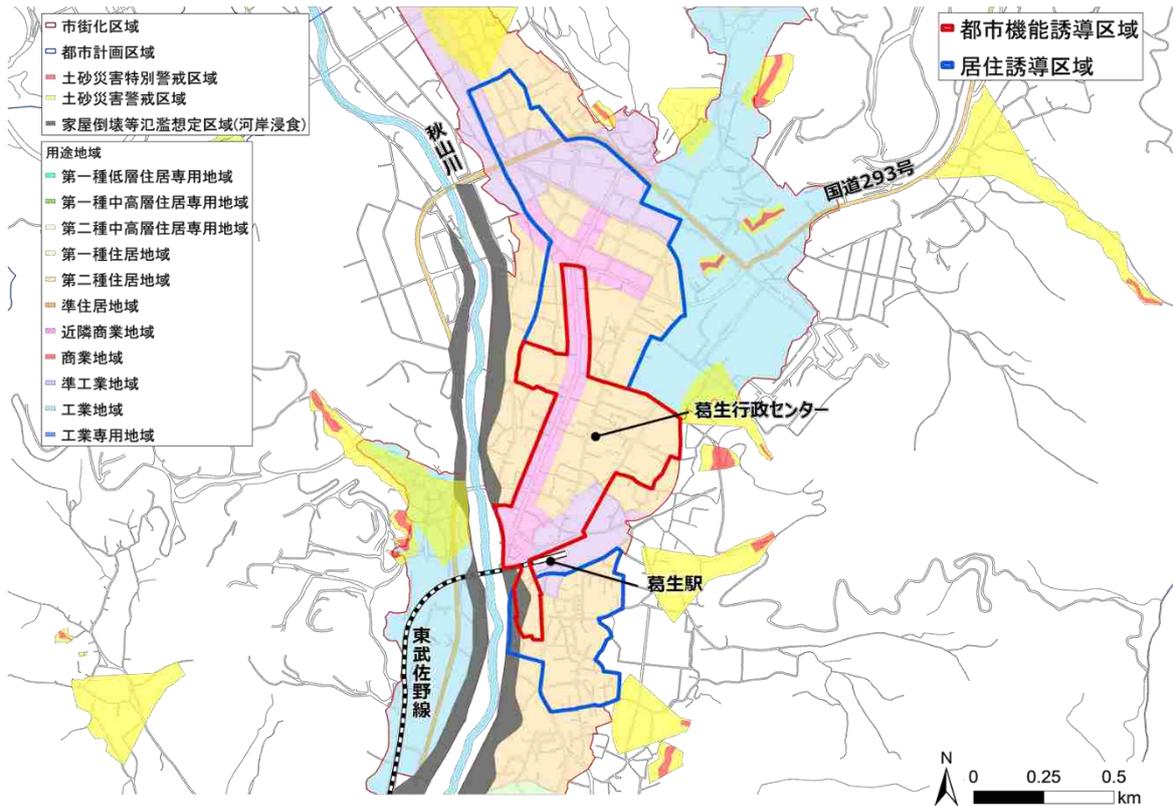


※土砂災害（特別）警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)は誘導区域に含めない。

(2) 田沼エリア



(3) 葛生エリア



※土砂災害（特別）警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)は誘導区域に含めない。

2. 市民参加の状況

2.1 コンパクトなまちづくりに向けた市民アンケート調査

(1) 実施概要

対象	2,000人(18歳以上の市民) 住民基本台帳より無作為抽出
期間	平成30(2018)年10月10日～10月26日
方法	郵送による配布・回収。無記名
回収数	706票
回収率	35.2%

(2) 調査票

佐野市のコンパクトなまちづくり に向けた市民アンケート調査

— 『佐野市立地適正化計画』の策定に向けて—

市民の皆様には、日頃から市政に対しご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
佐野市では現在、人口減少や少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりの実現に向けて、
『佐野市立地適正化計画』の策定を進めています。

この計画の策定にあたり、市民の皆様のご意見を反映したまちづくりを実現するため、アンケート調査を実施いたしますので、ご協力頂きますようお願い申し上げます。なお、本アンケート調査は、住民基本台帳に基づき、18歳以上の市民の皆様から無作為に2,000名を抽出し、送付させていただいております。

本調査の結果については、『佐野市立地適正化計画』の策定だけでなく、今後の市政運営や計画策定の際の基礎資料として活用し、より良い市政の実現に役立ててまいります。

平成30年10月吉日 佐野市 都市建設部 都市計画課

●ご記入にあたって

- ご回答は、ご本人様(=封筒の宛名の方)が全てご記入ください。
ただし、事情によりご本人様による記入ができないときは、ご家族がご本人様の意向に沿って記入していただいても結構です。
 - お答えは、各選択肢の番号に○印をつけてください。また、それ以外の回答様式の場合は、設問に沿って回答してください。
 - お答えの中で「その他」を選んだときは、その内容をアンケート用紙の()内に直接ご記入ください。
- ・ご記入いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて
平成30年10月31日(水)までにご投函ください。(切手は不要です)

【本調査に関するお問い合わせ先】

佐野市 都市建設部 都市計画課 計画係 電話番号：0283-20-3100

【調査委託業者名】

日本工営株式会社 (アンケート返信先)

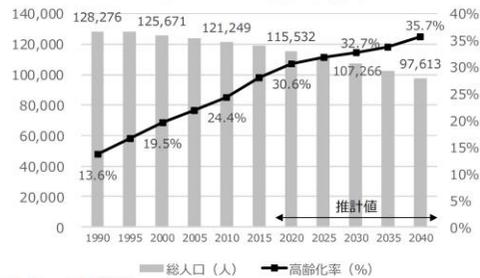
本アンケートにご回答いただく前に、なぜ、コンパクトなまちづくりを進めなければならないのか？について、簡単に解説します。

本市の人口の推移について

本市の人口は、年々減少を続けています。ピーク時には約13万人であった人口が、平成52(2040)年頃には10万人を下回る見込みとなっています。

また、高齢化率(65歳以上の人口の割合)も上昇を続けており、平成52(2040)年頃には高齢化率が約35%となり、市民の3人に1人以上が高齢者となります。

【本市の人口の推移と見通し】



市民のみなさまへの影響について

このまま人口減少や高齢化が進むと、本市の財政状況が悪化し、市の活力が低下してしまいます。また、空き地・空き家が増えたり、利用者の減少により商業店舗や医療・福祉などの身近な生活サービス機能、公共交通の維持が困難となるなどの恐れがあります。

人口が減少する中で、これらの生活サービスを効率的に提供するためには、都市の集約化(コンパクト化)により人口密度を維持していくことが不可欠です。また、都市の拠点どうしなどを交通などのネットワークによりつなげ、連携していくことが重要となります。



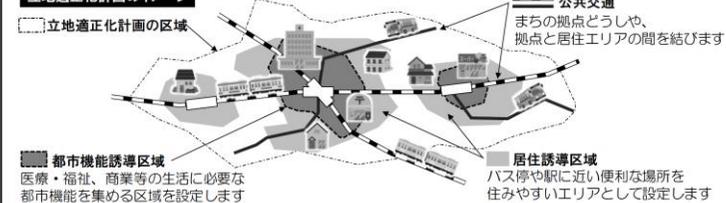
コンパクトなまちづくりに向けた計画の策定について

そこで…本市では、新たなまちづくりの計画である「立地適正化計画」を策定します！

立地適正化計画では、人口密度を維持するためのまちづくりの方針を定めます。

また、その実現に向けた都市機能や居住の誘導に関する方針を定めます。

立地適正化計画のイメージ



1. あなた自身のことについておたずねします。

問1. あなたの性別は。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

1. 男性 2. 女性

問2. あなたの年齢は。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

1. 10歳代 4. 40歳代 7. 70歳以上
2. 20歳代 5. 50歳代
3. 30歳代 6. 60歳代

問3. あなたの住んでいる地区は。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

また、あなたの住んでいる町名を下の枠内に記入してください。

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| 1. 佐野地区 | 8. 赤見地区 | 15. 野上地区 |
| 2. 植野地区 | 9. 田沼地区 | 16. 新合地区 |
| 3. 界地区 | 10. 田沼南部地区 | 17. 飛駒地区 |
| 4. 犬伏地区 | 11. 栃本地区 | 18. 葛生地区 |
| 5. 堀米地区 | 12. 田沼北部地区 | 19. 常盤地区 |
| 6. 旗川地区 | 13. 戸奈良地区 | 20. 氷室地区 |
| 7. 吾妻地区 | 14. 三好地区 | 21. わからない |

お住まいの町名: 佐野市 _____ (町・丁目)

(例: 高砂町、田沼町、葛生東1丁目、下彦間町など)

問4. あなたの職業は。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 会社員、公務員 | 5. パート、アルバイト |
| 2. 自営業 | 6. 無職 |
| 3. 高校生、大学生、専門学生 | 7. その他 (_____) |
| 4. 専業主婦(主夫) | |

問5. あなたの家族(世帯)構成は。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

- | | | |
|-------|------------|-----------------|
| 1. 単身 | 3. 親子(2世代) | 5. その他(_____) |
| 2. 夫婦 | 4. 親子(3世代) | |

問6. あなたの家族(世帯)には、中学生以下の方、または65歳以上の高齢者の方はいらっしゃいますか。次の中から、あてはまるものを全て選んで○を付けてください。

- | | | |
|-------------------|------------------------|-----------|
| 1. 家族(世帯)に未就学児がいる | 3. 家族(世帯)に中学生がいる | 5. いずれもない |
| 2. 家族(世帯)に小学生がいる | 4. 家族(世帯)に65歳以上の高齢者がいる | |

問7. あなたは自動車を保有していますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

1. 自分で自由に使える自動車がある
2. 家族共用の自動車がある
3. 自動車を保有していない

2. あなたの日常生活についておたずねします。

問8. あなたが下の目的(①～⑫)で外出する際、目的地はどこ(場所・地域)にあって、どのように(交通手段)行きますか。

次の表から、目的別に場所・地域を1つ選んで○を付けてください。次のページに佐野市の地図を示していますので、そちらも見ながらお答えください。

また、その場所に行く際の交通手段を3つまで選んで○を付けてください。

(①～⑫のそれぞれの目的について、対象となる場所・地域が複数ある場合は、最もよく行く場所・地域についてお答えください。)

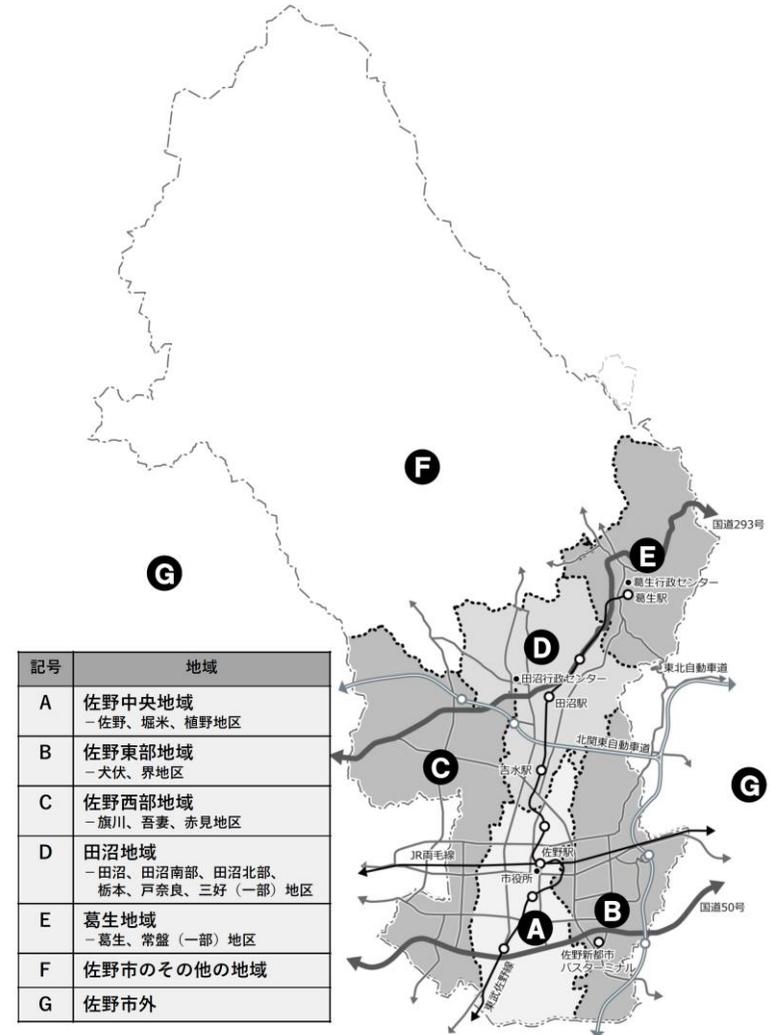
目的	最もよく行く場所・地域 (目的ごとに○は1つ)							よく利用する交通手段 (目的ごとに○は3つまで)									
	A 佐野中央地域	B 佐野東部地域	C 佐野西部地域	D 田沼地域	E 葛生地域	F 佐野市のそれ以外の地域	G 佐野市外	わからない・行くことがない	自動車(自分で運転)	自動車(自己以外が運転)	バイク・原付	バス	鉄道	タクシー	自転車	徒歩	その他
①食料品・日用品を買うための日常の買い物(スーパー、コンビニなど)																	
②買回品※1を買うための買い物(専門店、デパートなど)																	
③飲食店(レストラン、喫茶店、カフェなど)																	
④通院(総合病院)																	
⑤通院(医院、診療所など)																	
⑥通勤・通学(仕事先・学校など)																	
⑦市の窓口(市役所・出張所など)																	
⑧図書館・文化施設																	
⑨公民館・集会所・コミュニティ施設※2																	
⑩スポーツ・運動施設																	
⑪保健施設・福祉施設																	
⑫幼稚園・保育園などの子育て関連施設																	

※1 買回品：洋服・靴や家電製品、趣味に関する商品など

※2 コミュニティ施設：コミュニティセンター、集落センター、生活改善センターなど

【佐野市の地図】

この地図を見ながら3ページ 問8を回答してください。



問9. あなたにとって、日常生活において、自宅周辺(おおよそ徒歩10分程度で移動できる範囲)に欠かせないと思う施設はなんですか。
また、佐野市内の主要駅(佐野駅、田沼駅、葛生駅)周辺や佐野新都市、市街地の中心部など、拠点となる地区に欠かせないと思う施設はなんですか。
次の中から、あてはまる場所にそれぞれいくつでも○を付けてください。

項目	自宅周辺 に欠かせない施設 (おおよそ徒歩10分程度で移動できる範囲)	拠点となる地区 に欠かせない施設 (佐野市内の主要駅周辺や佐野新都市、市街地の中心部など)
①食料品・日用品を買うための日常の買い物(スーパー、コンビニなど)		
②買回りの品を買うための買い物(専門店、デパートなど)		
③飲食店(レストラン、喫茶店、カフェなど)		
④通院(総合病院)		
⑤通院(医院、診療所など)		
⑥通勤・通学(仕事先・学校など)		
⑦市の窓口(市役所・出張所など)		
⑧図書館・文化施設		
⑨公民館・集会所・コミュニティ施設		
⑩スポーツ・運動施設		
⑪保健施設・福祉施設		
⑫幼稚園・保育園などの子育て関連施設		

↑それぞれ○を記入してください(いくつでも)

問10. 普段の生活において、鉄道や路線バス、高速バス、タクシーといった公共交通機関を利用する頻度はどのくらいですか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 週に5日以上 | 4. 1ヶ月に1~2日 |
| 2. 週に3~4日 | 5. 年に数回 |
| 3. 週に1~2日 | 6. その他() |

問11. あなたが今後、加齢等により車の運転が難しく感じるようになった際、運転免許を自主返納しようと思いますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 自主返納しようと思う | 3. わからない |
| 2. 自主返納しようとは思わない | 4. 運転免許を持っていない |
- (2. 自主返納しようとは思わない と答えた方へ) その理由はなぜですか。

()

例: 車がないと買い物に行けないから、バスなどの公共交通が不便だから など

3. お住まいについておたずねします。

問12. あなたの現在のお住まいの形態は。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 持ち家の一戸建て | 5. 給与住宅、学生寮 |
| 2. 持ち家の集合住宅(マンションなど) | 6. 高齢者向け住宅・施設 |
| 3. 賃貸の一戸建て | 7. 公営住宅 |
| 4. 賃貸のアパート、マンション | 8. その他() |

問13. あなたは、現在のお住まい(住居および周辺の環境)に満足していますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。また、その理由をご記入ください。

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 満足している | 3. やや不満である |
| 2. まあまあ満足している | 4. 不満である |
- その理由はなぜですか。

()

満足の理由(例): 買い物や通勤先が近く便利、周辺の治安が良い など
不満の理由(例): 駅や買い物先が遠い、日照条件が悪い、家が老朽化している など

問14. あなたは、今後も現在のお住まい(住居および地区)に住み続けたいと思いますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○を付けてください。また、その理由をご記入ください。

- 住み続けたい
- どちらかと言えば住み続けたい
- わからない
- できれば将来は他の地区/市外に移り住みたい

→移り住みたい場所はありますか? ()

→その理由はなぜですか。

()

住み続けたい理由(例): 日常生活に不便がない、現在の住まいに慣れているから など
住み続けたくない理由(例): もっと買い物や公共交通が便利なところに住みたい など

問15. あなたが望ましいと考えるお住まいの地区の条件はどのようなものですか。次の5つの選択肢を読んで、望ましい順に優先順位(1位~5位)をお書きください。

選 択 肢	優先順位 (1から5までの数字を記入)
1. 駅やバス停などが近く、公共交通が利用しやすい	位
2. 公共施設、医療施設、商業施設などの都市機能が充実している	位
3. 幹線道路などが利用でき、自動車での移動が便利である	位
4. 公共交通や都市施設の利用には不便だが、緑豊かで静かである	位
5. 職場や通学先に近い	位

→その他に「望ましい」と考えるお住まいの地区の条件があればお書きください。

()

4. 佐野市のこれからのまちづくりについておたずねします。

問16. 佐野市では、これからも人口減少や少子高齢化が進んでいくことが見込まれており、これらが進行すると、日常生活において様々な影響が生じる可能性があります。次の中から、あなたにとって影響が生じると困ることを**3つまで**選んで○を付けてください。

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 1. 利用者の減少により、スーパーなどの店舗が撤退する | 6. 働き手の減少により、企業が撤退する |
| 2. 鉄道やバスの運行本数が減る、路線がなくなる | 7. 高齢化の進行により、医療費などの社会保障費が増加する |
| 3. 商店街や駅前のにぎわいがなくなる | 8. 人が減り、地域のコミュニティを維持できなくなる |
| 4. 道路や水道などのインフラが維持・更新できなくなる | 9. その他
() |
| 5. 病院や学校、福祉施設などの公益施設が統合されて減る | |

問17. これからの人口減少や少子高齢化の中で、あなたは佐野市の今後のまちづくりにおいて、重視していくべきことはなんだと思いますか。次の中から、あてはまるものを**3つまで**選んで○を付けてください。

1. 日常生活に必要な身近な買い物環境・サービス機能の確保
2. 駅やバスターミナルなど、市内の拠点への移動に便利な公共交通網の充実
3. 拠点となる既存市街地のにぎわいの再生・創出
4. 公共施設等の都市機能が集約した、コンパクトなまちづくりの推進
5. 高齢者や子どもたちが安全に暮らせるバリアフリー環境の整備
6. 道路・公園や上下水道などの生活インフラの維持・整備
7. 自然災害への対策など、災害に強い市街地環境づくり
8. 空き地や空き家などの有効活用によるまちなか居住の推進
9. 中山間部や郊外でも安心して暮らせる拠点や交通ネットワークづくり
10. その他 ()

問18. これからのまちづくりは、行政と市民の皆様が協力しながら進めていく必要があります。あなたは、これからの佐野市のまちづくりに参加していきたいと思いませんか。下に示す例も見ながら、次の中から、あてはまるものを**1つ**選んで○を付けてください。

1. 積極的に参加したい
2. 機会があれば参加したい
3. 特にまちづくり活動への興味・関心はない
4. その他 ()

→「1. 積極的に参加したい」、「2. 機会があれば参加したい」とお答えになった方にお尋ねします。具体的にどのような活動に参加したいですか。

()

<まちづくり活動の例>

- ・商店街などにおける、にぎわいづくり・まちおこし活動
- ・身近な花壇やみどりの整備
- ・路上などの清掃活動
- ・空き店舗等を活用した交流サロンの運営
- ・通学路などでの子どもたちの見守り
- ・地区の景観の維持、美化のための活動
- ・まちづくりに関するワークショップなどへの参加
- ・佐野市の計画策定へ市民の声を反映する

など

5. これからの佐野市のまちづくりについて、ご意見・ご提案などがあればお聞かせください。(自由にご記入ください。)

1. これからの佐野市のまちづくりについて

(例: まちなかの活性化、人口減少・少子高齢化への対応など)

2. 身近な地区でのまちづくりについて

3. その他

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
記入漏れなどがなければ確認の上、アンケート用紙を返信用封筒に入れ、お近くの郵便ポストに投函ください。

(3) アンケート集計結果

※注:無回答者を除いて集計しているため、各設問の回答数の合計はアンケート回答者の総数とは一致しない。

1. あなた自身のことについて

問1 性別

男性	女性
303	394

問2 年齢

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
10	47	77	108	105	186	169

問3 居住地域

佐野中央地域	佐野東部地域	佐野西部地域	田沼地域	葛生地域	その他
262	109	90	126	44	47

問4 職業

会社員、 公務員	自営業	高校生、大学 生、専門学生	専業主婦 (主夫)	パート、 アルバイト	無職	その他
219	68	18	101	113	168	15

問5 家族(世帯)構成

単身	夫婦(子供なし)	親子(2世代)	親子(3世代)	その他
53	220	334	73	16

問6 家族(世帯)に中学生以下の方、または65歳以上の高齢者の方がいるか

未就学児がいる	小学生がいる	中学生がいる	65歳以上の 高齢者がいる	いずれも いない
59	90	55	359	214

問7 自動車の保有状況

自分で自由に使える 自動車がある	家族共有の自動車がある	自動車を保有していない
546	90	65

2. あなたの日常生活について

問8①外出時の目的地（地域）

目的/目的地	佐野中央地域	佐野東部地域	佐野西部地域	田沼地域	葛生地域	それ以外の地域	佐野市内の	佐野以外	わからない・行くことがない
①食料品・日用品を買うための日常の買い物	286	127	55	137	18	8	15	5	
②買回り品を買うための買い物	131	303	13	15	0	22	92	10	
③飲食店（レストラン、喫茶店、カフェなど）	200	198	19	27	2	14	69	24	
④通院（総合病院）	298	30	28	63	1	10	55	74	
⑤通院（医院、診療所など）	272	85	54	76	34	9	25	31	
⑥通勤・通学（仕事先・学校など）	117	58	31	42	15	14	114	94	
⑦市の窓口（市役所・出張所など）	389	4	20	92	34	10	0	15	
⑧図書館・文化施設	212	21	3	92	24	0	12	140	
⑨公民館・集会所・コミュニティ施設	144	58	49	90	27	7	1	144	
⑩スポーツ・運動施設	64	42	91	81	6	7	20	185	
⑪保健施設・福祉施設	120	11	22	50	16	5	8	250	
⑫幼稚園・保育園などの子育て関連施設	63	26	23	33	4	1	1	282	

問8②目的別の交通手段

目的/交通手段	自動車 (自分で運転)	自動車 (自分以外が運転)	バイク・原付	バス	鉄道	タクシー	自転車	徒歩	その他	行くことがない
①食料品・日用品をかうための日常の買い物	536	155	10	5	2	1	69	80	0	5
②買回り品をかうための買い物	476	165	4	15	13	1	26	14	2	10
③飲食店(レストラン、喫茶店、カフェなど)	437	172	4	5	7	0	18	20	3	19
④通院(総合病院)	411	110	2	5	2	5	19	10	2	50
⑤通院(医院、診療所など)	459	102	6	3	0	1	30	26	1	23
⑥通勤・通学(仕事先・学校など)	338	18	3	5	18	1	23	24	0	69
⑦市の窓口(市役所・出張所など)	456	81	7	4	1	0	39	25	0	14
⑧図書館・文化施設	312	47	3	3	2	0	28	20	0	97
⑨公民館・集会所・コミュニティ施設	273	29	2	0	0	0	44	101	1	106
⑩スポーツ・運動施設	286	48	3	0	0	1	14	16	1	136
⑪保健施設・福祉施設	218	30	2	0	0	0	8	6	1	177
⑫幼稚園・保育園などの子育て関連施設	139	19	0	0	0	0	10	13	1	213

問9① 自宅周辺（おおよそ徒歩10分程度で移動できる範囲）に欠かせないと考える施設（3つまで選択）

	回答者数	回答割合
①食料品・日用品を買うための日常の買い物	615	87.1%
②買回り品を買うための買い物	227	32.2%
③飲食店（レストラン、喫茶店、カフェなど）	226	32.0%
④通院（総合病院）	249	35.3%
⑤通院（医院、診療所など）	445	63.0%
⑥通勤・通学（仕事先・学校など）	165	23.4%
⑦市の窓口（市役所・出張所など）	254	36.0%
⑧図書館・文化施設	123	17.4%
⑨公民館・集会所・コミュニティ施設	285	40.4%
⑩スポーツ・運動施設	115	16.3%
⑪保健施設・福祉施設	161	22.8%
⑫幼稚園・保育園などの子育て関連施設	169	23.9%

問9② 佐野市内の主要駅（佐野駅、田沼駅、葛生駅）周辺や佐野新都市、市街地の中心部など、拠点となる地区に欠かせないと考える施設（3つまで選択）

	回答者数	回答割合
①食料品・日用品を買うための日常の買い物	265	37.5%
②買回り品を買うための買い物	382	54.1%
③飲食店（レストラン、喫茶店、カフェなど）	342	48.4%
④通院（総合病院）	363	51.4%
⑤通院（医院、診療所など）	213	30.2%
⑥通勤・通学（仕事先・学校など）	167	23.7%
⑦市の窓口（市役所・出張所など）	346	49.0%
⑧図書館・文化施設	252	35.7%
⑨公民館・集会所・コミュニティ施設	136	19.3%
⑩スポーツ・運動施設	196	27.8%
⑪保健施設・福祉施設	201	28.5%
⑫幼稚園・保育園などの子育て関連施設	161	22.8%

問10 公共交通機関の利用頻度

週に5日以上	週に3～4日	週に1～2日	月に1～2日	年に数回	その他
12	6	18	88	425	121

問 11 運転免許の自主返納意向

自主返納しようと思う	自主返納しようとは思わない	わからない	運転免許を持っていない
339	69	231	43

3. お住まいについて

問 12 現在のお住まいの形態

持ち家の 一戸建て	持ち家の 集合住宅	賃貸 アパート、 マンション	賃貸の 一戸建て	給与社宅、 学生寮	公営住宅	その他
598	4	50	21	3	9	9

問 13 年齢現在のお住まい（住居および周辺環境）の満足度

満足している	まあまあ満足している	やや不満である	不満である
255	276	103	54

問 14 現在のお住まい（住居および地区）での居住継続意向

住み続けたい	どちらかと言えば 住み続けたい	わからない	できれば将来は 他の地区/市外に移り住みたい
361	171	118	45

問 15 望ましいと考えるお住まいの地区の条件（1～5の順位で回答）

	平均順位
公共施設、医療施設、商業施設などの都市機能が充実している	1.95
駅やバス停などが近く、公共交通が利用しやすい	2.73
幹線道路などが利用でき、自動車での移動が便利である	2.89
職場や通学先に近い	3.63
公共交通や都市施設の利用には不便だが、緑豊かで静かである	3.72

4. 佐野市のこれからのまちづくりについて

問 16 人口減少や少子高齢化により影響が生じると困ること

	回答者数	回答割合
①利用者の減少により、スーパーなどの店舗が撤退する	457	64.7%
②鉄道やバスの運行本数が減る、路線がなくなる	161	22.8%
③商店街や駅前のにぎわいがなくなる	72	10.2%
④道路や水道などのインフラが維持・更新できなくなる	239	33.9%
⑤病院や学校、福祉施設などの公益施設が統廃合されて減る	326	46.2%
⑥働き手の減少により、企業が撤退する	114	16.1%
⑦高齢化の進行により、医療費などの社会保障費が増加する	489	69.3%
⑧人が減り、地域のコミュニティを維持できなくなる	116	16.4%

問 17 佐野市の今後のまちづくりにおいて、重視していくべきこと

	回答者数	回答割合
①日常生活に必要な身近な買い物環境・サービス機能の確保	481	68.1%
②駅やバスターミナルなど、市内の拠点への移動に便利な公共交通網の充実	246	34.8%
③拠点となる既存市街地のにぎわいの再生・創出	93	13.2%
④公共施設等の都市機能が集約した、コンパクトなまちづくりの推進	162	22.9%
⑤高齢者や子どもたちが安全に暮らせるバリアフリー環境の整備	205	29.0%
⑥道路・公園や上下水道などの生活インフラの維持・整備	185	26.2%
⑦自然災害への対策など、災害に強い市街地環境づくり	210	29.7%
⑧空き地や空き家などの有効活用によるまちなか居住の推進	203	28.8%
⑨中山間部や郊外でも安心して暮らせる拠点や交通ネットワークづくり	162	22.9%

問 18 佐野市のまちづくりへの参加意向

積極的に参加したい	機会があれば参加したい	特にまちづくり活動への興味・関心はない	その他
31	355	217	63

5. これからの佐野市のまちづくりについてのご意見・ご提案（自由記述）

- これからの佐野市のまちづくりについて 意見数：16 件
- 身近な地区でのまちづくりについて 意見数:112 件
- その他 意見数：100 件

2.2 市民ワークショップ

会場	まちなか活性化ビル「佐野未来館」2階 市民ギャラリー
開催日時	令和元(2019)年8月7日 13:00～17:00
内容	参加者を市街地ごとに4つのグループに分け、地域ごとの現状の課題や将来のまちづくりのあり方等についてグループワーク、発表
参加者数	市民38名(中学生、高校生、短・大学生、子育て世代、シニア、町会)

2.3 市民説明会

◆ 延べ参加人数92名

開催日	開催場所	参加者数
令和2(2020)年6月29日	田沼中央公民館	24名
令和2(2020)年6月30日	葛生あくとプラザ	15名
令和2(2020)年7月1日	佐野市文化会館	53名

2.4 パブリックコメント

意見募集期間	令和2年10月16日～令和2年11月16日
募集結果	意見者数0名 意見数0件

3. 佐野市立地適正化計画策定体制

□平成 30（2018）年度

計画の策定主体となる「策定委員会」及び「策定部会」、学識経験者や県・市の関係者を交えた「策定懇談会」を設立し、本市の現状と課題、まちづくりの方向性を中心に検討しました。

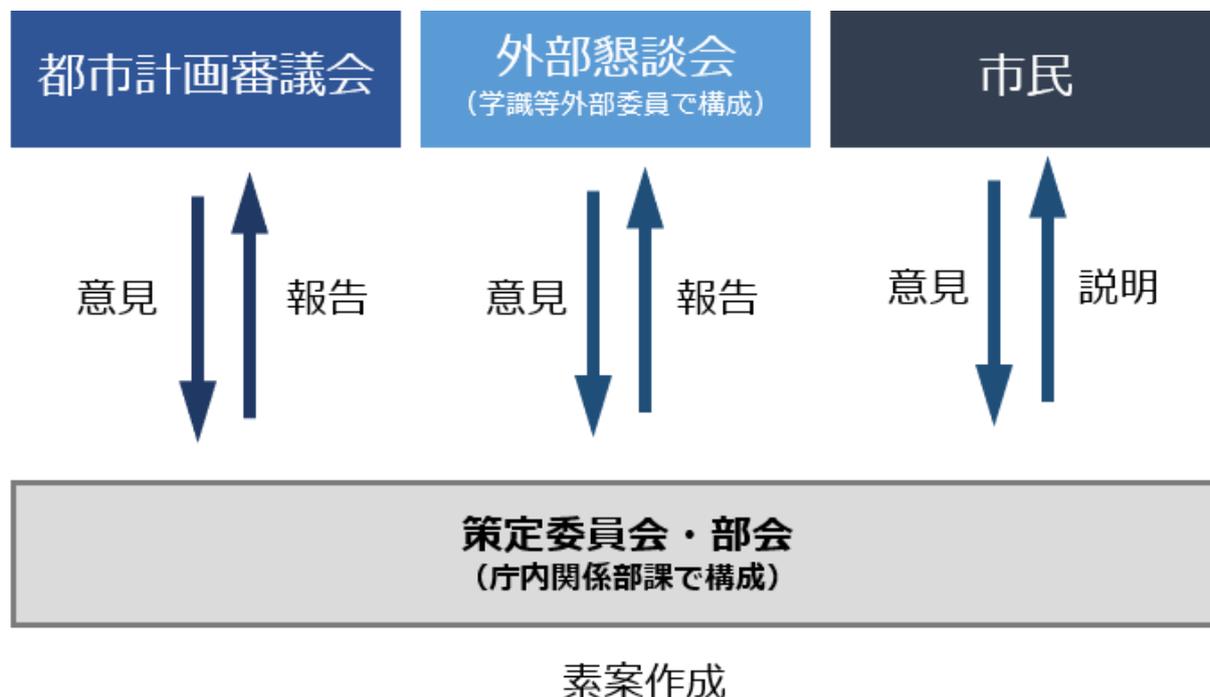
□平成 31/令和元（2019）年度

都市機能誘導区域及び居住誘導区域、誘導施設、誘導施策、評価指標及び目標値を中心に検討しました。

また、市民ワークショップを開催し市民の方から意見をいただきました。

□令和 2（2020）年度

策定委員会等や住民説明会やパブリックコメントを行なった上で、都市計画審議会に諮り、本計画を策定しました。



図：検討体制

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するため、佐野市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 立地適正化計画の素案の作成に関すること。
- (2) 佐野市立地適正化計画策定懇談会設置要綱（平成30年佐野市告示第220号）第1条に規定する佐野市立地適正化計画策定懇談会からの前号の立地適正化計画の素案に対する意見を検討し、立地適正化計画の原案を作成すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、立地適正化計画の策定に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市建設部長を、副委員長は総合政策部長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、立地適正化計画の素案を作成するため、部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の素案を作成し、これを委員会に提出すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が指定する事務を行い、その結果を委員会に報告すること。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
 - 4 部会長は都市計画課長を、部会員は市長が指名する職員をもって充てる。
 - 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
 - 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

佐野市立地適正化計画策定委員会

職名	備考
総合政策部長	副委員長
行政経営部長	
市民生活部長	
こども福祉部長	
健康医療部長	
産業文化部長	
観光スポーツ部長	
都市建設部長	委員長
上下水道局長	
教育総務部長	

職名は、令和2年4月1日現在

佐野市立地適正化計画策定部会

職名	備考
総合政策部 政策調整課長	
行政経営部 行政経営課長	
市民生活部 市民生活課長	
こども福祉部 社会福祉課長	
健康医療部 医療保険課長	
産業文化部 産業立市推進課長	
観光スポーツ部 観光立市推進課長	
都市建設部 都市計画課長	部会長
上下水道局 企業経営課長	
教育総務部 教育総務課長	

職名は令和2年4月1日現在

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に当たり、その素案に関し意見を聴くため、佐野市立地適正化計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐野市立地適正化計画策定委員会設置要綱（平成30年佐野市訓令第19号）第1条に規定する佐野市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）が作成する立地適正化計画の素案に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事務

(組織)

第3条 懇談会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、立地適正化計画が策定される日までとする。

2 市長は、前条第2項第2号及び第3号の規定に該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

佐野市立地適正化計画策定懇談会

区分	氏名	所属	備考
学識経験のある者	増山 正明	足利大学 名誉教授	会長
	長田 哲平	宇都宮大学 准教授	
	為国 孝敏	特定非営利法人まちづくり支援センター 代表理事	副会長
佐野市 町会長 連合会	厚木 健志	佐野市町会長連合会 副会長	
	倉持 勇	佐野市町会長連合会 副会長	
	松崎 照夫	佐野市町会長連合会 副会長	
関係団体	吉澤 慎太郎	佐野商工会議所 会頭	
	松本 常治	佐野市あそ商工会 会長	
	原 大成	(公社) 栃木県宅地建物取引業協会 県南支部 理事	
	須藤 康則	(一社) 栃木県建築士会 佐野支部 支部長	
	綿引 寿男	(一社) 佐野市医師会 会長	
	五十畑 正夫	佐野市社会福祉協議会 常務理事 兼 事務局長	
	浅生 まゆみ	佐野市立小中学校長会 佐野市立出流原小学校長	
	小林 研介	佐野市幼稚園連合会 会長	
	山崎 洋介	佐野市小中学校PTA連絡協議会 理事	
	澤田 美織子	佐野市幼稚園PTA連合会 監事	
関係行政 機関	前川 昭一	佐野シニアクラブ連合会 会長	
	吉川 浩	栃木県県土整備部都市計画課 課長	
	分田 久貴	栃木県安足土木事務所 所長	

令和2年6月24日現在 敬称略

4. 策定の経過

月 日	事 項
平成 30(2018)年	
10 月 3 日	庁内担当者会議
10 月 10 日～10 月 26 日	市民アンケート
10 月 23 日	第 1 回策定部会・策定委員会
11 月 29 日	第 2 回策定部会
12 月 27 日	第 2 回策定委員会
平成 31/令和元(2019)年	
1 月 15 日	第 1 回策定懇談会
2 月 5 日	第 3 回策定部会
3 月 18 日	第 3 回策定委員会
5 月 20 日	第 2 回策定懇談会
6 月 28 日	第 4 回策定部会
7 月 17 日	第 4 回策定委員会
8 月 7 日	市民ワークショップ
8 月 21 日	第 5 回策定部会
10 月 1 日	第 5 回策定委員会
令和 2(2020)年	
1 月 10 日	第 6 回策定部会
1 月 20 日	第 6 回策定委員会
2 月 12 日	第 3 回策定懇談会
3 月 11 日	第 4 回策定懇談会
3 月 26 日	第 7 回策定委員会
6 月 29 日～7 月 1 日	市民説明会（3 回）
7 月 17 日	第 7 回策定部会
7 月 28 日	第 8 回策定委員会
10 月 16 日～11 月 16 日	パブリックコメント
10 月 30 日	第 5 回策定懇談会
11 月 20 日	第 28 回佐野市都市計画審議会
令和 3(2021)年	
1 月 22 日	第 9 回策定委員会（書面開催）

SANO

佐野市立地適正化計画